

午前 10 時 10 分 開議

議長（島原正嗣君） 皆さんおはようございます。ただいまから平成 8 年第 3 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 22 番 和気 豊君、23 番 林 治君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、泉南監報告第 8 号 例月現金出納検査結果報告から日程第 4、泉南監報告第 10 号 例月現金出納検査結果報告までの以上 3 件を一括議題といたします。

本 3 件に対し、監査委員の報告を求めます。監査委員 上野健二君。

監査委員（上野健二君） 皆さんおはようございます。第 3 回定例会現金出納検査報告をさせていただきます。まず、議長の許可をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成 8 年 5 月、6 月の例月出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第 235 条 2 第 1 項の規定に基づき、平成 8 年 5 月分は 6 月 28 日に、平成 8 年 6 月分は 7 月 30 日に黒須監査委員と私が検査を執行いたしました。これについては、一般会計、特別会計等収入役分扱い並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支内容を照合いたしましたところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたと認定いたしました。

以上、甚だ簡単ですが、検査報告といたします。

議長（島原正嗣君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

8 番（小山広明君） 最近、行政内部の事務のあり方がいろんな社会問題になっとなって、従来のものであれば問題であるということが一般的にはなっておるように思うんですが、泉南市の場合にも、そういう関係書類など照合して、符合し、間違いがないという今の報告があったんですが、特に食糧費問題とか交際費問題で相手方の名前を出すか出さないかでいろいろ議

論があって、市民感情からいえば当然相手の名前も公務ですから出すべきだということで、裁判所の判断もそのようになってきておりますが、そういうようなことが、今後市民からも当然監査請求なり、そういう情報公開の要望があると思うんですが、そういうものに十分たえられる内容になっておるのかどうか。また、従来どおりの処理をしたことに対して、どのような点を見直しておられるのか、一切見直しておらないのか、その辺について御答弁をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 上野監査委員。

監査委員（上野健二君） 監査につきましては、行政全般にわたってまして、そういったものを我々、ほとんどこの施策に対しては全般にチェックしております。御指摘の件につきましては、また今後定期検査とかそういった中で、特に公有財産、また今御指摘のありました問題については、これから十分心得た上で検査し、チェックした上でまた報告させていただきます。以上です。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） いや、私聞いたのは、今までの行政の処理の仕方をこういう社会的ないろんな問題になってきた今日状況で見直したのか、いや従来どおりの処理で終わっておるのか、その辺の監査としてそういうものを見直したのかどうかを聞いてるんで、見直してないのか、見直したのか。見直したのであれば、どういう点をどう見直したのか、その辺の基本的なことをちょっと御答弁をいただきたい。

議長（島原正嗣君） 上野監査委員。

監査委員（上野健二君） 議員御指摘の監査につきましては、再度要請があったときにはやらしていただきました。そういうことでございます。

〔小山広明君「ちょっと要領が得んな」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 監査委員さん、質問者は監査の内容について、今までどおりの監査であったのか、今までと違って監査をしたら、どういうことが違って監査を行ったのかということなんで、今までどおりやったら今までどおりと。別の見直しいうんですかな、それをやったならやられたという内容を報告してくれと、こういうことなんですわ。

監査委員（上野健二君） ただいま御指摘のとおり、私ども監査委員といたしましては、行政全般をやらしていただきます中で、特にこういったもの

を指摘された場合、それをチェックしながら、監査経過を報告したとおり終わらせていただいております。今後さらに、もしそういった要請があれば、そういった方向で監査させていただきます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 私、解釈をしておきたいんですが、見直してないということですね。今までの行政のいろんな書類、帳簿なり照合して、間違いがないという報告に対して、やっぱり今いろんな社会状況があるから、そういう点では何か、例えば食糧費でいえば相手方の名前が書いてない場合もあり得ると思うんですが、そういう点で何か見直したのかなということ御質問したんですが、要請があればしたいということですから、解釈すれば、見直してないというようなこととして受け取らしていただきたい。

要望であります。このような社会状況の中では、監査としても市民から公開を求められた場合に十分たえられる、そういう行政の運営、書類の処理にしておいていただきたいということを要望しておきます。

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で質疑を終結いたします。

以上で監査報告3件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第5、議会報告第2号 泉南市行政改革検討特別委員会の検討経過報告についてを議題とし、本件に関し委員長の報告を求めます。巴里委員長。

泉南市行政改革検討特別委員長（巴里英一君） 議長より報告の旨の指名を受けましたので、ただいまから泉南市行政改革検討特別委員会における今日に至るまでの経過及び検討内容について御報告をさせていただきます。

本特別委員会の設置趣旨は、現下、国はもとより各地方自治体において

も行政改革が叫ばれている今日、本市においてもその必要性にかんがみ設置を見たものであります。その検討を行うべく、平成8年3月11日に開会された第1回定例会において閉会中の継続審査とし、付託を受け、以来その内容の検討を行ってまいりました。

それでは、本特別委員会における今日までの経過を順次御報告申し上げます。

本特別委員会は、平成8年3月28日の第1回委員会から平成8年8月8日の間、合計4回の委員会を開催し、精力的に行政改革全般について検討を行ってまいりました。

それでは、まず平成8年3月28日に開催されました第1回特別委員会では、冒頭正副委員長の互選を行い、不肖私が委員長に、また副委員長に南議員が選出されました。

第2回委員会は、平成8年4月22日に開催し、冒頭行政側で設置されている「泉南市行財政改革推進本部」について、その設置要綱に基づき現在推進本部において行われている検討内容について説明を受け、その後理事者に対し質疑を行いました。

その主な内容といたしまして、設置目的の「社会情勢の変化及び市民ニーズに応えるため、抜本的な改革を行い」とあるが、これはどのようなことを行うのか、との問いに、これについては、一般的に言われている国際化、情報化、技術革新、高齢化社会等、将来本市が直面していくさまざまな社会情勢の変化に対応するため、地方分権の観点から検討を行っていくということでした。

次に、本市の財政は、近年非常に逼迫している状況ではあるが、推進本部としては、この対策としてどのような検討を行っているのか、との問いに、推進本部では、財政問題のみならず本市の行財政改革全般について抜本的な見直しを大前提として、そのうち現在の最優先の検討課題は、財源の確保についてを喫緊の課題として取り組んでいるところである、とのことでした。

次に、区長会から、行政改革の一環として議会の議員定数を削減すべきであるとの動きがあると聞いているが、行政と区長会とのかかわりはどのようなになっているのか、との問いに、行政と区長会のかかわりについては、従前から市広報の配布等をお願いしており、また議員定数削減については、

行財政改革に取り組んでいく上での検討課題である、と考えているとのことでありました。

なお、以上のような質疑の後、本特別委員会としては、議員定数削減問題は行政改革推進について議論をする中で検討を行い、議会として行政改革の問題の中のその1つとして検討すべき問題であり、考慮すべきである、との意見が多くを占めました。

次に、第3回委員会は、平成8年6月19日に開催し、第2回委員会と同様に、冒頭理事者より平成に入ってからの実質収支の状況及び基金の状況について、平成8年度予算編成に当たり取り組んだ緊急対策について、また一般職員から行政改革に対しての種々の意見を聞き取るため、庁内において提言制度を創設したことについて府下各市における行政改革への取り組み状況について等、資料に基づき説明を受け、その後理事者に対し質疑を行いました。

その主なものについては、市長がかわれば市長の考え方で財政のあり方並びに行政の進め方が変わってくるものであり、現在の本市財政にあっては、中長期的な視野に立って見直しが必要であると考えているが、との問いに、従前から議会より種々の財政問題についてさまざまな意見をいただいております、財政面にあって一定計画的に実施はできたものと考えているが、しかし財政アセス等の計画を作成し、健全なる財政運営に努めてきたが、結果的には満足なものには至っておらず、必ずしも今日の経済情勢の変動等十分見通せなかった点などについて反省している、とのことでありました。

次に、行政改革の中で一般職員も含めた提言制度をつくったとのことであるが、民間企業では当たり前のことであり、これについてはすぐに結果が出るものではなく、時間がかかるものであり、現実職員一人一人にどのように行政改革に向かって認識を持つように指導しているのか、との問いに、状況としては、職員一人一人が行政改革に取り組む強い意思を持ち行動に移すことが大事だが、隅々まで徹底しているのかとの点では完全とは言えないものである、今後その徹底に努めるべく検討し、多角的にその徹底に努めてまいりたい、とのことでありました。

次に、行政改革を行う中で重要なポイントは、市民が今何を求めているのかを把握し、その緊急かつ必要な事業を的確に実施していくかということであると思うが、現時点でその事業の優先度を検討すべきではないのか、

との問いに、行政改革とは、最終的には市民サービスの向上を図りつつ、厳しい財政状況の中で事業に優先度をつけて行うものであり、現在事務事業等の見直しを行っている、とのことであります。

以上のような質疑の後、本特別委員会としては、行政改革を行う上で行政側がなすべきこと、議会側でなすべきことをこの委員会で論議を深めて、最終的に提言としてまとめていくことになりました。

次に、第4回委員会は、平成8年8月8日に開催し、現在までに開催した委員会の総括を行いました。

なお、本特別委員会の中で出された行政改革に関する提言としては、行政改革は金銭上の問題だけではなく、広角的に取捨選択し、できるものからすぐ行うべきであり、範囲を絞ってできるものから行うという基本的な理念を持つての対応。次に、行政改革を進める上で市民サービスの低下を来さないことを基本において取り組むこと。また、市独自かつ独創的な考え方を示し、例えば人件費の抑制、人員配置の問題、福祉の問題等でその実効性を図ることの創意工夫。あわせて組織の命令系統の見直し等、行政内部での末端の意見が長に届くようなシステムの計画立案も必要ではないのか等々、種々提言が出された中において、本特別委員会としては、いまだ行政改革について明確な結論は出されていない現状であり、今後より一層継続的に検討を要することとは存じますが、任期満了を控えた今日、一定の区切りといたしまして今日までの検討経過の内容を報告すべきであるとの見地に立ち、本報告とさせていただいたわけであります。その点、議員各位におかれましては、御理解を賜らんことをお願いし、平成8年9月3日、第3回定例会に際し、本特別委員会の私の報告といたします。ありがとうございました。

議長（島原正嗣君） 委員長報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑等はございませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 私は、当初この委員会の設置には反対をしたわけなんです。これは市長以下特別職の報酬を3%引き下げるという議案を議会が否決をいたしまして、これに対して議会としては、この市長の報酬を3%下げる意味が根本的な財政問題の解決にはならないと。もっと財政全般、行政全般について検討する必要があるということでこの委員会が持たれた

んですが、きょうの今の委員長の報告を受けておりますと、市長が提案された3%の引き下げに対して、行政全体の根本的なところに議会としてメスを入れられるような報告が今日ないというのは、大変残念なんです。

私は、当然行政がそういう提案をしてきたからには、行政自身が行政改革のことを今作業を進めておるということで、その結果を待ってからでいいんではないかということが私の反対の趣旨であったんですが、そういう点で委員長としては、この委員会をもって、もう我々議員の任期は終わるわけなんです、市長の給与のカットは否決をして、今市長は従来のままの報酬を受けておるわけなんです。そういう点では、委員会の目的を私は達しておらないと、今の報告を聞いて思うんですが、委員長としてはどのようにお考えか。

そして、今後この問題についてどのように委員会としてはされていこうとしておるのか、もしお考えがあればお示しをいただきたい。

議長（島原正嗣君） 巴里君。

泉南市行政改革検討特別委員長（巴里英一君） 議員質問の趣旨はよくわかるわけでございますけれども、何分、先ほどの質問の中にありましたように、いわゆる行政全体にメスを入れるような報告がないということでありました。報告の中には、行政側としてはみずからの行財政改革をしようということで推進本部を設置し、そのことをもって改めて市民あるいは議会に示していくということでもあります。

もう1点の問題であります、我々は議会として何ができるのかということが主題でありまして、理事者側の執行権の中にも及ぶということではないわけでございますから、その点は御理解を願いたいと思います。

特に、今期この本会議をもって我々の任務が終わるわけであります。本来なら1年、2年の長期にかけてきちっとしたシステムをつくり上げて調査し、あるいは報告すべき問題であろうかと思っておりますけれども、現実には私たちの状況の中ではそういった状況が生まれてない。間もなく私たちの任期は終わります。とすれば、せめてその間行われた内容を報告すべきであると、多数の皆さん方の御意見に従って御報告をしたまででございますので、その点御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8 番（小山広明君） 大変難しい問題であることは私もよく承知をしておりますが、むしろ行政の中で行革をしようとする。そのためにとりあえずという形で、市長は管理職の手当を10%引き下げるということに見合う額として、市長らを3%引き下げたいという、そういう議案を出してきたわけですね。行政は始まるとのわけですし、行政は財政を執行するわけですから待ったはきかない、来年度の予算が組めないという状況の中で、そんな時間をかけておられないというのは、行政の緊急の問題だと思うんですね。

そういう点で、こういう委員会の設置がむしろ行政のそういう改革への姿勢をぼかしてしまったんじゃないかなと。私は、初めそういうきらいがあったので反対をしたわけなんですけども、行政からもいまだにきちっとした行政改革のものは示されておらない。恐らく来年度予算はもう組まれておるわけですね。実質的にはもう固まってきておると思うんですが、ひとつ来年度に本当に抜本的な行政改革の内容を盛り込んだ予算を出してこれるのかどうか、我々これは大変不安なわけでございます。そういう点でこの委員会の役割というのは、ある意味で私は大きかったんじゃないかなと思います。

そういうことで、委員長の御答弁をいただいたから、大体私なりには解釈していきたく思うんですが、行政におかれては、議会の取り組みとは別に独自に早く議会に示すべきであると思っております。議会が一番やりやすいというのは、条例の制定ですから、職員定数というのは条例になつておるんですね。人件費の問題が一番議会も含めて言われとるわけなんですけど、議会がなし得ることは職員定数——議員定数は私はちょっと違う意見を持つとるんですが、定数に対して議会が切り込めるかどうか、私はそういう問題だろうと思うんですね、議会としては。行政の内部の職員数の問題で、管理職の数がアンバランスだということがよく言われとるんで、せめてやはり定数ぐらいにはこの議会が任期終わる段階で切り込んでほしかった、私はそのように思います。意見だけ申し上げておきます。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告につきましては、これを了承することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議会報告第2号は、これを了承することに決しました。

次に、日程第6、報告第1号 平成7年度泉南市土地開発公社経営状況について及び日程第7、報告第2号 平成7年度財団法人泉南市開発協会経営状況についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま一括上程されました報告第1号、平成7年度泉南市土地開発公社経営状況について及び報告第2号、平成7年度財団法人泉南市開発協会経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきこれを報告するものでございます。

なお、この2件につきましては、いずれも去る7月18日に開催されました公社、協会の監事評議員顧問会議並びに理事会におきまして認定されましたことをまず御報告申し上げます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

まず、土地開発公社につきましては、議案書の1ページから10ページまでお示しをしております。

事業収入といたしまして、7ページに記載をしておりますとおり、9億572万5,717円が市に土地を売却した収入でございまして、その面積は6,856平方メートルに当たります。

次に、事業支出といたしまして、8ページの土地取得費9億6,241万2,738円、面積では1万2,775平方メートルを公共事業用地として先行取得をいたしました。その結果、平成7年度末公社の土地保有高は、10ページにお示ししておりますとおり、103億2,242万6,051円となっております。

なお、平成7年度の当期利益は、5ページでお示ししておりますとおり、1,349万4,171円の経常利益が生じたことを御報告申し上げます。

引き続き開発協会の概要に移らせていただきます。その主な内容は、議案書の11ページから19ページまでにお示ししているところでございます。

事業収入といたしまして、17ページでお示ししておりますとおり、684万4,752円の市への売却収入があり、先行取得した用地はございま

せん。その結果、平成7年度末協会の土地保有高につきましては、19ページでお示ししておりますとおり、17億9,258万6,875円となっております。当期利益につきましては、15ページでお示ししているとおり、133万7,267円の経常利益が生じました。

以上が公社並びに協会の決算状況でございます。よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———和気君。

22番（和気 豊君） 平成7年度の決算報告がなされましたが、とりわけ私は、9ページに公社の公有用地明細表というのがありますが、これを中心にして若干質問をしてみたいと思います。

中には、48年から50年当時にかけて購入をし、既にその支払い利子がいわゆる買い取り原価を上回っていると、こういうものもありますが、もう1つの特徴は、最近、バブル期を中心に購入し、その後も引き続いて購入をしている和泉砂川駅周辺整備用地ですね、これが非常に大きな残額を占めているということで、この年度にはこの部分の、平成7年まで持っていたこの和泉砂川の駅周辺整備用地ですね、これは買い取りの中には平成7年にはあったわけですか。なかったんですか。

議長（島原正嗣君） 前田土地対策課長。

事業部土地対策課長併任土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 平成7年度において、和泉砂川駅周辺整備事業での市での買い取り事業はありませんでした。

以上です。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 過去において若干買い取りがあったものの、ほとんど買い取りを市にお願いをし、そのとおりになったものがあったにしても、ほとんどが保有地ということでそのままになっていると。ちなみに財政というのは、やはり効率的な財政運営に努めて、そのことによって健全化を図っていく、これは原則だというふうに思うんですが、そういう点でいえば、この19億になんなんとする買い取り額ですね。利息でも2億7,000万という大変な額になり、総額で21億9,300万、こういうことになっているわけですね。

それで私、ここに平成3年、4年、6年ということになっておるんですが、これ全部で平均しますと、私の調べたところでは、平米当たり約37万6,500円、坪当たり約124万2,444円、こうなっているんですが、中には平成3年、バブル期に買ったものもあるんですが、その平成3年に買った分については、平均では私が示したような数字になるんですが、一体どのような数字になるのか、お示しをいただきたい。

議長（島原正嗣君） 前田土地対策課長。

〔和気 豊君「ついでに利息も言うてくれるか」と呼ぶ〕

事業部土地対策課長併任土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 平成3年当時、和泉砂川駅周辺整備事業で買収いたしましたのは、おふろ屋さんがその主な中心地で、それ以外にあと2カ所買収いたしております。

利息については、ちょっと手持ちで資料がございませんので、御答弁できません。

以上です。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 平成3年度に買収をいたしておりますのは、今前田課長が申しあげました浴場の跡ですね、これが4筆ございまして、492.48平方メートルでございます。買収時の単価が平米当たり49万5,900円、坪単価に直しますと、163万9,000円になっております。

平成3年から現在まで借り入れをして買収をいたしておりますので金利がついておりますので、詳しい計算まで行っておりませんが、180万から190万ぐらいになるんじゃないかというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 平成6年の末で坪当たり187万2,000円、債務負担にかかわる総額ですが、こうなるわけですね。現在、この平成7年には、さらにそれに上積みをされて190万円台、こういう大変な額になっているわけですが、効率的な財政運営で出るを制する、健全な財政運営に努めていく。これは将来、債務負担行為しているわけですから、一般会計に大きくはね返ってくることは、当然のことです。やはり事業化を急ぐと、こういう必要があるというふうに思うんですが、その前にこの利息について、バブル期からの利息ですから、バブルのときには五、六%の利息ですね。市が市中銀行と取引して関係した利息というのは、ほとんど

が5%から6%、大きいものでは6%を超えている。大体5%を超えているものが58%ほどある、こういうことになっているわけですが、その辺の低利化への取り組みについては、公社としてやられているのかどうか、その点お示しをいただきたい。

議長（島原正嗣君） 前田土地対策課長。

〔和気 豊君「さっき利息も聞いたから、利率も言うてくれるか」と呼ぶ〕

事業部土地対策課長併任土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 低利化というんですか、公社の取得した用地の金利負担の軽減についての御質問と思うんですけれども、開発公社では短期プライムレート、普通一般的には我々のお借りする用地というのは、切りのない長期に及ぶ、何というんですか、借入金になりますので、本来ならば長期プライムレートを準用されるんですけれども、金融機関等の協力により、公社のお借りしているお金については、すべて短期プライムレートを準用いたしております。

それで、現在では、金融機関からお借りしている利率の額については、1.825%で金融機関からお借りしているのが現状です。ただし、ある金融機関によりましては、それよりも0.1%下げて借り入れをしている銀行もございます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） 今後、その点では引き続いて低利化への努力をお願いをしたい。よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、要はこの処分にかかわる問題です。買い取りを一般会計でしていただくと、こういう問題なんです、一体この点ではいつをめぐりにこの買い取りをお願いする、市からいえばこの駅前再開発事業を軌道に乗せていく、こういうことになるのか、その点をお示しいただきたいと、こういうふうに思います。

それで、そのことに関連して、できるだけ集約して質問をしたいと思いますが、準備組合に結集された皆さんの御意向ですね。最近総会等開いておられれば、その辺の御意向がどうなのかですね。そして、それを踏んまえて、どういうふうに市として今後この事業化に向けての判断をされるのか。見直し等の意見も出ておりますし、廃止したらどうか、もうストップ

したらどうかと、こういう意見も出ています。そういう点で、これは膨大な額が今後市の財政を大きく逼迫すると、こういうことの原因にもなりますので、そういう観点からお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） まず、私の方から事業化に向けての件に関してお答え申し上げたいと思います。後ほど総会の関係を担当課長の方からお答えいたしますので、その点ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

砂川駅前開発につきましては、質問者が御存じだと思うんですけども、この事業を起こすについては、環境等が平成3年以降非常に悪化をしているところであり、そういう点も踏まえまして、ただいま準備組合と市との間で平成6年度より再構築に今現在取りかかっているところでございます。

その再構築の中におきましても、当初整備面積が約3.3ヘクタールを予定しておいたところでございますが、一度にこれの整備が進むのには、今の事業環境から見れば無理があるというような意見もあり、段階的な整備もしくは整備面積の縮小も含めて、今整備準備組合との間で検討を進めているところでございます。どういう手法がいいか、そういうことを今現在準備組合といたしましても模索しているような状況で、再開発の進捗は今のところ進んでいない状況が現実でございます。

しかし、このままではいけないということもありまして、昨年度より、当市の状況的な各市の駅前再開発はかなりあります。そういうところの勉強会というんですか、協議会も大阪府の音頭取りで設置をいたしまして、そのところへうちの役員1名が参加し、いろいろ勉強し、情報の収集にも努めているところでございます。特に、心配があるのは各組合員ですね、組合員の熱が冷めるのは特に怖いというようなことも考えまして、特に組合員に向けての啓発というんですか、そういうところも本年度は取り組んでまいりたいと、かように思っているところでございます。

総会の関係につきましては、担当課長の方からお答えいたしたいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 増田都市計画課参事。

事業部都市計画課参事（増田昌彦君） それでは、私の方から今年度5月31日に行いました総会について概略御説明させていただきます。

今年度の総会におきましては、平成7年度の事業報告を行うとともに、平成8年度の事業計画ということで、平成8年度も昨年度に引き続きまして、常に変化する社会経済情勢の動向や企業意向の把握に努めつつ、行政事業協力者の支援を得て、さまざまな角度から事業化に向けての条件を検討し、整理し、具体的な施設構成や事業手法の確立に向けての足がかりを得ることを今年度の事業計画の基本方針といたしまして、総会で決議いたしております。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） 私は、総会の中身を伺って、もちろん問題はないんですが、今総会等の中で示されているこの事業に対する準備組合に結集された皆さんの御意向、いわゆる進むべきか引くべきかと、この辺の判断というものが出ているのかどうかと。これは皆さん素人集団ですから、そこに入っているプロパガンダであります市、とりわけ業者の皆さん、そういう意向が大きく左右すると思うんですね。ですから、市でもいろんな調査を、本当に億を超えるような額をかけて調査をしている。その辺の判断を具体的に示して正しい誘導をしなければ、ここに結集された地権者の皆さんは、まさに素人集団なんですね。組合立というそういう方向でやられる以上、だれかが買い取りをしなければいけない。間違いない選択を示しながら方向づけをしなければいけない。当然のことだというふうに思うんですね。

そういう点で、私は市が示す1つの方向性、これによって業者の皆さんの意向は大いに違ってくるというふうに思うんですが、その辺、市がどういう調査の結果を踏んまえて方向づけを示されたのか、それに対して地権者の皆さんがどういうふうな判断をされたのか、その辺を中心にお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林 郁夫君） お答えをいたします。

先ほども申し上げたとおり、現在市の方も再構築に取り組んでいる途中でありまして、今どの方法がいいかというようなことのまとめが、まだ現在できておりません。おっしゃるとおり準備組合の理事会におきまして、撤収というような議論には至ってないんですけども、これからは何とかその方向づけをしたいということが今現在協議されているところであり、市

といたしましても、事業協力者である業者、そしてコンサルタントにも十分協力をいただきまして、一日も早くこの再構築を立てていきたいと、かように思っているところでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 非常にこれ一般会計に大きな負担が及ぶ問題ですから、早急な対応の仕方、一般会計への買い取りを請求していかなければならないと思うんですが、そういう点で——既に平成6年度ではこういう調査をやっておられるわけですね、再構築の調査を。それからもう1年数カ月たつわけですよ。1年6カ月、1年半丸々たつわけです。墓地公園の問題でも、平成2年に1つの構想がまとまってから、やっとこの平成8年になって具体的な突っ込みが出てきたと、こういうふうなことで、1年も経過すれば、せっかく750万円もかけて調査をやらしているわけですから、この調査結果の分析、そしてそれに基づく市の見解ぐらいは、私は出せるというふうに思うんですよ。

それと、問題は、スーパーが進出してくるということの中で、どういう駅前をつくるかと同時に、その駅前に参集された商業者の皆さんの商業集積をどういうふうに果たしながら商業振興を勝ち取っていくか、これが1つの大きな柱なんですよ、駅前再開発の。今、どんどんスーパーが出てきて、毎日毎日、多分もう私は大変な不安をかこっておられると思うんですが、駅前再開発はそれによって遅々と進まんと。商業集積や商業振興の方向は、市から具体的に出てこない。まさに、言葉は悪いですが、蛇の生殺しのような状態で毎日を推移されているというふうに思うんですね。

そういう点からも、もちろん市財政に与える影響も大きいですけども、そこに結集をされた地権者、とりわけ商業者の皆さんの不安の解消のためにも、速やかに方向づけを示さなければ、現にライフが出店してきてから十七、八年たちますが、その周辺の食料品を中心にした商店というのは、つぶれるか、あるいは生き残っておられても、信達保育所や長浦病院に大量に毎日搬入ができると、買ってもらえてるということで何とか息をついておられますけれども、ほとんどがもう疲弊して廃業をされたと。それが証拠にこの泉州地域では、砂川にあるライフが一番購買単価が高い、こういうふうにも言われている、これははっきり数字に出てるんですよ。有価証

券の報告書というやつの中で、各スーパーの店舗の売上高からちゃんとそういうものが出てきているわけですが、そういう状況にあるわけですね。また、ニチイが出てくる。その挟撃にあって商業者はどないするんですか。もう先見えてると、廃業せざるを得ない、こういうような状況に立たされている必死の状態になっているわけですね。そういう中で、本当に市が財政面のみならず、そういう立場からの接近も、アプローチもしてあげないと、これは大変なことになっていくというふうに思うんですよ。

私はそういう点から、この事業化、本当に正しい判断、せっかく幾らも材料あるわけで、億になんなんとする調査をやっているわけですから、それをただ本棚へほこりかぶって棚積みしていくということではなくて、大いに生かして今こそ適正な速やかなる判断をすべきだというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 再度の質問に対しまして御答弁を申し上げたいと思います。

おっしゃるとおり、この駅前再開発が商業施設、特に今質問者がおっしゃった商業の集客、これが非常にポイントを握るということも我々は理解をしているところでございますが、我々もこの商業施設抜きではこの再開発はあり得ないと、こういう認識をしているところでございます。そういう観点も持ちまして、今までにないキーテナントというんですか、そういう大型スーパーのキーテナントというようなもんが、これはもう今の事業環境では無理だというような決断もしているところであり、じゃ、何がいいんかというような形があるんですけども、一定生鮮食料1つに絞るとかというような形のもんが小規模であっていいんじゃないかというような形で、今現在模索もしているところであります。

そういうことも含めまして、特に地元の商業の権利者のことも十分考えた上で、やはり商業の集客に取り組んでいかなくتهはいけないというような考えで、今現在その辺も模索をして検討しているところでございますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思ひます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 商業者にとっては、生きるか死ぬかの極めてせっぱ詰まった緊急を要する喫緊の課題であるわけですね。対応を迫られている

課題であるわけです。そんな悠長な抽象的なことをいつまでも言っていて済む問題ではないわけです。要は、具体的な調査結果があるわけですから、それを選択して、3つの手法なんかもここに具体的に提起されているわけです。3万にするか、30万人規模にするか、10万人規模にするか。そして、それについても一定の方向づけ、30万の場合は、岩出からも人口導入を図らなアカン。非常に圏域が広がる。これはもう無理な話やということで、3万か10万、この2つの選択をとということで、駅勢人口、圏域人口を。そういうことで、一定の結論づけも出ているわけです。

あるいは、地元の商工会に委託をされた地域小売商業振興対策、この中には、もうそういう駅前再開発ビルのようななどでかいものを建てるのではなくて、商店街パテオ事業ということで、まとまった区域に個店を集めて、いわゆるショッピングモール街みたいなもの、非常に買いやすい、雨が降ってきたときにはアーケードがあって、車の集積場所が、駐車場が隣接した地域にあって、モール、順路を回りながら買い物ができるような、そういうあり方の方がいいんじゃないかということで、市が調査したそういうことでも具体的にそういう一発主義というんか、大きな駅前再開発ビル方式ではなくて、非常に地域の特性を生かした、地域が今すぐにでも参画ができるようなあり方がこうやって具体的に提起されてるわけです。資料は幾らでもあるわけです。問題は、市のやる気なんです。選択をきっちりやられる、そして業者の人に方向づけを示してあげるといことなんです。

能力のある業者の人は、もう先取りをして、こんな駅前再開発はもう成功しっこないということで——能力ない言うたらおかしいですが、ある方は、私前にも言いましたけれども、1,800平米の倉庫兼工場、これを構築しただけではなくて、居宅まで構築されている。一番の地権者ですよ、この方は。もう3.3ヘクタール、これがアカンということは、はっきり結論づけしてるわけです。その方の、地権者の土地は幾らありますか。ほとんどでしょう、3.3ヘクタールで、南側といいますか、西側地域の開発用地の中ではね。

そういう状況で、選択の要素はいろいろあるんですよ。しんどい条件から、そして見直しできる手法の問題から、いろいろ具体的に調査をして、1億になんなんとする金を使ってきて、その成果を生かしていくという条件は幾らもあるわけです。それをいたずらに市が放置している。この姿勢

にこそ問題があるわけですね。市財政に大きな負担をかけて、市民に大きな迷惑をかけると同時に、商業者にも言い知れぬ不安を呼び起こしている。この問題を一体どうされるんですか。いつまで放置されるんですか。めどぐらい明らかにしなさいよ。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 再度の質問にお答えいたしたいと思います。

私どもは再構築に向けての調査も行っております。それに向けて検討もし、いろいろどういう方策がいいかということで今検討もしているところであり、特に再構築に向けては、全体の3.3ヘクタールの整備という形で調査を行ったところでありますが、おっしゃるとおり事業化の環境の悪化も非常に来しましたので、整備面積の縮小ということも、先ほども申し上げたとおり、やはりそういう面で考えていかななくてはいけない事業環境になっておることは事実でございます。

我々といたしましても、その辺に向けて今現在、地域の人の参画を十分考えまして、いい手法はないかというような形で考えているところでございます。めどにつきましては、何年後ということとは言われないんですけども、やはり一定1年以内には結論的なもん、方向づけを決めなくてはいけないというようなことも今現在考えているところで、準備組合といたしましても、その方向で立てていかななくてはいけないなというふうなことも検討しているところでございますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） 坪当たり200万近い土地が、ほんとに公社の有利性を生かしたとは言いがたい、そういう土地が、一番高い、いわゆるトップの時点で買った土地、今ではこの近傍地を、ちょっと私、資料をいただいておりますわけなんです、59万8,714円、評価額は大体地価の7割ということになってます。これから逆算して、平米単価12万7,000円ですよ、この近傍地の平米当たりの評価額は。これが70%ですから、大体地価の。これから逆算して、ちょっとわかりにくいですが坪に直しますと、59万8,714円。3分の1以下にまさに下がっているわけです。

そら、土地取得をせなあかんという、しかし一般会計ではできないという、その点で公社を使うということはわかるんですが、もう1つ公社を使

う有利性というのは、安いときに買って効果的にそれを運用するということもあるわけですね。逆じゃないですか。効率的財政運用からいえば、非常にむだなことをしてるんです。これはまさにこんな公費のむだ遣い、これになってくるわけです、一般会計にはね返ってくるわけですから。監査請求されても、市はうんともすんとも言えないですよ、こんなもん。公費のむだ遣いやってるわけですから、市民の血税をむだ遣いしてるわけですから。そういう200万に近い土地が遊んでいる、このことも考えて、なぜこれを有効利用しないのか。我が党の松本議員ももう口を酸っぱくして昨日の一般質問で言っておりましたけども、その辺の判断もしなければ、非常にもったいない話ですよ。この和泉砂川のあれだけでも、5,000平米以上の土地を遊休地で遊ばしているわけでしょう。代替用地、アクセス進入道路、それから地域の中の用地、計画地内の用地、こういうことで遊んでいるわけですね。これをも適正利用していくということもあわせて判断の基準の中に入れ、年内にでもこれは早急に誤りのない選択をし、同時にそのことを地権者や商業者の方にお示しをしてあげる、この辺の決意はないのか、お伺いをしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 砂川駅前開発で先行取得いたしました土地の有効利用の件でございますが、昨日の一般質問の中でも答弁しておるとおり、再構築を進めていく中でその有効利用も十分考えていきたいと、かように今現在思っているところでございます。準備組合とも十分その方向で協議をしてまいりたいと、かように思います。まず、それを有効利用するとなれば、やはり地元の方への還元を優先的に考えていきたいということも今現在考えているところでございます。全部の土地を有効利用というのは難しいところがあると思うんですけども、できる限り再構築を進めていく中で考えていきたいと、かように思います。ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

〔和気 豊君「一番肝心なところ言うてないがな、答弁してないがな」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） そのめどをいつごろつけるのかと。私は年内につけなさいと、これ以上公金のむだ遣い、冗費を生み出すことはまかりならん、

そういうことを1点言ってるのと、商業者の本当に蛇の生殺しのような状態を考えてあげてほしい。市財政に与える影響のみならず、そういう立場からも、そして材料も幾らもありますよと。いろいろ改めてそこに参画をした素人の方の意見を聞くと。言うまでもなく、プロパガンダに金出してちゃんとして作り出した何冊もの調査資料があるんですよ。63年にB調査やって、そこへの施設配置きっちり決めてるんですよ。その翌年には、都市計画決定を打つための業務調査もやってる。一体どれだけの調査をやったんです。それをなぜ生かさないんですか。バブルはじけてからでも、もう4年たつわけですよ。状況はずっと同じような状態で引き続いてるんです。はじけた時点でなぜ判断できなかったんですか。

これは繰り返し言になりますから、死んだ人間にむちうつようなことをやめて、本当にいろんな角度からいっても判断を早期にやるということが待たれているわけですから、その点抽象的な言葉のやりとりではなくて、具体的に材料はありますよと。地権者の意見も出てますよと。最大地権者の答えも出てますやないか。それをなぜ判断材料として早期に結論を出さないのか、不思議でならない。この点では、再開発事業の準備組合の理事長もされました市長の見解を最後に聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、砂川再開発につきましては、これは砂川に限られませんけれども、各市とも非常に苦しい状況になっております。その中で砂川の場合も、近々SATYがオープンするという1つの大きな環境の変化がまたあらわれてきておりますので、1つの節目を迎えているというふうに思っております。したがって、それらを踏まえてどういう対応をするかというのを理事長初め組合員の皆さん方に一生懸命考えていただいているわけでございますけれども、私どももそういう1つの方向性を早急に示す時期だというふうに考えておりますので、督励をいたしまして、早くそういう形を整えていきたいというふうに考えております。

それと、公社先行地につきましても、当時はなかなか土地がないという状況の中で確保せざるを得なかったという部分があるんですけども、状況が変わっておりますので、もう一度現在取得している代替用地についての意向を権利者に確認をした上で、そういう希望が非常に少ないということであれば、他の公共的な使い方ということを考えるようにしていきたい

というふうに考えております。いずれにいたしましても、時間がございませんので、できるだけ早く進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） 市長の今の答弁を了といたしまして、期待を持って私は待ちたいというふうに思います。心からこの事業の正しい見直しを含めたあり方、結論を出して、市民の皆さんに間違いのない方向をお示しいただきたい。

議長（島原正嗣君） ほかに。———小山君。

8番（小山広明君） 福田助役から一応理事会の認定を受けたという御報告があったんで、毎度の質問をしとるんですが、理事会のやりとりについて御報告をいただきたい。私の懸念は、なあなあ———同じメンバーですからね、やっぱりその厳しさがいいのではないかなという思いがあるので、一体理事会でこの公社、協会の問題点がどのように議論されたのか、そこをまず報告をしていただきたい。

それから、これまでもちょっと示されておりました、長く使ってない土地についての利用について一定まとめておるようではありますが、その辺の報告もぜひやってもらいたい。

それから、今後こういう先行取得したものが、どんどん市長がかわってまいりますと、前の市長の政策はどうしてもやりにくいということが状況的にあるんじゃないかなというんで、ぜひこの買った土地について、行政の方からそういう目的を持って申請があって買っとるわけですから、それはやはりどうしてもそこに買い取るようなシステムをきちっと確立しておかないといけないんじゃないかなと。その辺、当然理事会でも議論があったんかどうかわかりませんが、その辺はきちっと方向性を示しておいていただきたい。

それから、市営住宅の払い下げ問題があって、今のこの買ってある土地に、払い下げ問題とは別に市が一定市営住宅みたいなものを一切建ててこなかったと。この間ずっとですね。そういう点では、そういう土地に、市が市民のニーズに応じて市営住宅を供給していきたいというんであれば、私はぜひ協会の方にある土地ですね。二、三そういう意見も出ておりますが、そこにそういう市営住宅なんかを建てるようなことはできないのかど

うか。当然、市長も今の市営住宅の建てかえ問題では、住民との話し合いを基本に進めるということですから、もしそれが余り思わしくなく進まないんであれば、そういうふうに取りかえて、市営住宅の建設をそういうところに行けるのかどうか。その辺、3点ほど御答弁いただきたいと思えます。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 小山議員の方からの御質問にお答えいたします。

まず、最初に理事会の状況ということでございますが、これは以前から小山議員の方からも、なあなあでやってはいけないという御指摘を受けておまして、私、理事長の立場といたしましても、理事会が始まる前にそういうことは申し上げております。

今回は、特に中身といたしまして、その前に評議員会でも出ておりましたが、土地公社の決算につきましての監査のあり方につきまして、単に内部監査だけでは問題があるんじゃないかという提起もございましたので、この件につきまして理事の御意見をお伺いしまして、最終的には事務局の方で、そういう民間も入れたような事例があるのかどうか、あるいはその効果がどうなのか、といったことを一度検討してくださいという形で議論が終わっております。

それから、もう1点、行政改革に絡みまして、公社並びに協会という形で従前やってきておりますけれども、このあたりの統合ができないのかどうかという議論がございまして、これにつきまして理事全体で前向きに進めてはどうかという御意見がございましたので、事務局の方で今後その辺の内容について検討していくという形の議論がされております。

それから、長期保有地等の有効活用についてのまとめということでございますが、これは一度、この前の評議員会でも若干説明をさせていただこうかという形で上げさせていただいたんですが、ちょっと時間的な都合でこの部分についての御議論が十分にできなかったということでございますので、次の機会に私どもとしては出していきたいと考えておりますが、基本的には、まず現在持っております長期の保有地につきまして、利用計画が決まっておるのかどうかという点から区分をいたしまして、利用計画が明確に決められているものにつきましては、当然これは具体化を促進していくと。今、砂川の議論でもございましたが、そのあたりの具体化をその

担当部局に進めていくということが1つの方針でございます。

それから、利用計画がまだ明確でないものもございますが、そのものにつきましては、保有によりまして利用価値のある場合、例えばほかの公共的な目的に転用したり、あるいは代替地として利用が非常に有効であるというようなものについてはなお保持しますけれども、そういう価値がない、あるいは処分した方が実際現時点では市民福祉の向上につながるというような判断をされる場合には、これは処分もやっていこうという基本方針を定めて、これを皆様の御意見を伺うということで用意はいたしております。

そういう処理を行う中でも、利用計画が具体化されるまでの間、一定ほったらかしにするのは非常にもったいない話でございますので、市民のために一定一時使用、あるいは市が主体となって行う暫定利用といったものを考えていこうという基本方針をつくっております。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、次の機会に評議員会あるいは顧問会議の中で御意見を伺ってまいりたいと考えております。

それから、買い取りシステムですね、これは要は市の方から要請があって買っ放しになっている土地が多数あるのではないかという御指摘だと思いますが、府の公社等では一定の年数を決めまして、その間に買い戻しをするという一定のシステムをつくっております。規定はございますが、現実にはなかなかそのとおりは運用されてないという実態はあるようでございますが、1つの区切りといいますか、年数のめどというのは、きっちり文書化なりしていくのが公社の運営としては望ましいのではないかと私自身は思っておりますので、こういったことも今後検討をしてまいりたいと考えております。

それから、市営住宅の方は、また後担当事業部の方でちょっと回答をいただきたいと思うんですが、公社の立場としましては、前回の顧問会議あるいは評議員会の中でも申し上げましたように、現在まだ利用されておられません旧持ち家制度の用地がございますが、この部分については、現在別途在宅介護支援センター等の必要により民間の方へ一部売却するという話がございますが、それとあわせましてその後の利用につきまして、一定そういった住宅の用地に、これは市営住宅になるのかどうか、この辺までは明確ではございませんが、住宅供給事業の用地にリザーブをしていくということが望ましいのではないかという判断をさしていただきまして、前回

提示をさしていただいたところでございます。これにつきましては、まだ最終的な御了解をいただいておりますので、今後さらに次の機会に御了解をいただいた上で具体化を進めていきたいと考えております。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 少し理事会でも議論があったようではありますが、早く具体化していただきたいなと思います。

それから、今後、私ちょっと例に出して申し上げましたけども、先行買いをするわけですから、当然予定どおりいかないことも多々あるし、そのときの市長の考え方がかなり強く反映することもあるので、市長選はまた激しく戦われることもあるので、状況的には残るという可能性が私は今後とも考えられるので、その辺はそういうことが起こるまでに一定の枠組みをつくっておいた方が解決しやすいんじゃないかなということ、あなた方は利用の方を強く求める言うて、求められる側が求めると言っとるみたいなもんですからね、これね。

あなたは行政の助役であって、土地開発公社の理事長なわけでしょう。そういう点でどうしても甘くなるわけですから、その辺は法というんか、条例というんか、決まりの中で縛りを入れておかないと、なかなかやりにくいことがあるのでね、そういうものは早急に整備する必要があるんじゃないかなと、そういうことだけ1つ最後答えといてください。我々任期がないんで、了解を得たい言うたって、新しい議会での話になると思いますんで、ひとつ市の立場としてきちっと言うといていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 期限の設定、一定の買い取りシステムの問題であろうかと思いますが、この点につきましては、先ほど申し上げましたように公社のサイドとしては、やはり一定の期間というのを明文化した方が好ましいのではないかというふうに考えておりますが、これは当然市の中で十分議論をさしていただくとともに、公社、協会の評議員会、顧問会議にかけて御意見を伺うということが必要だと思いますので、そういう手順を踏んで今後検討してまいりたいと考えております。

議長（島原正嗣君） ほかに。————以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

以上で本2件の報告を終わります。

次に、日程第 8、議案第 1 号 泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第 1 号、泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

泉南市固定資産評価審査委員会委員であります 野佐智雄氏は、平成 8 年 1 月 30 日付をもちまして任期満了となりますが、同氏を泉南市固定資産評価審査委員会の委員として最適任者と認め再任いたしたく、地方税法 423 条第 3 項の規定により議会の同意を賜りたく、提案するものでございます。なお、同氏の経歴につきましては、議案書 23 ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。—— 小山君。

8 番（小山広明君） 再任でございますので、この方の任期中の仕事の内容を御報告いただきたい。

それから、評価委員のほかのメンバーもできたらちょっと御紹介していただきたい。女性委員が少ないという問題があるので、その辺も頭に入れてひとつ報告をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） それでは、小山議員の質問にお答えいたします。

他に委員さんはいかがかということでございますけれども、野佐智雄さんにつきましては樽井でございます、西澤 進さんが新家の方でございます。それから、竹中 昭さんは男里でございます。この以上 3 名でございます。

それから、任期中にどのような任務をなさったのかということでございますけれども、この方につきましては、昭和 59 年の 12 月 1 日からこの

委員に着任いただいております、最近では6年の評価がえ時には審査請求が27件あったわけでございます。それから、平成7年には2件、平成8年には1件ということで、過去3年間には30件の審査請求の審査をいただいたということでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 野さん、西澤さん、竹中さんということですね。全部これ男性ですね。市長は、特に女性委員の率もふやしていきたいということで基本的な方針を述べられとるんですが、今回これ再任ですけども、こういうバランス的にいっても全部男性ですから、なぜ女性委員を任用というんですか、しようとしなかったのかの理由についてお答えをいただきたいのと、なかなかこの委員の制度が市民にも十分理解なり周知徹底してないように私は思うんですが、この辺の不服審査、申請というんですか、そういうものはどのように啓発していらっしゃるのか。この30件のうち、申請に対してどういう裁定を下されたのか。この辺をちょっと御説明をしていただきたい。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目につきまして、私より答弁申し上げます。

女性の各種行政委員さんへの登用の目標といたしまして、泉南市の女性プラン等では、当面3割程度を目標に置いているわけでございます。

今回の委員さんにつきましては、再任という部分がございますし、まだ年齢的にもお若い方でございますので、引き続きやっていただきたいということで御提案を申し上げますけれども、またある一定時期が来れば交代ということも当然出てくるわけでございますので、そういう際にそういうことも含めて検討をさせていただきたいと。必ず女性になるとか男性になるとかというのは、ちょっと明言できませんけれども、その時点で男性、女性も含めて最適の方を選任していきたいと。その頭の中には、先ほど申し上げましたような1つの目標値ということも置きながら選考をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔小山広明君「30件の申請に対しての裁定はどうやったのか。

みんなけったんじゃないやろな」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） 私の方から、審査請求の審査結果でございますけれども、平成6年の27件のうち、容認されたのが1件でございます。それから、棄却が26件でございます。それから、平成7年の2件につきましては、2件とも却下でございます。平成8年の1件は、これも却下でございます。

以上でございます。

〔小山広明君「もう1つ、その周知徹底はどうしとるんか、制度の」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 赤井総務部参事。

総務部参事（赤井弘幸君） お答え申し上げます。

不服申し立てにつきましては、当初納付書を発送する段階で納付書の裏面にその期間等をお知らせしております。また、縦覧のポスターについても、一応そこに申し立てができるという形で表示をさせていただいております。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 今、30件のうち1件だけが申請者の訴えが認められたという結果ですね。これは制度的には大変大事な制度でありますし、とかく行政に対しては、普通の市民はなかなか物が言いにくいという状況の中で、市民の皆さんの代表が委員となって、市民の立場に立って裁定を下すということですからね、単に納付書の裏に、不服があったら60日以内にやってくださいよというのは、決まり文句のように書いてありますけどね、その審査をするのは、あなた方が選んだ同じ目線で考える市民委員がおるんですよというようなことを十分徹底することによって、申請をしようとおかしいという人が泣き寝入りとか不満を腹に抑えるのではなしに、堂々と言っていくということで大変大事な制度ですから、もう少し工夫をした制度の周知徹底をしていただきたい。

そのためにも、委員については公募みたいなことも考えたら、市長、市民は関心を持つわけですからね。この公募はどういう役目を持った委員かということも、そのときには同時に言わないかんわけですから、市長が判断する上において一遍公募も取り入れてはどうかなと、そういうことも思いますので、こういう制度は納税者にとっては大変有利になるべき制度と

して私は設けられておるとお思いますので、この委員の選任に対しても、また運用に対しても、いろいろそういう市民が関心を持つような方法をぜひお考えをいただきたいとお思います。意見にしておきます。

議長（島原正嗣君） ほかに。———和気君。

2 2 番（和気 豊君） ただいまのやりとりの中でもありましたように、平成6年の評価がえにかかわっての異議申請に携わられたと、この方はね。平成6年の評価がえというのは、ある意味では納税者にとっては非常に大きな過酷な負担を及ぼすものになった。従来の実勢単価の3.5倍にもなる70%の評価が決定をされた。これも、建設省の都市政策局長の一片の通達文によってこれがなされたということであります。課税というのは、本来租税条例主義、租税法令主義にのっとして、法律によってそれが課税され、あるいは徴収される、こういうことが原則であり、法の建前でもあります。

ところが、その通達によってこれがなされたということなんですが、この通達について、運用を定めたものであります。運用規定についてこの方はどのような判断をなされたのか、お伺いをいたします。

議長（島原正嗣君） 赤井総務部参事。

総務部参事（赤井弘幸君） お答え申し上げます。

固定資産の評価の方法につきましては、地方税法第388条による自治大臣の告示したる固定資産評価基準によって評価をしたという判断でございます。だから、却下を最終的にはしたということでございます、却下分につきましては。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） いや、市の判断を私は伺ったのではなくて、その過程において審査請求ができるわけですから、住民の権利としてね。その方が市の判断と同じような税法上の規定にある自治大臣の意見、これを尊重するという方をとられたのです。租税法令主義と、こういう立場があるわけですが、片の通達ですね、これは。法律ではないですね。法令改正があったわけではないですね。平成6年に、あるいはその前後にあったわけではないですね。その辺をお聞きしたわけです。

議長（島原正嗣君） 市道課税課長。

総務部課税課長（市道登美雄君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

きます。

先ほど参事がお答えしたとおりなんですけれども、私どもの方といたしまして、この通達でございますけれども、固定資産の評価におきましては全国的な統一を図る必要があると。それから、固定資産評価基準の明確かつ具体的な解釈基準を示すために自治大臣から知事に発せられたと。それと、その固定資産評価基準そのもの自体、そのものは市長に対して法的拘束力を有するというふうに理解いたしております。

したがいまして、それに基づきまして、市といたしましては通達の内容が合理的であるというふうな判断をいたしまして、そのとおり評価を行ったと。それで、そのことを審査委員さんの方に御説明を申し上げまして、そして先ほど申しましたとおりの容認が1件で、その他につきましては棄却という形になってございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） やはり議事録に残りますので、私はこの提案の全審査委員さんがそういう市と同じような判断、いわゆる通達の解釈規定、そういうものを十分判断をされていわゆる審査請求に臨まれたんですねと、こういうふうに聞いているわけです。

議長（島原正嗣君） 市道課税課長。

総務部課税課長（市道登美雄君） ただいま和気議員さんがおっしゃったとおりの判断をしていただいております。

以上でございます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

午後1時まで休憩をいたします。

午前 11 時 52 分 休憩

午後 1 時 11 分 再開

議長（島原正嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 9、議案第 2 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第 2 号、市道路線の認定につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案書 25 ページでございます。提案理由でございますが、道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道りんくう南 2 号線の認定を提案するものであります。

なお、この市道の認定につきましては、国体会場へ隣接する道路として早期に供用をする必要があるため、新規認定を行うものでございます。なお、参考資料といたしまして、その路線図を次のページにお示しをしております。

以上、簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第 2 号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第 10、議案第 3 号 泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第3号、泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の制定について簡単に御説明申し上げます。

提案理由でございますが、印鑑登録証明書の自動交付システムを導入することにより、行政事務の合理化を図るとともに、閉庁時の交付も可能にし、より充実した市民サービスを実現するため、本条例を提案するものでございます。

32ページをお開き願います。この条例の主な改正点は、3点でございます。

1点目といたしまして、第4条第4項で、新規に印鑑登録をする場合、登録申請者が本人に相違ない保証をする保証書をつけることにより、印鑑証明書を即日交付できるようにしたことでございます。

2点目は、第14条で、36ページになりますが、自動交付機による印鑑登録証明書の交付申請手続を新たに定めたことでございます。

3点目に、第16条で、市民課窓口業務の閉庁時の交付事務及び待ち時間の短縮を目的といたしまして、暗証番号を登録することにより証明書等の自動交付機を利用できるように改正したことでございます。

なお、この条例は、平成8年11月1日から施行し、ただし第14条の自動交付機による印鑑登録証明書の交付申請の規定は、同年12月2日から施行しようとするものでございます。

参考資料といたしまして、本条例の施行規則並びに請求者識別カードの交付等に関する規則を御配付してございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、本議案の説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） 印鑑証明といいますが、大変重要な書類でありますし、個人の財産なんかもこの添付があれば移動ができるということで、こうい

うものを機械化することによって、恐らくこれ、いろんな間違いも皆無ではないと思うので、そういうものに対する対応はどうされておるのか。また、この制度が導入されたのは泉南市独自ではないと思うんですが、どういう経緯でこういうものが導入されるようになったのか。

それから、どんどん機械化をして、人を減らすということが大きな流れでは目的であると思うんですが、結果的には必ずしもそうになってないんじゃないかなと。機械というのは融通がききませんから、それしかやらないわけですので、やっぱりある程度の——人の場合はいろいろ融通を持っていろんな仕事に対応できると。これからいろんな市民ニーズが多様化したときには、機械化に無原則に進むのではなしに、人というものをもっと有効な、人の特徴をうまくつかんだ行政マンのあり方というのをもっと追求しないと、私はだめなんではないかなという思いを持っとるんですが、そういう点での合理化と人との問題ですね。何たって我々の社会というのは人間社会ですから、やっぱり人間の幸せのためにあるわけですので、機械に今人間が使われとるような状況について、どのようなスタンスを持っていらっしゃるのか、御説明をしていただきたいと思います。

それから、これによって、機械に苦手な人もかなりまだまだおるわけですから、そういう機械が使えない人について何か対応をされるのか。もし、今人の面でも対応するということであれば、将来どんどん人で対応する部分がなくなっていく。今、導入部分はある程度人が対応するんじゃないかなとは思いますが、最終的には機械だけになっていくと。市役所はもう機械だけがある役所になるんじゃないかなと、極端なことを思えばそういうことを思うんですが、その辺はどうなのか、御説明をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 稲葉市民生活部次長。

市民生活部次長兼市民課長（稲葉鉄夫君） お答えいたします。

他市の状況はどうかということですが、これは全国的にまだ非常に実施団体が少ないわけですが、全国の交付機導入団体は、これは7年の4月現在でございますけれども、41団体でございます。内容といたしましては、本庁のみ設置されている団体が26団体、それから本庁及び出張所等で設置している団体が12団体、それから出張所のみ設置されている団体が3団体でございます。

それから、間違いの皆無ということでございますけれども、これはもちろん暗証番号を御利用いただく場合には、暗証番号というのは本人だけしかわからない。もちろん他人さんがわかれば、これは非常に困るわけですので、本人さんのみわかるようにということで、暗証番号を本人が登録していただくと。これは代理の方じゃ困ります。本人だけ登録してくださいということでございますので、もし紛失された場合でも、お電話いただければ、それはこちらの機械サイドでストップをかけると、こういうことでございます。

それから、人の減員につながるんかということでございますけれども、これは12月2日から設置させていただいて、本庁のロビーに設置させていただくわけでございますけれども、これはすぐにカードの普及、それから利用率というものが年々追い重なって御利用いただけるということになれば、これは必然的に人員の減にもつながろうかと存じますけれども、たちまち設置することによってすぐその効果があるかということは、ちょっと、そのように努力はいたしますけれども、すぐつながるかどうかは、これは将来を考えなわからないことではないかと存じております。

機械が使えない方はどうするんかということでございますけれども、これはPRも数回重ねさせていただくということと、それからたまたま設置がロビーの近くということでございますので、設置当初につきましては、これは係員が常時つかないかならないかと、そのように考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 現在、こういう業務に携わっている人は、何人おられるんですか。この機械を入れれば、当然その業務はなくなるわけですね。全部は少なくならんとは思いますが、その点での人員の不足した分への配置は考えておるのか。当然、それは考えないかんと思うんでね。現在、これ人間がしてるわけでしょう。そういうことは、ちゃんとやっぱり報告をしてもらいたい。

それから、この費用はどういう形態になるのかですね。その費用の面もちゃんと説明をしといてもらいたいと思うんですね。

それから、今これ、間違いが皆無でないとは私は思うので、間違いがあったら、財産の移動もできるわけですね、印鑑証明があれば。即日に印鑑証

明を市長も出すということですから、かなり重要な書類をだれもおらないところで機械でやる。今、パチンコ屋のプリペイドカードですか、あれも大きな間違いになつとるわけですから、蛇の道はヘビで、それを専門に悪用しようすれば、機械のことですからできないことはないと思うんで、そういう間違いがあったら、そういう責任は市が逃れられないと思うんで、その辺のちょっと実態報告をしてもらいたい。

暗証番号なんて、大体は誕生日をしとる例が多いから、何回かやればそれはわかるわけでしょう。例えば、僕の暗証番号をうちの妻にしてもらうことも可能なんでしょう、ある意味で。だから、本人が行かなくても、要するに僕の印鑑証明を上げれるわけですね、善意でやれば。そういう点で、やっぱり僕は間違いが起こらないということはないと思うので、その辺の安全の問題はどうしとるのかをちゃんと議案説明ではきちっとしてもらいたいと思うんですね。ただ頼りは暗証番号だけなんでしょう。そういうことではちょっと心配なんですね。

それで、もう1つは、こういう機械化を市がどんどん導入していけば、市というのは、印鑑証明書を上げにきたときに、市民はそこで対応して、そのときに行政の方も親切な対応をすれば、市に対する信頼も高まっていく。そういう人間と人間が接触していくということは、単に印鑑証明書をもらいに來ただけというのではなしに、そこでいろんな市の業務の内容の理解を求めたり、また市民はたまたま來た市役所で市に対する理解を深めたり、そういう人間中心の僕は組織、場所じゃないかなと思うんで、どんどんこういう機械化をしていくことによって、私は市民と市役所が疎遠になっていくんじゃないかなという心配をするんですが、果たして全国でわずか41団体しか導入してないのに、泉南市がなぜ先駆けてそういうものをやろうとしておるのかの意味もちょっとわからないんで、その辺をちょっと説明をしておいていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 稲葉市民生活部次長。

市民生活部次長兼市民課長（稲葉鉄夫君） お答えいたします。

機械の使えない方も含まれるわけでございますけれども、これは閉庁時には囑託員さんを常時配置すると。また、開庁時については職員がおるわけでございます。そのことによって、機械を使えない方、あるいは一定のセキュリティーが守られるんじゃないかと考えております。

それから、暗証番号のみでは防止につながらないのではということをご
ざいますけれども、暗証番号の管理につきましては、これは私どもホスト
側しかわからないし、今おっしゃるように誕生日やということをございま
すけれども、カード自体は常時その本人さんがお持ちでございますので、
本人さんのみがわかっている暗証番号でということ、私はある一定の不
正に直つなるといふふうには考えてございません。

それから、経費でございますけれども、これはリースでございます、
月39万、約40万程度でございます。

それから、窓口での職員数については、市民係7名で今対応している
ところでございます。

以上です。

〔小山広明君「だから、これを入れたら7名が何ぼ減るんよ」と
呼ぶ〕

市民生活部次長兼市民課長（稲葉鉄夫君）（続）設置することによって、先
ほど私申し上げたつもりでございますけれども、設置即減にはつながら
ないかと思えます。ということは、このカードの普及率あるいはその利用率
がどんどん高くなれば、自動的に職員数が減につながるかと思えますけ
れども、設置即減にはたちまちつながらないと、そのように考えておりま
す。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） これ、何回もやりとりするのはあれなんでね。それは、
当然今まで人間が発行しておったものを機械を入れるわけでしょう。今7
人かかわっておるわけでしょう、それで。入れたらすぐ、機械ですから使
える人もおりますわ、かなりね。それがこれから発行するわけでしょう。
そしたら7人を出発点は3人減らしますと。ほかの部署では足りない人が
いっぱいいるということの議論あるわけやから、その職員をほかの部署に
回せば市民サービスはアップするんじゃないですか。わざわざこの機械を
入れて、7人そのままに置いて、すぐはそこの部署の職員減にはつな
がりませんと。いつになったらつながるかも答弁しないと。これは答弁に
なっていないでしょう。

当然、それは人が利用するわけですから、今までやったら時間内しかで
きなかつたのが時間外も発行するから、市民からすれば、お勤めが終わっ

て、夜印鑑証明書なり住民票を上げに来るわけでしょう。当然、窓口の業務は減るじゃないですか、それは。減った分をほかで足らん足らんと言われてるところにこうします、ということがこういう議案の出し方の説明じゃないですか。その点が、職員が多い少ないの問題以上に、適正に必要なところに職員が配置されてるかどうかが1つ大きな議論ですから、こういうものを入れたときには、もう即、7人おるところを3人はほかの部署に回しましたというぐらいの説明をしたときに、私はこの機械を入れる意味も——機械化するのは僕は基本的には反対なんですけどね。だけど、一応あなた方の立場に立って、そういう説明はするべきじゃないですか。

それから、間違いがどういう——僕は暗証番号だけだったら、ほんとにああいうプリペイドカードなんかの不正問題もやっぱり社会化しとるわけですから、簡単にこれできるんじゃないですかね、そういう人にとっては。そしたら、印鑑証明書があれば、自分の土地は勝手に人に売られるわけでしょう、これ、印鑑証明いうたら。即そのときに印鑑証明発行できるわけでしょう。だから、僕の印鑑証明はすぐその場で何かすれば、あなた方の機械のシステムからいったら、すぐ発行できるわけですよ。そしたら、すぐにその場で印鑑証明書がとれて、僕の不動産を他人に売ることが出来ますよ、これ。（堀口武視君「キャッシュカードと違う」と呼ぶ）いや、一緒だから、キャッシュカードでも間違いがあるから、間違いがあったらどうするかということについてきちっとやらないと、間違いがありますよ、それはキャッシュカードでもね。

しかし、役所が公印を押して、これはだれだれの印鑑証明だということを出して発行するわけですから、役所に責任が残りますよ。キャッシュカードだったら、それは個人と銀行の関係かもわかりませんが、印鑑証明というのは、役所の証明によって他人はきちっと客観的な書類として不動産の取引が行われるわけですからね。権利書がないからって、印鑑証明書があれば自分の不動産というのは他人に売られちゃうんですよ、これ。そういう大事なものを機械任せにして、今の暗証番号だけが頼りというならば、大変大きな問題が起こったときには、市に責任はないんですか。市長が公印を押して証明する書類でしょう、これは。だから、間違いが皆無であるということはありませんから、そういう間違いがあった場合には、だ

れの責任になるわけですか、これ。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 市民課の窓口の職員の数についてでございますけれども、この件に関しましては、自動交付機の設置時期にどの程度の方が切りかえていただくか等未知数な部分もございますし、初期の段階ではその取り扱いについて説明方も必要でありましょうし、そういった意味で、初期のその辺の状況なりを私の方で見定めた上で、職員の人数のあり方については検討させていただきたいと、そういうふうに思っております。

議長（島原正嗣君） 稲葉市民生活部次長。

市民生活部次長兼市民課長（稲葉鉄夫君） お答えいたします。

印鑑証明は、これは実印を登録していただいて、その登録していただいている印鑑について証明するわけでございますし、それをカードということで今現在利用させていただいて、これを暗証番号を登録していただくことによって自動交付機にも転換できるということでございます。例えば、私もなんですけれども、一般的な商取引の中には、これは印鑑証明プラスその実印ということでございます。

それから、もう1つは、その印鑑登録証、カード自体は、これは本人さんしか持ち得ないものがございますわね。それから、その本人さんが持っているカードで、なおかつ暗証番号は本人のみ知り得るものがございます。そしてもう1つは、自動交付機の前には防犯カメラも設置しているわけでございますので、その点で他市さんの状況も聞かさせていただく中には、そういう事例が今ないというふうに承知しております。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） そうすると、41団体で全くこの機械導入によっての間違いがないと、あんた言い切るとるわけやから、それでいいんですが、皆無ですね。それ、責任持ってくださいよ。僕は、こんな間違いがないというようなシステムは1つもないと思うんだけど、数%か何%かはあると思うんでね、それをどこまで少なくするかという問題はあるけど、一切ないということでもいいんですね。

すぐ即日に証明書が発行できるという説明もあるからね、即日に。そうでしょう。新たに僕がきょう機械の前に来て、即日に印鑑証明書を発行す

るシステムがあるんでしょう、これ。だから、今の言う印鑑を持っていたり、カード持っていたりというんじゃないに、きょう僕が来て、僕の印鑑証明をつくることはそこでできるわけでしょう。そういう説明ありましたね。だから、そこらで三文判買ってきて、やれるわけでしょう。何か判なかったらできないわけでしょうから。そこを聞いとるんです、即日にできるというから。そうであれば、やっぱりいろんな問題が起こるんじゃないかなと思います。

それから、細野さんが言っておられた、様子を見てと言うんだけど、機械を入れたら、標準的にというんか、一応理屈の上ではこのぐらい職員はもう要らなくなるということが基本にあると思うんで、7人もおれば――そら、1カ月や2カ月はしばらく仕方ないと思いますよ。しかし、この機械がちゃんと機能するようになれば、今の7人の配置は4人になりますというようなことは、この議案提案ではちゃんと説明するべきじゃないですか。

そうなった場合に、一番市民に親しまれるこの市民課の窓口が、機械が主要な部分を占めるということになればどうかなということも思うので、7人おる職員がこの機械の導入でちゃんと理解をされていくようになればこうなりますということは、この議案提案では明確にしといてくださいよ。明確にまだなっていないというんであれば、なっていないと正直に言ってもらったらいいから、そのかわりそれはちゃんと後日でも示してもらいたい。今の話だったら、ずっと7人は7人でおって、機械は機械で入るというようにしか受け取れないんでね。今の僕の理解でいいんやな、僕がきょう来て印鑑証明というのは。

議長（島原正嗣君） 稲葉市民生活部次長。

市民生活部次長兼市民課長（稲葉鉄夫君） お答えいたします。

印鑑登録申請していただくと、通常の場合、登録していただいて、本人さんであるということの確認をさしていただくわけですね。確認書を送らしていただいて、それから本来、当然これは本人しか持ってき得ないものがございますので、それで回答書をいただいて、という手続でございますけれども、それでしたら少なくとも最高が30日かかるわけですね。どうしても急ぐと、早く欲しいという方がございます。そういうときのために、本人であると確認ができるものということ、運転免許証とかあるいはパス

ポートとか、そういうもので本人さんであるという確認をさしていただく場合には、必ず当日登録証をお渡しするというごさいまして、その中に先ほど助役の方から上程のときに説明がございましていわゆる保証書ですけれども、この保証書は本市に印鑑登録をしていただいている方が保証される場合、印鑑登録印を押して保証書を提出いただければ、それについてはその当日交付さしていただきましよう、こういうごさいます。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 実施日から即その証明なりが自動交付機で対応されるという形にはなるわけではございませぬので、順次その切りかえ速度がどの程度かということもございませうし、その辺の状況、推移を見定めた上で、その辺の判断なりをささせていただきますと思っておりますので、よろしく願います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 意見だけ言うておきますけども、それはやっぱりこの機械を導入するわけですから、ちゃんと機械が理解をされて機能するようになれば、今の窓口業務はこうなりますと。結果的にそれが若干の上下があっても僕はいいと思えますけども、やっぱりこういう金を投資するわけですからね、お金のないという状況の中で。そして、それは当然、人も全体の中で足りないのを適正に足りないところに回す意味からいっても、私はこの機械の導入はそういう意味だと解釈しとるんですがね。そしたら、今の段階で窓口業務の人数をどれぐらいこれで減らすことが可能であるということはちゃんと示さないと、議案の説明には私はならないと思えますよ。それだけ言うときます。何回言っても同じ答えが返ってくるから、ほとんどそういう詰めがされてないんだろうという理解しかできない。

それから、即日交付の場合には、機械に関連してやから機械で即日交付されるわけでしょう、機械で。じゃなしに、窓口で即日交付されるということなんですか。人間の手でね。はい、わかりました。

議長（島原正嗣君） 北出君。

6番（北出寧啓君） 小山議員が細かいことを言われたんで、一般論としてお聞きいたしますけれども、効率的な人員配置という、職員過不足いろいろございませぬので、そういう観点からの導入かと思うんですけども、例

えば泉佐野市なんかでも導入されてますよね。逆に事務量が煩雑になってきてるといふような面もあるようにお見受けするんですけども、その点は当局としてはどのようにお考えの上で導入されてるのか。効率的な人員配置のために、より効果的な行政運営をするために導入されたのか。その決定の段階において、機械導入された各市町村の経験的な意見なり結果なりを参考にされたのか。その辺だけ簡単にお伺いいたしたいと思います。

[小山広明君「僕の細かいことというのは、訂正さしといてください。細かいことというのは、人をばかにするものだから。そういう発言はせんといてや。ちゃんと訂正しておいてくれよ」と呼ぶ]

議長（島原正嗣君） 伊藤電算準備室長。

総務部電算準備室長（伊藤修二君） 北出議員さんの御質問についてお答えさせていただきます。

今回の自動交付機の導入目的、これにつきましては、閉庁時における行政サービスの提供、早朝・夜間等の執務時間外に行政サービスの提供、それと証明書交付のための待ち時間の短縮、窓口の混雑の緩和、それと御本人さんが申請していただきます申請手続の簡素化、それとうちの市民課業務の窓口事務の効率化及び合理化と、この大きく5つを導入効果としては期待しております。

その点とあと、大阪府下では泉佐野さんと羽曳野市さんが自動交付機を設置してございます。当然その2市につきましては、私どもと市民課の方と現地調査をさせていただきますして、現実にはどういう形でされてきたという経緯については、御照会させていただきますしてあります。

その点と、効率等による人員配置等につきましては、ちょっと私の方からお答えしにくいんですけども、現実には今回の分の目標が市民サービスの向上を期するという最終目標がございますので、当然印鑑並びに住民票等につきましては、暗証番号を2種類に分けていただくということで、各種申請用紙等がふえてくるということで、当然当初期間につきましては、市民課の窓口業務はふえてくるというふうに理解しておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 今、伊藤さんの方からるる今回のねらいについてお

述べをいただきました。それが実効あることを私は願ってやみませんが、36ページの14条、ここに「印鑑登録者は、自ら本市の電子計算機と接続された自動交付専用の端末機（以下「自動交付機という。）に印鑑登録証及び暗証番号を使用して必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付の申請をし」と、申請者みずからが機械を手動的に操作することによってこの交付を受けられる。こういうことで、当然経過の段階では、ベテラン職員のサジェスト、アドバイス等が必要だというふうに思うんですが、これが発展いたしますと、市もお約束をされております例の、市役所だけではなくて遠隔の地におけるこういう交付手続ですね、自動交付機を使った交付手続が可能になる。ここの条文を読めばそういうふうに理解できるわけですが、その辺についても少しお示しをしていただきたい。

単に窓口業務の合理化、サービスの向上、こういうだけにとどまらずに、将来お年寄り等が高齢化社会に向けてふえてくるという中で、遠隔の地でもこれが利用でき、さらにサービスの向上につながると、こういうことをこの14条で私は読み取ったんですが、そういうふうに期待していいんでしょうか、お示しを願います。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えいたします。

当面は市役所正面で行うわけでございます。その状況を見計らってといえますか、利用状況とかいろいろ調査いたしまして、その調査状況によりまして、ほかにも設置するなりいろいろまた検討さしてもらいたいと、かように思っておりますので、よろしく願います。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 何か私がとっぴな質問をしたような答弁なんですが、今は確かに印鑑登録ですよ。これは各種の証明の交付にも当然援用できますし、それから端末機の設置によって遠隔の地での交付も可能だと、こういうふうに14条を読めば当然読み取れるわけですね。

そして、議会の過去のやりとりの中でも、そういう電算事務を市が主体的に行うことによって、端末機を遠隔の地に設置することによって市民サービスを行うと。市民サービスセンターの設置等図る中で、そういうことも行っていくと、こういう約束で、これについてはあれでしょう、僕はいつか忘れましたが、日限を限ってこういうふうにしていきたいとい

うふうな具体的な答弁もあったように思うんですが、今の担当部長の話では、何か私がとっぴな質問をしたように聞こえたんですが、その辺もう一度お示しをいただきたい。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） この自動交付機の開設につきましては、今回は市役所の窓口ということで設置をするわけですが、当然目的としましては、そういう時間外の市民サービスの向上という面が非常に強うございますので、将来展望としては、当然そういう範囲もいろんな箇所で広範に使っていただけのような構想は持っておるわけですが、現時点ではまず本庁の中に設置をいたしまして、そしてその運用状況等を見きわめた上で今後の検討を行ってまいりたいという状況でございます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 嶋本君。

17番（嶋本五男君） 皆さん方御質問なさってるんですけど、私の場合には、質問というよりひとつ提案という形でとっていただきたいんですけども、先ほどからカードの悪用というお話が出てるんですけども、紛失、それから盗難、これにすぐ気づいたときには、当然役所の方へ届け出たら、それはそれなりの対応ができるんですけども、それがなかなか気づかない、紛失して気づかない、あるいは盗難に遭っても気づかない。次の印鑑証明をとるまで気づかないという場合がありますけれども、この場合には、当然拾った、悪く言えば盗んだ方がそれを悪用しようとするときに、仮に誕生日だけを皆さんがそれに入れてたとしたら、最低365回やればいくわけなんですね。

だから、それを盗難防止のためにもうその機械に——今の電話の会社なんかで使ってるカードがあるんですけども、これ当然暗証番号があります。誕生日のともありますし、私とこでしたら和歌山県の田舎の方の電話番号を暗証番号にしたりするんですけども、連続して3回以上違う番号を入れますと、もうそのなには使えなくなるということがあるんですけども、そういうシステムが導入できるのかどうか。将来の安全のために、そういう方法があるんなら今後検討をしていていただきたいなど。

というのは、暗証番号はその方しかわかりませんので、ところが私ら家族でも、電話で暗証番号を間違っって連続3回押してとめられたことがある

んです。調べてみますと、私どもが間違っておったと、こういうことがありますので、私もカードを紛失したんですけれども、届け出んでも、3回以上暗証番号の違った番号がいきますと、自動的にそれが消滅します。2回や3回でしたら問題があるかわかりませんが、そういうような悪用防止の方法があれば今後検討していただきたいなど、こういう御提案だけをして終わりたいと思います。

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 提案の議案3号、印鑑登録及び証明に関する条例の制定に反対の討論をさせていただきますが、印鑑証明が大変大きな問題であります。これは、本人であることを市が証明するという単なるそういう行為であります。これは当然サインにかえれば、全く市が証明する必要はないわけでありまして、日本は印鑑であることからいろんな間違いも起こり得るわけであります。

そういう点で、行政改革の面からいっても、今行政側からの答弁があったように、7人の職員が窓口におられて対応をしないとありますが、こういうものを機械化してどんどん人と人とのつながりを疎遠にしていくことは、私は市役所の性格からいっても問題であろうと思います。こういうようなものを持つと抜本的に、先ほど言いましたようなサインに置きかえれば、本人しかそのサインはできないわけありますから、そういうような抜本的な改革の中で私はすべきであって、安易にこういう機械を導入するというあり方は反対であります。

また、このような強い要望は、私がいろいろなところを歩いておっても余り聞きませんし、何かメーカー側の強い働きかけの中で導入をされたのではないかなという、そういう思いを持たざるを得ません。もっと知恵のある、考えた人間らしい行政をつくっていただくためにも、このような機械化の導入には反対であります。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議案第4号 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第4号、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成8年5月11日に公布、施行され、補償基礎額及び葬祭補償の額が引き上げられたため、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

41ページをお開き願います。改正の内容といたしましては、第5条第2項第2号中の消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者または応急措置従事者の補償基礎額の最高額「14,000円」を「14,200円」に、最低額「8,700円」を「8,800円」に、同条第4項中の特定期間にある扶養親族たる子がある場合の加算額「67円」を「83円」に改正するものでございます。

次に、第18条中、葬祭補償「280,000円」を「290,000円」に引き上げ、改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、平成8年4月1日以降の損害補償に適用するものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。――
――質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第12、議案第5号 泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第5号、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令が平成8年5月11日に公布、施行され、非常勤消防団員に対する退職報償金の支給額が改正されたことにより、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

45ページをお開き願います。改正の内容といたしましては、別表で示しておりますが、表の右上段、消防団長、30年以上で1万円引き上げ「880千円」を「890千円」に、その他につきましては、一律5,000円引き上げるべく、改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、平成8年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用するものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御
異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案の
とおり可とすることに決しました。

次に、日程第13、議案第6号 平成8年度大阪府泉南市一般会計補正
予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福
田助役。

助役（福田昌弘君） 議案の説明をいたします前に、既に正誤表をお配りし
ておると思います。65ページと66ページで、それぞれ「事業」の後に、
事業費の「費」というものが抜けておりまして、訂正をお願い申し上げて
おります。議案書の中でこういう訂正がございますことを深くおわびした
いと思います。

それでは、説明をさせていただきます。ただいま上程されました議案第
6号、平成8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）につきまして
御説明を申し上げます。

まず、47ページをお開き願います。歳入歳出それぞれ8億7,608万
2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ230億8,534万5,0
00円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。

62ページをお開き願います。訴訟費の報償費341万5,000円でご
ざいますが、これは行政処分違法確認請求事件ほか6件に係る弁護士報酬
でございます。

次に、その下の老人集会場費の工事請負費700万円でございますが、

これは中村老人集会場の改修工事のための経費でございます。

次に、63ページの医療対策費の負担金補助及び交付金1,644万円でございますが、これは泉佐野泉南医師会が医療活動の拠点としてメディカルセンターを建設することになっておりますが、その建設費の一部を3市3町で負担をするものでございます。

次に、65ページをお開き願います。農業公園整備事業費の公有財産購入費1,710万円でございますが、これは農業公園への進入路用地を買収するためのものでございます。

次に、66ページをお開き願います。新家地区土地改良総合整備事業費1,463万5,000円でございますが、これは新家地区において用水管を新設するための経費でございます。

次に、67ページから68ページにかけての土木費の菟砥橋海岸線改良事業費の工事請負費6,760万円でございますが、これは泉南清掃工場の周辺地域整備事業の一環といたしまして、市道菟砥橋海岸線に歩道設置を行い、周辺環境の向上を図るためのものでございます。

次に、68ページ下段の樽井駅周辺地区再開発等調査費980万円でございますが、これは樽井駅前の交通混雑の緩和並びに地域の環境改善を図るため、駅前広場として暫定利用するに当たり、実施設計図を作成するための委託料でございます。

次に、68ページから69ページにかけましての砂川樫井線新設事業費の公有財産購入費2億円でございますが、これは現在未買収となっております用地の買収に充てるための経費でございます。

次に、69ページ下段の都市整備等調査費の負担金補助及び交付金5,600万円でございますが、これは樽井東及び樽井八反地区で進めております緑住区画整理事業に対する補助金でございます。

次に、70ページをお開き願います。新家上村公園新設事業費1億2,970万円でございますが、これは昨年に引き続き、臨時地域基盤整備事業の対象事業としての適用を受け、事業認可期限となっております平成9年3月31日までに事業完了を図りたく、お願いするものでございます。

次に、70ページ下段の住宅改修事業費の工事請負費2億1,500万円でございますが、これは前畑5号棟及び宮本5号棟の改修事業につきまして、早期執行を行うため工事費が増加することによるものでございます。

また、次のページの住宅建設事業費の工事請負費5,823万につきましても、老人向け市営住宅B棟の早期執行を行う工事費が増加するためのものがございます。

次に、74ページをお開き願います。埋蔵文化財センター費1,900万円でございますが、これは当センターの2階部分をオープンするに伴い、特別展示室の製作委託や音響設備並びに閲覧用図書を購入に充てるための経費でございます。

次に、その下の保健体育総務費の負担金補助及び交付金220万円でございますが、これは平成9年2月16日に開催されます泉州国際市民マラソンにおいて、本市がゴール会場に決定したことにより負担金が増加されたことに伴うものがございます。

次に、75ページをお開き願います。返還金の償還金利子及び割引料696万4,000円でございますが、これは平成7年度の国庫負担金及び府補助金の額の確定に伴う返還金でございます。

お手数ですが、54ページにお戻り願います。第2表で、継続費補正としまして住宅改修事業及び住宅建設事業をお願いしております。これは、先ほども申しましたが、早期執行に伴い工事費が増加するため年割額を変更するものがございます。

次に、55ページでございますが、第3表で債務負担行為補正として信達樽井線用地取得事業の変更をお願いしております。

また、事業費等の変更により地方債に変更が生じたものにつきましては56ページに、歳入の明細につきましては、57ページから60ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——成田君。

21番（成田政彦君） 今度の補正予算では、アルバイト賃が合計741万円という金額が組んであって、その特徴は、総務、教育、同和、この関係部署でアルバイト賃金が出ているんですが、これは総計アルバイト人員数は何名であると。何か当初予算では、アルバイトも、それから嘱託も削るという大変厳しいことを言うと思ったんですけど、結局741万円もの、人

件費でいうたら1人分に当たる金額になるんですけど、これだけの金額を組んでるということは、具体的になぜこれだけのアルバイト賃金を組まなければならないようになったか、その説明をお願いしたいと。過去何名のアルバイト人員、そしてなぜこういう700万近く of アルバイト賃金を9月補正で組まなきゃならなかったか、その理由をお伺いしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 楠本市長公室次長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） お答えいたします。

今回補正をお願いしておりますアルバイト賃金でございますけども、トータル額としましては約740万、うち事業費を除きまして、人事査定分640万程度を総額お願いしております。

その主な理由としましては、職員の病気、出産並びに育児の長期休暇が見込まれるということが主な理由でございまして、御指摘の当初約一千二、三百万、人数にしますと約10名の縮減目標を持っておりましたが、今回、先ほど言いましたように640万程度一般アルバイトとしてお願いしておるといってございまして、数字から見れば非常に当初の目標が崩れてきておるといのは確かでございますけども、当然目標をにらんで節約に向けまして努力しておりますので、年度当初の目標が達成できますよう、まだ年度内も途中でございまして、ひとつその点よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 別に僕はアルバイト賃金を減らしたことに反対しとるわけじゃないんですから、人は要ることは要るんですから、別にそのことに文句を言っとるんじゃないんですけど、そうすると、さっき職員の育児、病気というか、これアルバイト賃金の、具体的に言うと、総務の中で一般管理費——そうするとそれは一般管理費、会計、市民球場、その部分で育児、病気があったのか。それから、同和対策室で具体的にそういうのがあったのか。それから、あとは教育の方で、社会教育総務でアルバイト131万、文化財保護費で131万、これは職員の病気、育児のためにこれだけのアルバイト賃を組んだということですか。教育事務局費の71万、具体的にここで何人の人がこういう病気、育児があったんですか、これ。

議長（島原正嗣君） 楠本市長公室次長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） お答えいたします。

今回のアルバイト賃金の要因は多岐にわたるわけですけども、御指摘の

いわゆるタイプ別の内容につきましてお答えいたします。

まず、病気休暇につきましては、1名でございます。出産及び育児休暇に起因するものが2名でございます。去る4月の異動におきまして事務執行に当たってきたわけですが、その後どうしてもバイトが要ということで、いろいろお話し合いをさしていただいたわけですが、どうしても人員の関係で要というのが2名でございます。

その他事業の関係もありますけども、御指摘の科目別の内容でございますけども、主な内訳は先ほど言いましたけども、まず文化財につきましては、人事異動によりまして事務職が1名減になったということもありまして、異動後においてどうしても要ということでアルバイトを雇用しております。また、社会教育につきましては、出産・育児休暇ということでございます。また、隣保館員につきましては、異動に起因するという、いわゆる減員になったということから生じたものでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 特に社会教育総務費、文化財のところで、ここはそうすると出産、育児もあると言うたんですけど、実質的にこれは人が足りない。具体的にここの社会教育総務に関しては——社会教育総務というのは、多岐にわたった、史跡、海会寺とかいろんなね。この社会教育総務のアルバイトというのは、具体的に何を指すんですか、これ。この文化財保護131万というのは、どんな仕事。

議長（島原正嗣君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 社会教育費の賃金でございますが、2名のアルバイトの予定でございます。1名につきましては、先ほど人事の次長が申しましたように、育休に伴う代替の職員でございます。もう1名につきましては、この4月に埋蔵文化財ではなしに、文化財保護係の事務職員、1名ございましたが、異動に伴いまして、社会教育課の方では市民祭等のこともやっておりますので、1名事務職員の不足が生じるということで、人事の方に臨時職員の雇用をお願いしているところでございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 74ページの埋蔵文化財センター費の特別展示室委託料とかいうのがあるんですけど、これは人の配置はされるんですか、こ

れ。器具も購入されるんですけど、建物に対する人の配置というのはされるんですか。

議長（島原正嗣君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 埋蔵文化財センターの人的な対応でございますが、これについては賃金の補正をお願いしておりませんが、嘱託雇用という形で、市民のために施設を使っていただくということで予定をしているところでございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） そうすると、埋蔵文化財センターというのは、嘱託をつけて9月何日からオープン、具体的に埋蔵文化財センターというのは運営されるんですか。その点ちょっと。

議長（島原正嗣君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 埋蔵文化財センターにつきましては、現在のところ建物は完成しておりますが、中の文化的、歴史的な資料の展示等については、予算措置も今お願いしているところでございまして、具体的に市民の皆さんに御利用いただくということにつきましては、建物のみでございまして、今後十分に予算措置がされれば、一刻も早く展示内容の充実という形、また図書を購入等行いまして、市民の皆さんに開放をしていくということでございまして、そのための人員については、先ほど申しましたように嘱託雇用によって対応するというところでございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） アルバイト賃金のことなんですけど、そうすると、さっき言うたように職員の病気、育児、それ以外にもこのアルバイト賃金を増額しなきゃならないという状況なんですけど、これは9月補正であとまだ半年あるんですけど、人の体制を見た場合、アルバイト賃金の補正は、この分でいくと今後ふえそうだと、その点はどうなんです。実態として、最初1,200万減、リストラということをやった。実際はそういうことが不可能になってきとると思うんで、その点はどうなんです。

議長（島原正嗣君） 楠本市長公室次長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、当初の縮減目標が約1,250万でございましたので、数字の上から見れば、今回六百数十万お願いしておりますの

で、当然縮減目標の数字から見た場合のしんどさ、難しさが出てきておると思っています。

ただ、まだ年度途中でございますので、あくまでも予算の執行上におきまして、できるだけ節減に努めていただくよう、配慮なり指導なり人事の方で目を配っていきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） ことしの一般事務の上級職採用はゼロと聞いとるんですけど、そうすると、このアルバイト賃金はふえとるのにかかわらず、一般事務は採用がゼロだと。そうすると、泉南市におけることしの退職に対する——退職したら必ずそれを埋めるというのはどこでもやるんで、そういうこともないと。全くそういう補充はしないという、そういうこともあるんですか、ちょっと最後に。

議長（島原正嗣君） 楠本市長公室次長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 職員採用についてでございますけれども、来年4月1日採用に向けまして現在募集を行っておるわけですが、募集の中身としましては、技術職のみ現在募集しております。

ただ、いろいろあらゆる角度から検討をしていく点もございまして、現在のところは技術職4名ということにしておりますけれども、来年4月以降におきましては、当然退職者の補充という観点から、改めて人員の問題については、バイト等も含めて検討していかなければいけないというふうに考えてます。ただ、今年度につきましては、今回の補正でできるだけ年度内を執行していくよう節約に向け努力していきたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） ほかに。———小山君。

8番（小山広明君） 財政が厳しくて来年の予算が組めないということが一般的に言われるんですが、今回一般財源から1億6,000万のお金を出しての予算組みがされております。起債についても2億8,000万円ですかして、また新たに借金が膨れ上がっておるということです。こういう積み上げ方式であれば、当然こうならざるを得ないと思うんですが、入るお金で運営するというのは当然なんですが、そういう積み上げじゃなしに、この枠の中でやるんだという、そういう姿勢が見られないんですが、その辺はなぜかということをお答えいただきたい。

それから、1億6,000万円のうち、基金からの取り崩しが主要な部分を占めておるんですが、この市税収入の額の上げ方はどういう内容なのか、見通しなのか、これも御説明をいただきたいと思います。

それから、予算の中身に入りまして、弁護士費用の341万5,000円、かなり多くの訴訟が起こされておるような感じですが、市民が訴訟を起こすということは、市民にとっても弁護士費用というのは、市民自身が負担してやっとなるわけですね、こういうものは。どちらが勝ったにしても、弁護士費用というのはお互いの負担になるわけですから、市民が市を訴えるというようなことは極力ないようなことをやらないと、行政運営上、訴えられること自身が、市民の権利とは言いながら、やはり訴えられたこと自身をやはり問題にせざるを得ないと思うんですが、その辺のこの訴えの中身について詳しく御報告をいただきたい。

それから、樽井の駅前整備で実施設計料980万という、1,000万近いお金なんですが、これもちょっと委員会の方でも申し上げたんですが、道路の実実施設計ですからもう少し内部で処理ができないのかなと、こういうときですから。結果的に少し悪いことがあったにしても、自分でやればそれは自分の栄養になりますから、そういう点では、市民も含めて自分たちが直接かかわってやったことは、結果がそうパーフェクトでなくても次の1つの発展につながりますし、委託方式というのは、全部委託された人の財産になっちゃうわけですから、もう少しこういうものは、これだけじゃありませんけれども、委託というものを極力やめて、内部で処理をする方法をとってはどうかと思うんですが、このことがなぜできなかったのかを御説明いただきたい。

それから、砂川樫井線の2億円の問題ですが、これも随分前から議論がされて、大阪府の方から来られた部長なんかも、もうほとんど実現の感触があるんだと言って、かなりユニークな表現をしながら自信を持って答弁した問題があるんですが、この路線の開通問題というのは、これはいつぐらいに供用開始するのか。ほかの委員会でも議論がありましたが、何か計画決定をした後に工場が倉庫的なことを建てて、その跡に工場の中核部分を持ってきたと。それも含めて何か補償しなきゃならないような議論がありますが、この面についての少し御報告をいただきたいと思います。

それから、菟砥橋の清掃事務組合からの負担でやる工事ありましたね。

あの整備は大体どれぐらいあと残っておるのか。どのような1つの方針であの整備をやるのか。恐らくこのお金は、全部一般会計から負担するわけでしょう、向こうにそれだけの収入源がないわけですから。これは、事務組合からの負担となつとるけども、泉南市の一般財源から補てんをしとるんではないかなと思うんですが、お金がないというときに、こういう事業がぼんと補正で上がってくるということね、これはどのような整備が今後も予定されておるのか。これの整備内容ですね。菟砥橋から下の道をどのような整備をされるのかを御説明いただきたいと思います。

それから、もう1つありましたね。負担していただく分で、一丘団地からの何かで、公団からいただくんですかね。これの内容についても、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） それでは、私の方にかかわります質問について御答弁申し上げます。

大変厳しい財政状況の中での補正ではございますが、今回は補正の主な内容といたしましては、国庫補助金等の内示を受けたことによりまして、今回補正をし事業を進めた方が市にとって得策であるものとか、また緊急を要する事業等が主な内容でございまして、当初予算の編成に当たりましては、年度途中の補正等も考慮をいたしまして予算編成を行っておるところでございますので、その辺よろしく御理解をお願いしたいと思います。

それと、市税収入の中身についてでございますが、一般財源の中の市税収入ですね、市税の部分でございますが、これにつきましては、さきの議会におきまして、住民税の均等割を2,000円から2,500円にというお願いをいたしたところでございまして、そのアップ分を充てさせていただいております。

それから、弁護士の費用の中身についてでございますが、行政処分違法確認請求事件に係る弁護士報酬が1件、それと損害賠償請求事件に係る弁護士報酬が2件、それと入札処分取り消し請求事件に係る弁護士報酬が1件、それと開発協力金返還等請求事件に係る弁護士報酬が1件、それから構築物撤去土地明け渡し請求事件に係る弁護士報酬、これは成功謝礼でございまして1件、それから、所有権移転登記請求事件に係る弁護士報酬、これも成功謝金でございまして1件、以上の7件でございます。よろしく

お願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 増田都市計画課参事。

事業部都市計画課参事（増田昌彦君） 御質問の樽井駅周辺地区再開発等調査費の980万につきまして御答弁させていただきます。

まず、980万上程させていただいておりますが、その内訳の中には、駅前交通広場の実施設計のみではございませんで、設計に伴います現況測量及び交通量調査等専門的調査も中に含んでおります。御指摘のとおり、市職員で可能な作業に関しましては市職員でやるべきではないかということにつきましては、十分そのことも必要であるということ認識しておりますが、人力的な問題もありまして、実施設計から最終積算作業まで含めると、交通広場及び道路の設計といいましても相当な時間がかかるということが考えられますので、今回は実施設計に測量及び交通量調査等を含めて980万上程させていただいております。

以上です。

議長（島原正嗣君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 私の方から、砂川樫井線の件と菟砥橋海岸線の件につきましての御質問につきまして御答弁させていただきます。

まず、砂川樫井線のことでございますけども、供用の見込みということ御質問があったんですけども、小山議員も御存じのとおり、一番大きな工場と、それから工場関連の敷地、それから1件パーマ屋さんの敷地等が個人の分では残っております。工場につきましては、通常の補助事業での対応じゃなくて、何というんですか、用地補償の金額が相当になりますので、それに見合うような国費の補助を受けるような手続は、別途またした上で進めなければいけないというふうな考え方をっております。

見込みはいつかということなんですけども、当然その辺の話し合いができました上で、その中で解決した後、それから工事ということになるわけなんですけども、そういうことで、それらを速やかにできるように今後とも引き続き努力をさせていただきたいというふうに思っております。

都市計画決定後に建物の中身云々という御質問もございましたけども、それらにつきまして、先ほど申し上げました補償の対応の中で、国の補償基準に基づいて補償をしていくということでございます。

それから、続きまして菟砥橋海岸線の関係ですけども、整備の内容から

お答えいたします。

男里川の右岸側の堤防敷の市道でございますけども、その部分で大阪側にあります菟砥橋海岸線に接してます残地のところに、延長で250メートルの周辺整備工事をやる予定でございます。内容といたしましては、緑地とか歩道を設置するという内容でございます。

それから、財源のことでございますけども、これは清掃組合からの負担金によりまして事業を執行するというものでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この道路につきましては、泉南市と阪南市で負担をするということでございます。

それから、関連しまして、あと地元対応でどういう事業があるのかということでございますが、この道路については今年度から3カ年計画で、非常に長い道路でございますので、整備をするということになっております。それから、あと地元の約束の中で残っておりますのが、公園化といいますか、公園整備が若干残っております。そういうことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（島原正嗣君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 失礼しました。ちょっと答弁漏れがございましたので、再度御答弁させていただきます。

砂川樫井線の財源の中で、公団の関係ですけども、負担ですけども、これは全体事業費のうち6分の1を住都公団から負担金としていただくということになっております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 大田部長に、最後の件数が聞きたかったんですけどね。行政に不服があって訴えが起こされとる。損害賠償が訴えられとると。100%、まだ裁判の結果を見ないとわからないんですが、行政に全く落ち度がなくてこんなことが起こされることは、まずあり得ないと思うんですけどね。そういう点では、こういう訴えがこれだけ起こされとると。勝ったにしても、別に弁護士費用を負担してくれるわけじゃないですわね。市民の方も、自分は弁護士を頼んでやっとなるわけですわ。こういうものは、どう

いう原因でこういう訴えが起こされたのかというようなことは、少なくとも説明をしていただきたいと思います。こういうことがこれから起こらないようにするためには、住民から訴えということまで起こされないまでに、ちゃんと行政対応を私はするべきだと思います。だから、どういう訴えの内容なのかについてはしていただきたい。成功報酬はそれはいいですよ。訴えられとる内容については、お示しをいただきたい。

それから、大田部長は、国庫補助が採用されたものを今受けてやるのが得策だということを行ったんですが、何か国庫補助がつくと、それはもうかったような気になるのか、そこには必ず起債がついておりますね。これ起債がついとれば、当然今230億を超えとる起債の合計がふえていくわけでしょう。これには当然、これの返済があるわけですね。これが大きく市の財政を悪化さしとるわけですから、国は泉南市がこれだけ財政が悪いのが有名になつとるのに、ようこれ国庫補助なりそういうものを認めてくれるなど、国も無責任だなという感じが私はするんですけどね。そういう国の管理なり、あなた方が言う公債費率がどうのこうのというのは全く信用ならないと、そういう数字そのものがね。

そして、今大変な財政の問題で、市長の給与まで切らなあかんというような状態であることと、年度途中で8億7,000万円もの大きな予算を組むと。そして、理由を聞けば、国庫補助が採択されたからだ。もうちょっとね、お金を、国家補助をくれるからと言ったって、それを簡単に私は受けないぐらいの主体性を持ってもいいんじゃないかと思うんですが、市長、その辺は、国庫補助を受けるだけ受けて、国庫補助出しますよと言ったら、何でもこれ受けていくような方針なんですか。市は当然ここには一般会計からもお金を出さないかんし、起債も膨れ上がっていくし、返済も膨れ上がっていくという、こういう構造になつとるわけですし、補助金というのは、赤字補助金じゃなしに建設補助金ですね、全部が。建設が終われば、全部維持管理を普通の税収でやらないかんわけでしょう。それは、素人が考えても、財政がどんどん悪くなる構造じゃないですか、この構造は。

そのことに対して、市長、こういう国庫補助絡みのこの問題についてどう考えるんか、今後ですね。一回このことは基本的に聞いておきたいと思えますし、緊急を要するものといっても、そう必ずしも緊急を要するもの

には思えません、これね。緊急を要しない。こんなことは当然当初予算でわかっていることではないかなというのは、多々ありますよ、これね。そういう点で、どのようにお考えになっておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

それから、これは私がかかわってないから、余り私に取り上げるのも僭越かもわかりませんが、議論されたことは重大ですから私は聞いておきたいんですが、砂川樫井線の泉南市が計画道路を打ったと。そこは当然建ててはならない建物があるわけですね。そこに倉庫という名目で建てられて、いつのまにかそこに溶鉱炉というんですか、中枢部分が設置された。これは当然違法にやられたと思うので、補償の対象にはこれはしないということ、これを明言してないと思うんですね、私は聞いてないんですから。それはするべきでないという主張は議会の方からありましたけども、行政の方から、それは明確に違法なんで補償の中ではそれは除外します、ということ、これを明確に言ってもらうべき内容ではないかなと思うので、その辺の経過も含めてきちっと答弁をしておいていただきたい。

あと、当然清掃事務組合の周辺整備はお約束でありますから、これはきちっとやってもらいたいと思いますが、これもやっぱり補正予算で出すんではないかに、これも当初予算の中で、予算全体の中で議論をするべきではないかなと思うので、この約束を遂行していくことには何も異論はありませんけども、こういうようなものもほんとはもっと早くやらないといけないう約束だったんじゃないかなと思うんですね、性格上は。それをこういう補正予算の中で出してくること自身もやはり納得できないと思いますので、これも答弁があればしていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1つは、国庫補助のあり方の問題でございますけども、御承知のように国庫補助金をいただくということになりますと、約1年前ですね、いわゆる前年に来年の要望を出すわけですね。泉南市としても当然その事業のほぼ1年前に、こういう事業でこれだけいただきたいということであらかじめ要求をするわけですね。それに対して国の方は、必要経費を盛り込んで予算を獲得されて、そして当該年度で内示という形で来るわけでございます。

ことしの当初、非常に厳しいということで、我々の方もできる限りその

辺の要求は要求として絞り込んでいってはあったんですけども、その中で決定いただいた分もございますし、また当然それはいずれやっていかなければいけないという部分がありますし、それから特に今回やらないと、制度上来年度からはその制度が変わるとかというようなものもございますし、そういうものに限って上げさしていただいたということでございます。

その上に立って、ことしもいろいろ議論したんですが、要するに9年度予算、国庫補助ですね。それは8年度で要求するわけですね。ですから、要求の段階で泉南市の体力に合った数字で要求をしていかないと、たくさん要求すれば、もちろんそれが執行できればいいんですけども、そうでない場合には、非常に国・府なりにもまた逆に御迷惑かける話になりますから、そういうことを見据えてやっていこうというふうに内部的に検討をしておるところでございますので、今後とも要求の仕方、あるいは国庫補助の受け方等については、十分議論した上で対応していきたいというふうに思っております。

それから、菟砥橋海岸線の件でございますけども、これは今回補正ということでございますが、実は清掃事務組合議会との関係がありまして、通常本市の当初予算が3月にあって、その後に清掃事務組合議会が年度末ぎりぎりぎりにいつもやってるわけなんですけども、そういう関係もあって、あちらの予算でまず計上して、そしてそれを市の方で、泉南、阪南の予算で計上した清掃事務組合予算から本市の一般会計に入れて、委託というんですか、市の方に工事をお願いすると、こういうスタンスをとっておりますので、若干時期がずれたと。で、補正対応ということになったわけなんですけども、来年度以降は、先ほど申しましたように3カ年計画ということでございますので、当然当初予算に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

それから、砂川樫井線の物件の問題でございますけども、これは前にもお答えいたしましたように、公害防止の関係で府、市の指導が入っておりまして、その指導によって改善をされたということでございます。それは一方都市計画サイドからいいますと、いろいろ問題はないことはないんですけども、アルミ工場ということもございまして、公害防止を優先させたということでございます。その補償の対象につきましては、先ほど課長が申しあげましたように、公共工事の補償基準にのっとって補償をしてい

くわけでありますから、その辺の判断を含めて補償基準の範囲内で対応していくと、こういうことでございます。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） 弁護士報酬についてお答え申し上げます。

着手金5件分、これが134万7,240円ということになっておりまして、その内訳につきましては、公金の賦課を怠ったため、原告が肉体的、精神的苦痛があったとして100万円の損害賠償を訴えるものが1件。それと、償却資産賦課徴収を行ったことによる特殊勤務手当の支給命令及び実施調査の職務権限不行使の違法確認を求めるもの、これが1件。それと、泉南市が条例に基づき行使すべき騒音防止のため必要な権限を行使しなかった事実により、原告が肉体的、精神的苦痛があったとして100万円の損害賠償を請求するもの。それと、工事入札の取り消し及び契約の無効を求める訴え、これが1件。それと、原告が所有する建て売り住宅建設予定地である土地の隣接地に市が道路通行許可を出したため危険となり、住宅建設販売ができなくなったとして開発協力金の返還等を請求する事件、これが1件。先ほどの4件につきましては、課税課相手ということになります。それと、今申し上げました開発協力金、これは都市計画の分でございます。

着手金については以上5件でございますので、よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 市長から御説明をいただいたんですが、1つはちょっと意味がわからないんですが、公害防止の関係で建てたと。しかし、都市計画上はまずいと。そういう答弁なんですが、ちょっとその辺は要領を得ないんで、私が言うのは、そういう建ててはならんところへ建てたものを立ち退いていただくときに、そのことを補償の対象から外すべきではないかというのは私も当然のことだと思うんで、その辺は明確にしといてもらいたいと思うんですが、市長の言うのは、公害防止上建ててはならないものであったけども、そこに建てたという説明でしょう、公害防止上ね。

それは、その公害防止と都市計画でうまく話し合っただけで、当然そこは道路がつくわけですから、そこはちゃんと了解をしてやらないと、向こうは公害防止のあれで建てたんだと。市は都市計画を打ってますから、当然建

ててはならない建物がありますわな。そこは建ててもらったら困るわけですから、そこはちゃんと調整をして、どっちみちそこは退いてもらわないかんわけですから、市が計画変更しない限り。そこはちゃんとやって、これ15億ほどの移転補償が要するという話を聞いておりますね。膨大なお金でしょう。これ全部市民が負担するわけです、基本的にはね。国からの分があるとしても、市民も国民ですから、そこはちゃんとしてもらいたい。

この問題は——この問題だけじゃない、供用開始の問題は、部長が何回もこれを言ったらかなりいい感触の答弁を何回もしとるんだけど、今の答弁を聞いてみると、全くまたもとに戻ってしまって、これから話を鋭意進めていくみたいな話になっとるんでね。この辺は大変懸案の長い課題ですし、早く協力した方は、もうすぐやるというから売ったんであって、やらないんだったら返してくれという話も私も聞いておりますよ、これね。そこはもう少しちゃんとめり張りのある仕事をしてもらいたいと思うんです。市長にはそのことはもう一度確認しておきますよ。公害防止の件と都市計画の絡みについては、市はどのようなスタンスなんだと。市は当然だめだと言ったはずですけども、そこはきちっとお願いをしておきたい。

それから、訴訟の問題では話がありましたが、市がちゃんと市民が要求するということを執行しておらないということでしょう、これ、はっきりいえば。それは市にかなり権限があって、やるべきところをやらないからこういう訴えになって、裁判所の力でやってほしいということをやると思うんですが、これはやっぱり行政に対する大きい突きつけだと思うので、こういう裁判を起こされるまでに十分にお話し合いをして、先ほどの開発分担金の問題にしても、やはりもう少し市民とお話をして和解するようなことで、市がやればこんなことないわけですから、そういう点ではやってもらいたい。裁判は必ずしも行政に有利、不利ということはないですからね、一般的には。三権分立の手法が独立しておらないという問題があるわけですから、その辺は市民に大変不利だし、お金もかかるし、こうして訴えられれば、弁護士費用も税金から出さないかんわけですから、その辺は深く反省をしていただいて、そういう訴訟が起こるまでにちゃんと対応してもらいたいと思います。

市長、どうですか、この公害防止のこれは。もう少し、市長の答弁がはっきりしてないんでね。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども言いましたように、公害防止の方の指導が入っておって、それによって一部改善したと。全く新しいものをつくったとかそういうことじゃなくて、その指導に従って一部改善したと、こういうことでございます。ですから環境サイドというんですかね、市の中では。それから都市計画サイドと、いろいろ意見は若干違いましたけども、当時の市としての最終的な判断として、公害防止の改善を優先させたということでございます。ですから後、補償基準にのっとった中で今後やっていくわけですから、それによって見れるもの、見れないものがありますから、それは当然その公共工事の補償基準にのっとってやりますと、こういうことでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） だから、簡単に言えば、その計画道路の区域の中に初め倉庫を建てたと。僕は議論聞いとったらね、倉庫を建てられたと。いつの間にかそこに溶鉱炉が入ると、中枢部分がね。そういう議論を僕は議論の中で聞いとるんですよ。そのまま行政ははっきり答えないまま終わるとるからね、そういうことであれば、それは建ててはいかんものを建てたわけでしょう、そこへ。それは補償の対象に当然ならないでしょう。補償基準にのっとってと言っても、補償基準が現実にあるものを基準にすれば、その移転費用も当然見ないといかんことになるかもわからんからね。そういう建ててはならない、市がちゃんと指導しておれば、倉庫はしゃあないだろうと。そこにそういうアルミ工場の中枢部分があるから、15億円かかるんですわという話があったからね、そのことはちゃんとはっきりしといてくださいよ。

議長（島原正嗣君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） お答えいたします。

砂川樫井線上のアルミ工場の中の施設のことですけども、先ほど市長も御答弁申し上げましたように、いわゆる公害防止施設の関係で改善のそういう指導が入ったので、いろいろ関係機関が協議した結果、そういうことになったわけですけども、建物が事業認可後に新たに建設されてというふうなことは、我々といたしましては確認もしてませんし、そういう事実はなかったと思います。

その中で、補償の対象の関係でございますけども、当然こんだけの大きい補償物件でございますので、泉南市だけの判断じゃなくて、国費をもらいますので、国への補償に係る事前協議制になっております。その中で、そういう対象になり得るのか、ならない部分とか、細かいことにつきましても、当然協議の中で決まっていくということになりますので、ある一定これからする作業の中で選択はされていくというふうに思っております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8 番（小山広明君） いや、答弁すりかえてもろたら困るんだけどね、あそこはいわゆる都市計画道路の決定をもう打ってあるわけでしょう。建物建ってますわな、確かに。15億円も移転費用にかかるという質問をしたときに、そこに溶鉱炉ですか、一番中心の施設があると。しかし、それは都市計画打った後にその施設が入ったんでしょう。それは、当然そういうものを置いてはならないところでしょう。倉庫だったらまあいいだろうと、組立式の鉄骨だったらね。しかし、そこに溶鉱炉みたいな移転費用にすごくたくさんのお金がかかるようなものが、その後に建ったという議論があったじゃないですか。それはあなた方も議論を受けて、否定はしてなかったですよ。委員の中からは、そういう問題があると言うて、僕らもそこに参加してましたがな。

だけど、そういうつくってはならないものをそこに後でつくったと。公害防止上、そこにその施設を移転したんでしょう、今の話からいえば。公害防止上、その施設と関係ないところに建てたんなら、それはいいですよ。しかし、公害防止上、いわゆる都市計画決定を打ってある道路の上にそういうものを移設をすることを認めたんですか、市は。そんなこと認められないでしょう、いずれにしても。認めるにしても、それは条件つきですわね、ある意味で。それが今度は移転するときに、税で補てんをしないといかんということにはならないと僕も思うんでね。あのお話を聞いてとったら、なるほどな、そういう問題があるんだなという理解をしておりました。

今後、市はこの2億円のこういう買収する費用を上げとるわけですけども、最終的にはこれ全部買収してあそこに道路をつくるわけですからね、そこはちゃんとはっきりしといてくださいよ。公害防止上どうしたんですか。公害防止上、その都市計画道路の上にそういう施設を移転したんです

か、つくったんですか。それは、補償の対象になるんですか。それだけですわ。国がどう判断するかは関係ないでしょう。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 改善したと聞いております。これは、当時道路サイドとしては、立ち入りを拒否されておりました、その工場には。測量もさしてくれない、物件の調査もさしてくれないという状況であったわけですね。ですから、外から見る範囲しかわかりません。ただ、公害サイドから聞いているのでは、そういう公害防止上改善をしてもらっているというのは聞いております。あと、都市計画決定を打っておっても可能なものがございします。認可前ならば相当ございしますし、認可後、若干違いますが、でございますから、そういうことも含めて、今後内部調査はまだこれからでございますから、さしていただいた中で、過去の経過も踏まえて、私先ほど申し上げましたように、そういう補償基準あるいは法というのがありますから、それによって判断をしていくと、こういうことになるわけでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 大変しつこいようで、議長には大変申しわけないんですが、大変重要なことなんでね。15億円という金額のお金も出しとるわけですから、それは恐らく何かを積み上げて金額を出したんだと思うんで、工場の中に何かあるかも調査もできなかったというような内容も今明らかになったんですが、そこはちゃんと、議会からもそういう提案もあったわけですから、やはり間違いのないことをやってもらいたいと思うんですね。

今の範囲では、何か中が行政としてもわからないと。公害防止改善といっても、言葉がちょっとわからない。何をどうしたんかわからないんですが、そういう計画道路のあるところに、そういうつくってはならないものをつくってある可能性があるわけですね、中は見てないわけですから。そういう点では、何か中を見る方法がないのかどうか知りませんが、僕はあると思うんですけどね。行政はそういう強制力を持つとるわけですから、中にどういうものがあるかはちゃんと調査をして、それが適法にやられたのかどうかということも含めて、ちゃんと市民にも議会にも明らかにしてもらいたいと、そのように思います。要望だけしときます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 2点に限って質問をしてみます。

まず、歳入のところであります、今回財源として均等割分の増税分ですね、これが955万1,000円出ているわけですね。私は、過日の議会でこのことについて、この引き上げ提案が出されまして、賦課条例の一部改正がやられました。このときに、均等割世帯には耐えがたい負担になると。4,000円何がしかですが、負担になると。保険税含めてですね。そういうことを提起をし、均等割分世帯については、わずか100万足らずの市の税収にとってはほんの微々たるもんだと、何とか減免を考えられないうまいかと、こういうお話を申し上げました。市として、一定執行の中で考えていきたいと、こういうことでありました。今回の引き上げ分については計上されておりますが、歳出の点での減免、これについては入っておらないと、こういうふうに思いますので、その点についてはお示しをいただきたい。

それから、先ほどの質疑の中で、私、この問題については過日の公社等評議員会の中で若干問題提起をした人物でありますので、経過については私はわかって質問をした。ただ、最終的には、そういうことも含めてははっきりとさせた上で、いわゆる移転補償費用の中から削減するというのも含めて処理をしていきたい、そういう方向での検討を約束されましたので、私は一応事実関係をさらに明らかにせずに済ましたわけではありますが、先ほどの答弁では私は若干納得がいかない、こういうふうに思いますので、一言その点で質問をしてまいりたいと思うんですが、従来あそこの都市計画決定されたところには何も建物がなかったんですね。片木アルミからの騒音のみならず、圧延溶鉱炉からもくもくと黒い煙が出てくると。その煙で洗濯物等が非常に汚染されると、こういうことで何とか対応してほしいという話があったわけですね。まだ建物が建つ以前です。しかし、都市計画決定は打たれていたと。その段階での住民からの公害サイドへの要望であったわけですね。

それが知らない間に建物が建つと。何か公害からの指導で、それが防音壁の役割を果たしてくれるのかなと、こういうふうに住民はしばらくは思ったんですが、もう二、三日の間で簡単な鉄骨スレートぶきで煙突が建つと。そこからもくもく煙が出てくる。そのうちに圧延関係でしょうか、いわゆるアルミを圧延する、そういうふうなアルミ鉱を圧延するようなそういう音が聞こえてくる。住民はそのことについては納得いかずに、さらに

要望書等を出して市に働きかけると。しかし、それはそのまま、なかなか立ち入りができない、言うことを聞いてもらえない。そこに何かがあるか、立ち入りしようにも立ち入ることができない。その関係法令もないということでそのままになって、住民の皆さんは泣き寝入りと、こういうことで終わっているのが経過なんですね。

そういうことが間違っておれば、一度市の方からお示しをいただきたいんですが、余りにもはっきりとその辺を、いわゆる防音対策を十分やったんだと、それが建物なんだと、いわゆる防音壁の役割を果たした建物と、こういうふう位置づけられるような答弁をされますと、私はこの点では全く合点がいきません。その点について再度お示しをいただきたい。

議長（島原正嗣君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） それでは、私の方から均等割の増税分について、低所得層均等割課税のみの世帯に対する減免等をどうするのかというふうに前の議会で……（和気 豊君「もう復唱ええよ、僕の質問に対する復唱」と呼ぶ）あったわけですが、堺以南については個々に問い合わせもいたしました。また、府下の状況は大阪府の地方課にもお尋ねしたわけですが、泉南市にありましても、適当な措置を講ずる考えが現在のところはございません。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 砂川樫井線の工場移転の件でございますけれども、公社の関係のときに和気議員からも御指摘ございました。当然、都市計画決定してからの建物とかいう意見もございました。我々としては、現段階では一応立ち入りをさしていただきまして、工場の中の調査は行っております。ただ、まだ具体的に補償の交渉に入っていないわけでございます。まず、次の段階といたしましては、先ほどから御答弁さしていただいておりますように、国の補助事業でございますから、建設省との協議事項でございます。ですから、大阪府を經由して建設省と協議をして補償できるものできないものに精査して、我々としては交渉に臨むという考え方でおりますので、その中で我々としても払う必要のないものについては、我々としてはそれはきちっと物を言って交渉していくということのスタンスで考え

ておりますので、その辺は今後の推移、十分その辺を踏まえた中で交渉に臨みたいというふうに考えております。

それと、私が以前公害の方におったときの状況からいきますと、鉱炉ですか、溶鉱炉のあったところで苦情がございました。現実に溶鉱炉があの位置にあったということも、その時点では確認をいたしております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 先ほどの答弁とちょっと違うわけで、あの位置に計画決定されている道路予定地、その上に建物があり溶鉱炉があったと。そういうことの確認の上で、今後の交渉ですね、補てんするべきものは補てんする、補てんすべきでないものは補てんしない。厳然たる一線画して対応をしていく。それはそれでよろしいですね。その点をあいまいにして、公害対策として十分認められた建物なんだと、こういうふうな話が出てくるとまたおかしくなりますので、その辺は私が今再度復唱させていただきましたが、そういう理解でいいわけですね。その点もう一度確認したいと思います。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 工場の補償の調査の結果、建設省とも協議いたしますから、十分それを踏まえた中で我々としては対応していくというふうに考えております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 林君。

2 3 番（林 治君） 6 7 ページですが、林業費の項です。ここで調査委託料、調査・設計委託料等 3 3 0 万出ておるんですが、これはお聞きいたしますと、さきの山林火災にかかわるところの復興計画ですかなるものだという事なんですが、これは大阪府との関係について、その点だけお聞きしておきたいと思うんです。その点で事業がどういうふうに展開されていくのかですね。

それと、6 8 ページの樽井駅周辺地区再開発等調査費のところなんですが、さきの質問者のことで中身は少しわかったんですが、これはどの程度の期間でやるのかですね。具体的にはなみはや国体との関係で、やっぱりせつかくですからそれに間に合わすようなことを考えないかんのと違うか

なと思いますので、その点ちょっと、できたら簡潔にでも先に一言説明いただいとよかったですけども、福田助役の方で……。

それと、69ページの都市整備等調査費なんですけど、一括して事業補助金というふうになってるんですけど、これ八反と東ですか、それぞれどういふふうな割り振りで出されるのか、その子細だけちょっとお聞きします。

後でもう1つ。それだけとりあえず……。

議長（島原正嗣君） 白地産業経済課長。

事業部産業経済課長（白地一夫君） 林議員お尋ねの林野火災の府との関係でございますけれども、林野火災の復旧につきましては、保安林区域に指定されておるものにつきましては、一応大阪府が事業主体になって復旧事業を実施していただけるということになっております。それ以外の個人の所有者については、国庫補助がございますけれども、個人の方が自分で造林をしていただくというようなことがございます。

現在考えておりますのは、今回の場所につきましては前回は火災があったということもございますので、その辺今後地権者の方と保安林指定等の件をお話しさしていただきまして、今後の対策について、保安林に指定できれば大阪府の方でほとんど事業をやっていただけるというような補助制度がございますので、その辺で話を進めてまいりたいなと1つは考えております。ただ、年月等も要しますので、今後その辺については地元調整なりしていかなければなりませんけれども、基本的にはそういう考え方しております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から、樽井駅周辺の関係について御答弁をさしていただきたいと思っております。

今議会に設計委託料を計上さしていただいておりますので、予算をいただきますと、あと昨日も御答弁さしていただきましたように、当然街づくり協議会、それと地元商店街等々の協議がございます。ですから、今年度末までに設計について仕上げてしまいたいというふうに考えております。

それと、工事につきましては、まだ来年の予算は編成いたしておりませんが、我々としては、来年度の事業として着工したいというふうに考えておりますし、我々の希望といたしましては、できたら来年10月国

体までにとりうふうに考へておりますけれども、当然協議等がございますし、今年度予定いたしております1件の用地買収の交渉もまだ残っておりますので、それに向けて努力はしていきたいというふうに考へております。

議長（島原正嗣君） 増田都市計画課参事。

事業部都市計画課参事（増田昌彦君） 都市整備等調査費の緑住まちづくり推進事業補助金についてお答えさせていただきます。

今回、補助基本額としまして9,800万国庫補助の内示がございましたので、今回5,600万につきまして補正させていただいているわけですが、9,800万の内訳でお答えさせていただきますと、樽井東地区につきましては今年度5,900万、樽井八反地区につきましては今年度3,900万、合計9,800万ということになっております。

以上です。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） あともう1点ですが、そうすると先に林業の方ですが、今回の調査委託料や調査・設計委託料等は、保安林指定を全体として受けるための準備の費用というふうに受けとめていいんですか。その辺、ちょっと再度お願いしたいと思います。

それから、もう1つ、70ページの住宅改修事業費の方ですが、先ほど福田助役の方は、早期執行のための増額だと。同じく71ページの建設事業費の方も、B棟の早期執行のためというふうに言われたんですが、1つは、これは3年度で分けてやってることについて、私は別に同意してるわけじゃないんですが、今回なぜこのように慌てて、さらに両方で総額2億7,500万と。財政事情が非常に厳しいと言っている中で、さらに今度は特に市債がそういう中で相当これで膨れ上がるわけですね。そして、国庫支出金の方は予算組んでますが、これはこのままつくのかどうか知りませんが、つかなかったら一般財源で後で補てんせないかんというふうにまたなってくるでしょうし、なぜこれらを早期ということにやるようになったのか、ちょっとこれ合点がいかないんですがね。その点、もう一度よく説明をしていただきたい。

議長（島原正嗣君） 白地産業経済課長。

事業部産業経済課長（白地一夫君） 調査費が保安林指定のためのものかというお問い合わせでございますけれども、基本的には、今回の焼失は10

0ヘクター近い面積もございましたので、一応全体計画というのも必要であろうと考えておりますので、その辺につきましては、所有者なりその辺の調査をしなければいけませんので、基本的に今回は所有者等その辺の調査をしたいと、そのための調査費でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 時間も大分経過しましたんで、質疑の途中ですが、午後3時50分まで休憩いたします。

午後3時22分 休憩

午後3時54分 再開

議長（島原正嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 住宅関係の補正予算のお尋ねでございますが、先ほど福田助役より提案説明の際に御説明させていただきましたように、継続費年割額の変更でありまして、住宅改修事業費並びに住宅建設事業費の早期発注による出来高の見直しであります。

理由といたしましては、法期限も迫ってきている中、来年度分の特に府補助金の非常に厳しい状況が予想されますことにより、府とも協議の上、本年度中に出来高を少しでも上げた方がよいとの判断で今回補正予算をお願いいたしております。出来高を上げることで、当然ながら国費、起債等の額も上がってきます。既に国費の内示もいただいておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） できるだけ簡潔に済ませたいと思うんですが、結局法期限とのかかわりで1つは早く済ましていきたいということですが、私は、そういうことが理由でその同和事業をやるんだというのも、これもおかしい話なんですよ、実際問題として。この補正予算、6月の補正ではどうであったのか、ちょっと見ておらないのでわからないんですが、今回の補正予算、当初予算と合わせますと、同和对策事業費が15億8,000万から18億5,644万5,000円ということで、当初総予算の中に占める割合が7.12%のものが8.35%と。もちろんこれ以外に今年度の減免のものがありますから、相当な額のことになってくるわけですね。

そういう点で、同和事業がこういうふうには肥大化してきた、そのことが一挙に、かつてのりんくうタウンの道路の建設費のこともそうでしたが、

短期間に一挙にやるということで、そのために市の財政を急激に悪化させると。当時も市の投資的経費の中で占める道路予算の割合と、それから道路予算全体の中で占める割合が、りんくうタウンから2本の道路だけで70%近く1年間に食ってたわけで、ほかの事業が全部圧迫されたと。同じようなことが今この問題で起こってきてるわけです。しかも、それが急激な予算を組むことによって、後の事業全体に、財政に悪影響を与えている。それがいわゆる財政の硬直化を呼び込みますから、私はそういう点も含めて、これは大変な事業だなというふうに思います。それから、それがまた市民とのかわりか、こういう内容のものが年割額もさらに前倒しでやっていくという点も大変だと思います。

それから、今度はB棟の執行ということなんですが、特にA棟、B棟、いわゆる老人用住宅ですが、例えばこれは家賃だとか、そういった後の管理、運営のことですね。それから、増築した。もう既に完成して入居してる。もちろんもともと入居してたところを増築したわけですが、増築したところと前の古いままのところですね、その点の例えば家賃の問題とか、そういうことももう早くから私はどうするんかということ聞いてまいりましたが、たしかことしの3月ごろまでには提案があるようにも聞いておったんですが、今日の段階でもそれがありませんから、そういった運営、管理の問題も一体どうなってるのか、非常に不審に思ってるわけです。そういう点についてどういうふうに考えておられるのか、改めてお尋ねをしておきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） お尋ねの件の2件なんですが、まず家賃の件なんですが、議員御指摘のとおり以前3月議会までぐらいに一定の額の提示をさせていただきたいということで準備を進めてまいっておりました。現実、若干おくれまして、我々自身もずっと進めているわけなんですが、先般公営住宅法の改正がございまして、その辺で内容がかなり変更になりました。その詳細については近々、もうほんとに2週間以内に通達等が我々の手元に届くだろうと思ってるんですが、その辺である程度の整合性を確かめないといけないような状況がありましたんで、その辺法改正なる状況下の中で若干時間がおくれているというのは申しわけないと思っておりますが、御理解のほどお願いしたいと思います。

それから、老人向けの管理、入居等の問題ですが、これにつきましても、庁内で担当部局の人たちともいろいろその協議をさせていただいております。これも既にA棟を発注させていただいておりますので、早い時期に一定の方向を示させていただかなければならないと思っておりますし、我々自身もタイムテーブル等こしらえて、今後鋭意進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） この老人住宅の改修の場合は、やむにやまれず非常に高い必要性があってやったんじゃないに、前から事業としてあったからやったというような形ですから、私は非常に問題だと思います。市内でたしか434戸の市営住宅のうち、344戸が同和住宅としてあるわけですが、これほどいびつな格好で市営住宅が存在していること自身が問題なんですけど、そこでこの空き家問題は、空き家もいろいろとそういう声が、あそこもあいてる、ここもあいてるという声がある。しかも、1,050円の家賃が滞納されてるという問題もある。そういったことが1つも整理されずに、こういうふうに住宅が建てられていくこと、ここにも問題があるわけなんですよね。

どこでも今市内全体で老人住宅の希望は大きいんですよ、これは特に、全体では。それは全然耳をかさないということですから、このような住宅の建設計画だとか、考え方自身が私は問題だと思うんですが、その点についてどういうふうにとらえておられるのか、この際に改めてお尋ねしておきたいと思います。空き家問題と住宅問題。

議長（島原正嗣君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） まず、住宅管理の面なんですけど、空き家等今若干、二、三戸あいてるところがございます。それはそれで何というんですか、空き家募集の事務手続も進めているところでございます。いろんな情報等も錯綜していると思われれますが、それについても我々自身も管理の上での話として事情をお聞かせいただいたり、また調査にも上がっております。1つでも正しく入居していただけるよう努力はしておりますが、結果として余り出てませんと言われりゃしようがないんですが、我々自身も可能な限りの努力をさせていただいているつもりでございます。よろしくお願いいたします。

それから、老人住宅の必要性でございますが、地域で老人が暮らすという位置づけでいろいろと過去から問題提起されて今回に至っておりますので、入居についても健康福祉部さん、それから同和対策部とも今ずっと協議をして入居の方法論も考えておりますので、いましばらくちょっとお待ちください。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） さっき家賃云々の問題についての新たな設定については、公営住宅法の云々言われましたけども、これはちょっと余りね、だんだんおくれるからいろんな新しい問題が出てきて、それを理由に今度おくれると言われると、これは非常に問題だというふうに思います。

それから、空き家とか今度の新しい住宅の入居の問題も、ほんとに市民が納得するような方法をとらないとだめだと思います。その点はひとつ議会の方にもちゃんと事前に公表して、こういう方法でやるということについて、きちっとやっていただきたいというふうに思います。だからといって、この住宅の建設がいいというわけじゃないんですよ。こういうやり方をやるのは間違いですから、そのことを改めて言うておきます。その点はよろしいですか。空き家をちゃんと調査して、空き家の入居については、きちっとした公開抽せんをやるということなんですよ。空き家も新しい住宅もね。

議長（島原正嗣君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 空き家の入居につきましては、同和向け住宅につきましては常時公募をさせていただいております、その中から推薦入居していただいているということです。

それと、老人向け住宅につきましては……（林 治君「ちょっと聞こえにくかった、何。ちょっと議長」と呼ぶ）。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 質問の趣旨がわかってない。常時公募ですけども、公募の方法についてもきちっと市民にわかるようにしてるのかどうか、そしてその方法もどういう方法をとっているのか、そのことを明快に言うてください。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 同和向け住宅の空き家につきましては、以前から

でございますけれども、市同促の方で募集の受け付けを行っております。以前、鳴滝地区で掲示板等に掲示して、何年か前に常時公募ということでPRをさせていただいた経過がございますが、その後まだPR等は行っておりませんが、今後とも引き続き定期的にやる必要があるというふうに考えております。

それと、今度の老人向け住宅については、市内部の関係課と入居基準等について現在協議中でございますが、御意見をいただいた中で成案を決めて、また関係の方へ御報告等はさせていただくという考え方でおりますので、よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） これで終わろうと思ったんですが、部長ね、市同促で募集受け付け云々、定期的にやるということですが、だから問題がいろいろと聞こえてくるんですよ。だから、市の責任で公募をちゃんとやるということにしないと、市同促はこれは補助機関ですし、行政機関じゃないんですよ。そういうところにお任せするようなやり方では、かつての窓口一本化と同じことになってしまいますから、その点は、市の行政機関として行政がきちっとそのことをやるということを明快に私はすべきだと思う。このことができるのかできないのか、やっぱり市長が明快に答えていただかなししょうがないですね。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 基本的には市の主体性でやるということでございます。ただ、実務については市同促等の応援もいただいてやっております。ですから、最終的に決定するのは、当然市ということでございます。

〔林 治君「市の名前で公表する。きょうはもう時間もあれやから、またにします」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） ほかに。———松本さん。

20番（松本雪美君） 73ページの学校管理費の中に小、幼、中、どちらも全部漏水調査委託料とかいうのがついてますけれども、例えば信達小学校なんかでは講堂が雨漏りしてというようなことも現実的には起こってますが、そのことと関係のあるような調査委託料なんですか。

それから、図書館及びホールの費用ということで修繕料がついてるんですけども、このことについてちょっと説明をしていただきたいと思いますと思うん

ですけど。

議長（島原正嗣君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 教育委員会の事務局費で漏水の調査委託料という形で補正をお願いしているところですが、これにつきましては、上水道の漏水の調査でございますが、建物の雨漏りとかそういう調査の費用ではございません。水道水の漏れ、これをきちっと調査するというところでございます。

それから、文化ホール、図書館の修繕費でございますが、今回150万円の補正をお願いしているところでございます。これにつきましては、図書館の方に2階へ上がる昇降機がございまして、これについてメインロープの消耗が激しいということで、危険を防止するために修理を行うものでございます。

それから、双方の施設の浄化槽、436人槽で30トンの容量でございますが、これにつきましては、ポンプが老朽化いたしておりましたたびたび故障をするということで、汚水の管理上支障を来しておるところでございますので、ポンプのつけかえ工事を行うと、これを修繕で行うということでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 信達小学校の雨漏りのことでは、この前から大分、講堂のところにある樹木が茂っておりまして、それをカットしてくださったわけですが、そしたら近所の人から、えらいことになってるなと、風が吹くたびに屋根が飛んできてえらいことやと。もちろん落ち葉も落ちてえらいことやったわけですが、というふうにおっしゃってまして、現実には雨漏りがして難儀をしている状態、そういう状態を早く改善しないと、講堂が使いなくなってしまうんじゃないかと、通る人たちにもけがをさせるようなことが起こるんじゃないかと、そういうふうにならぬかと、不安な状況を訴えておられましたので、そのことについても早く対応ができるように教育委員会の決意を述べていただきたいと、そう思います。

図書館及びホールの問題では、実際にはこれを修理すれば大丈夫だと、もうこれから浄化槽のオーバーフローするようなことはない、汚水が流れ出すようなことはないということが本当に守られるのかどうか。たまた

まこれはポンプが傷んだからということで汚水が流れ出したというふうな結果が出たために修理をすることになったんでしょうが、今聞きますと436人槽とおっしゃいましたから、全員がおトイレに行くわけではないですけれども、ホールの大きな事業をするようなこと、それから図書館も土、日であれば、図書館利用者も300人も400人も来るようなとき中にはあるわけですから、この修理をしたことで、市の施設自身がオーバーフローして、汚物なんか流れ出るようなことがもう絶対ないんだという確証を持った修理になるのかどうか。

それから、聞くところによりますと、本が雨漏りでぬれるのではないかというぐらいちょっと心配しているというような話も出てまして、雨漏りが図書館では起こっていると。そういう現状を今後どういうふうに対応されていかれるのか。雨漏りの修理というのは物すごく、鉄筋なんかの建物であれば、どこで雨が入ってきてるのか、全くとんでもないところで雨漏りが起こって、入ってきたところと下に落ちるところとでは、とんでもない違う場所になってるんやということは、私は自分自身も経験してますからよくわかるんですけども、そういう雨漏りの対応についても今後必ず、施設が古くなってくれば当然起こってくることで、これは修理していかなければならないということで、目の前に迫っていることやと思うんですが、それもどうされるのか。

それから、もう1つは、図書費が3分の1にカットされて、市民の皆さんからは大変な苦情が出ていますが、泉南市に住んで、泉南市に引っ越してきて図書館を利用してもらったら、なかなか泉南市の図書館はいけるなど、思ったより本がたくさんあって本当に喜んでいたというような声があったのに、今回何か図書費がカットされたと聞くと、どうなるんかという、そういう図書館を利用する人たちの不安の声もまた出ていますから、これについても今のままいつまでもほうっておくようなことのないように、図書費についても必ず補正予算を組んでいくということをせねばならないでしょうし、これは教育行政、図書館だけではありませんけれども、需用費なんかもカットされて、光熱費なんかも今のままでは不足していて大変だと、そういう状況もありますから、全体に見直さねばならないのではないかと思いますので、その点についてお聞かせください。

議長（島原正嗣君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） まず、信達小学校の体育館——講堂でございますが、これについては、前回の定例会でも市長がお答えさせていただきましたように、相当老朽化しておる建物でございますので、早い時期に建てかえ改修が必要であるということでございますので、私から決意といたしましても、財政的な事情もありますし、私の方からいつどうするということについては御答弁できないところでございます。

それから、図書館、文化ホールの浄化槽の維持管理でございますが、これにつきましては、きちんと法定に基づく委託業者によります維持管理を行っております。今回のポンプの改修——つけかえでございますが、これによって汚水が漏れるということはないかなというふうに考えております。これからも十分法定点検に基づく維持管理について努めたいと思っております。

それから、図書館の雨漏りでございますが、これにつきましては、相当大きな建物でございますので、大きな雨が降ると漏るところが決まっております。漏るには漏りますが、什器とか蔵書に損害を与えるというような状況にはなってございません。今後とも十分に建物の維持管理については努めたいと思っております。

それから、図書費のことでございますが、当初予算で計上されました予算についてバランスよく執行いたしております。今のところ不自由をかけるというような状況には至ってないと思っておりますが、どうしても必要な図書とかいうことにつきましては、当然購入をする必要がございますので、それについては今後十分市民の意見も、また議会の意見もお聞きさせていただきます。対応していきたいというふうな考えておるところでございます。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの宣告に対し御異議がありますので、本件に

については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって議案第6号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第14、議案第7号 平成8年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第7号、平成8年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号）について簡単に説明を申し上げます。

議案書の79ページをお開き願います。本予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出でそれぞれ522万6,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ42億4,493万6,000円とするものでございます。

その具体的内容でございますが、平成7年度老人保健国庫負担金及び府負担金の概算交付金が精算確定額を超過し、返還金に不足が生じるため補正するものでございます。

歳入歳出の明細につきましては、83ページから84ページに記載しているとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第15、議案第8号 平成8年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 議案第8号、平成8年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして内容の説明を申し上げます。

まず、88ページでございますけれども、これは補正のうちの支出の部となっております。この支出につきまして、2件の工事内容を用意してございます。1点目につきましては、目のところで配水管布設工事でございます。それともう1点が配水管更生費ということでございます。

まず、配水管布設工事費につきましての詳細についてを説明申し上げます。

この配水管の布設工事につきまして、施工理由といたしますと、これは内陸部とりんくうタウンを結ぶ配水管の布設ということでございます。そして施工の箇所は、せんだって開通しました、給食センターからずうっと下がってまいりますと、りんくうタウンへ通じている道路部分なんですけれども、道路は南海電鉄をオーバーやってるわけですけれども、水道管としましては、その南海電鉄の軌道敷の下を配管するという内容でございます。そして、南海電鉄の軌道敷内に水道の横断用のさや管、管径といたしまして800ミリ、延長といたしまして25メートルの管を配管するわけでございますけれども、これにつきましては、南海電鉄側の方で施工するというので、南海電鉄の方と協議を進めております。そして、これに要する費用が2億5,000万円ということでございます。それから、その南海電

鉄の軌道敷内も含めまして、その両サイド部分、合計延長といたしまして200メートル、これにつきましては、市の方で直接発注する部分としまして、耐震用の継ぎ手鑄鉄管ということで、管径が300ミリということでございます。

次の配水管の更生費の方でございますけれども、この工事の内容につきまして、施工箇所は兎田地区ということでございます。JR新家駅から天王寺側の方に少し進みますと、JR阪和線の踏切がございます。その踏切から樫井川までの間、延長としまして717メートルということでございます。これは、現状鑄鉄管75ミリから100ミリの管が埋設しておりますけれども、その鑄鉄管の内部にさびが発生しまして、そのさびを除去し、ライニング仕上げをしようと、こういうふうな工事の内容でございます。

そしてあと、大変申しわけございませんが、87ページの方に戻ってもらいますと、こちらの方では収入の方の補正ということでございます。りんくうタウンとの直結する工事につきましては、工事負担金としまして3億円、これは企業局の方から全額負担ということでございます。そして、鑄鉄管の内部のライニングする工事の方につきましては、企業債で2,900万円という財源になっております。どうかよろしく願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——和気君。

22番（和気 豊君） 88ページの資本的支出のところではありますが、配水管布設工事3億円、このうちの2億5,000万、これと工事請負費も含めてですが、3億が企業局から入ってくると、こういうことなのですが、将来これが布設された暁には市の水道管になってくる。

こういうことになってまいりますと、耐用年数、普通これは何年ですかね。45年程度になるんじゃないかと思うんですが、その間にまた新しく布設するための減価償却を積み立てないかんと。これは、いわゆる収益的収支の中の費用として水道料金値上げの引き金になる、こういうふうだと思うんですが、これが企業会計の宿命ですからやむを得ないわけですが、さすれば、これはりんくうタウンという府の事業であります。これによって布設する。その点でこれが一定の費用として値上げの要因になるということになれば、これは少しどうかなというふうに思いますし、昨年3月だったというふうだと思うんですが、水道料金の一定の値上げがやられまし

た。実施は7月からでしたけれども、このときにも企業局の関係の負担で9億3,100万円の投資がやられてるわけですが、その関係も減価償却を市でしなければならない。

両方合わせますと相当な額になるというふうに思うんですが、その額と、今後こういう点については、当然りんくうタウン造成にかかわっての問題ですから、減価償却についても当然府に求める協議をするべきだろうと、こういうふうに思うんです。その点、あわせて2点についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 答弁申し上げます。

まず、減価償却の費用でございますけれども、りんくうタウンの関係で企業局の方から事業費をちょうだいしておりますけれども、これが合わせまして9億980万4,000円となっております。そして、それに伴いまして減価償却費というのが発生しているわけですが、これが2,274万7,000円という累計でございます。

それと、この減価償却費が収益的支出の方で計上がされてマイナス要因の一環ということではないかと、そのような御意見なんですけれども、確かにこの減価償却というのは、設備投資をしますと当然発生するような内容のもんですので、大阪府の方としましては、今後この減価償却費に係る分についての協議というんですか、そういう要望なりをやってまいりたいと、このように思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） ほかに。———小山君。

8番（小山広明君） 今、この3億円の企業局の負担で、これがりんくうタウンに入る水のすべてと、ここから入るのがすべてというように解釈してもいいのか。

それから、一般には水道を引きますと、メーター代というような形で負担金を取っとるわけですね。当然これだけ水を供給するとなると、水の供給設備そのもののキャパが要るわけですから、そういうものはどういう形で企業局は負担しておられるのか、もしわかるとれば御説明をいただきたい。

この2億5,000万というのは、南海線を通過するだけで大変高い金額

になっとるんですが、広い意味では税金を使っとるんですけども、この南海線をくぐるこういう特殊な工事は、一般の工事に比べてどれぐらい割高になっとるのか、もしわかっとれば御説明いただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 答弁申し上げます。

今回の補正で配水管工事をしますと、それがりんくうタウンへ行ってる水道水のすべてかという質問ですけれども、これは今回は暫定的な感じで工事をする、このように考えております。といいますのは、本来はりんくうタウンへの送水は、六尾浄水場からの送水と考えております。その六尾浄水場からの送水管の布設につきましては、現在新府道の方の工事が遅延しておりまして、配水管の工事ができないというような状況になっております。したがって、今回こちらの方側から水道管を配管しまして送水すると。

将来につきましては、これは中央浄水場からの送水となってるわけなんですけれども、将来的には六尾の方から送水が可能になりますと、逆にりんくうタウン側から内陸部の方へもバックアップできると、そういうような利点もあります。それと、今回する分につきましては、神戸の方の地震の絡みもありまして、府道の方から1本だけの送水管では災害の場合には問題があるんじゃないかということで、送水管の二元化ということで実施するというような内容でございます。

それと、これらについて企業局の方から別のそういったものが考えられないのかというようなことでございますけれども、我々事業を進めるに当たりまして、企業局の方とは種々協議をやっているわけでございますけれども、現在進めているのは、配水池の建設がこれからは必要な建設というふうに我々は考えておりますので、配水池の建設費についての応分の負担を協議していってると、そのようなことでございます。

あと、この工事が軌道敷の下を通るので、一般の工事について割高なのかどうなのかということでございますけれども、これにつきましては、軌道敷に影響のないように工事をするということで、推進工法で工事を遂行するというので、一般的に水道管は開削工法が多いと。その開削工法と推進工法を比べますと、やはり推進工法の方が工事費としては多くなると、このようなことでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 多分、男里の踏切とこことがいわゆる共同溝みたいな形で前に予算が上がったと思うんですが、じゃ、それとはまた別にこれを引くということになるわけですね。あのときも電気、ガス、水道を一緒に引くという話があったんですが、それと別に今度は圧入というんですか、押し込み式でこの管を布設すると、そういうことなんですね。

新府道の布設がおくれとるから、暫定的にこの事業になったという説明でしたが、そしてこれが完成すれば、新府道の方も完成すれば、バイパス的にここがむしろ内陸部に水が送られる管にもなり得るという解釈でいいわけですね。

私、質問しましたのは、個人の家でも水道を頼むと、権利金みたいな形でかなり膨大なお金が負担されとるんですが、このりんくうタウンでやる場合には、企業局からそういうお金をもらうということはないのかどうか。先ほどあなたの、配水池の建設が必要になるので応分の負担を求めていくということがそれに当たるとするならば、この間の工事の段階でそういうことは求められないのかどうか、そこだけちょっとお答えをしておいていただきたい。

議長（島原正嗣君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 答弁申し上げます。

企業局の方とは種々内容について話し合いはやってるわけでございますけれども、何といたしましょうか、市が要求のできる分につきましてはきちり要求をしていると、このような考え方でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 空港建設で地元が繁栄するということによってよくなるという一般的な言い方をなされとるんですが、水道というのは、普通のものとは違って量がふえればそれだけ負担が大きくなるわけですから、なるべく節水を呼びかけて、泉南の場合には、自己水の率よりも府営水の率が高くなれば当然給水原価が上がってくるわけですから、りんくうタウンにこういう多くの工業用水、また水道が使われる場合に、一般市民に負担をさせるようなことは絶対に避けていただきたいし、今部長の方からも、話し合いをして要望していきたいというある意味で腰の弱い答弁でしたんですが、市長、これは大変市民生活に影響のある水道に関して、このりんくうタウ

ンに引くために新たに負担が多くなるような状況というのは、絶対まずいと思うんですね。これは、基本的にそうならないようなことは政治レベルの中でちゃんと抑えて、担当の部長が安心して仕事ができるような環境をつくってあげないといけないと思うんですが、市長、この膨大に使うりんくうタウンの水道に関しては、一切市民に負担がいかない方法を基本的には合意しといてもらいたいと思うんですが、市長、ちょっと答弁をしといていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど部長がお答え申し上げましたように、企業局に対しましては、直接りんくうタウンそのものは費用負担いただいているわけですが、それをバックアップするための、先ほど一例として配水池の問題もございましたけども、そういうことも含めた中で強く要望していきたいというふうに考えておりますので、今後ともそういう形で臨んでいきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 終わっておこうと思ったんですがね、私は要望していきたいという段階ではないと思うんですね。そのことは要望じゃなしに、当然そのことは大阪府が配慮せないかん問題だし、私は今から要望してお願いしますというような問題ではないと思うんですよ、この問題に関しては。

だから、これは基本的に直接的な経費は負担していただけるんでしょうけれども、水道は今私が言ったように、量がふえれば当然配水池の建設が要るわけですから、泉南の場合には府営水だけじゃなしに自己水をやっとなるわけでしょう。水が足らなくなれば、当然府営水の率は高くなるわけですよ。府営水を買えば原価上がりますからね、今の場合。だから、僕は自己水の率を高めるべきだということを主張しとるんですけどね。現実的に府営水がふえれば原価は上がるんですからね。要望の段階じゃなしに、それはもうきちっと、そうはしないということを早い段階で確約をしておいてもらわんと、僕は困ると思うんですよ、こういう生活の問題にまで空港に関連する事業で負担がいくとするならば。

それはもう1回答弁してほしいけど、それはいいですから。絶対要望するというような答弁をする段階じゃないですよ、これは、今になればね。

ぜひよろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） ほかに質疑はございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、日程第16、議案第9号 平成8年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第9号、平成8年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第1号）について簡単に説明を申し上げます。

議案書の89ページをお開き願います。補正の内容でございますが、歳入歳出でそれぞれ1,868万8,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億4,741万8,000円とするものでございます。その具体的内容でございますが、樽井地区財産区に関する調査特別委員会——98条委員会でございますが——にて協議、検討をいただきまして、前回本会議におきまして委員長より御報告いただきました財産区管理会会長名義の預金につきまして、正式に樽井地区財産区会計に繰り入れをし、運用するための補正でございます。

歳入歳出の明細につきましては、93ページから94ページに記載をしているとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。

ます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——
——林君。

23番（林 治君） ただいま助役の方から、会長名義のものを正式に財産区に繰り入れるというふうに御報告があったのですが、これはどういう意味の繰り入れなんでしょうか。いわゆる寄附金として入ってきたということなんでしょうか。

議長（島原正嗣君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 御答弁申し上げます。

この歳入につきましては、雑入として繰り入れさせていただいたものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） ちょっと雑入ということの中身の意味がわからないので、特にそのことをお尋ねしたんです。

先ほどの助役の説明では、会長名義のものであるということについては、そうすると、その会長名義というものは、どういう性格のお金であったのかということが問題になるんじゃないかなと。いや、正式にというふうに言われるからね、じゃ、正式でなかったものが今度正式になったのかということになるんでね。ちょっとあいまいな御説明であったので、私はその点ちょっとはっきりしておかないと、後々いろんな問題を引き起こすことになりかねないので、その点だけは明快にしといていただきたい。

これ、日にち、いつ繰り入れを——今回のこの予算書が通った段階で繰り入れになるのか、通った段階での処理と。ここからいわゆる市の公金として扱われるのかということなんです。そのことをちょっとお聞きしておきます。

議長（島原正嗣君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） この繰り入れの日付でございますが、6月13日に樽井財産区会計の方へ繰り入れをいたしております。特別委員会が12日に終わりました、その明くる日に繰り入れをいたしておるところでございます。

それと、この雑入の内容でございますが、これも特別委員会的时候会に論議があったわけでございますが、ポンプ場というんですか、そこの売り払

いというんですかにかかわります土地の分でございますして、これを樽井老人集会場の建設費の一部に充てるという形のものであったわけでございますして、建設に当たっては、實際上この金を使わず建設されてきたということでございますして、本来それであれば樽井財産区の中に入れるのが筋であるという判断のもとで、特別委員会で何というんですか、結論をいただきまして、その結論をいただいたことによりまして、我々といたしましてもそのとおり財産区会計の中へ繰り入れさしていただいたというものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） いや、それはちょっと違うですよ。特別委員会が採決して決めたりすることでもないし、そういうことは委員会ではしてないですよ、そういう決定というようなことは。

だから、そういうことが経過としてあったとしても、そのことがやられてない以上は、財産区財産ではないわけですよ。財産区会計の予算ではないわけです。だから今これ、繰り入れするんでしょう。そうでしょう。だから、それ以前は、それは任意にそういうふうに使おうと。もともとポンプ場を売却したお金というのは、決して樽井区のものでもなければ、市のものでもないわけです。財産区のものでもないわけです。それは水利組合のものであったわけです。それを寄附を受けたわけですから。寄附を受けて、財産区財産やなしに樽井区へ寄附して、それがすっともたれてたわけですね、ただ、そのお金を老人集会場等の建設にできたら充てようと。ところが、財管からお金が出たから、そのことについての執行をしなかった。ずっと持ってたわけですから、その段階ではいわゆる市の公金でも財産区の公金でもないわけですから。そうでしょう。だから、現実には、樽井の区長と財管の委員長との間の協議でその使用の方法については決めてきたことです。

だから、そういう点ではそういうものであったわけですから、この時点で寄附を受けたということになるのであれば、私はそれでいいと思うんですよ。だけど、そのこのところをちょっとあいまいに話をされると、不正確にお話しされるとぐあい悪いので、その点明確にしておくべきだと思うんです。私は、雑入の話というのはちょっとわかりにくいんです。こんな格好で補正予算が出てきたんで、ちょっとびっくりはしてるんですけども。

議長（島原正嗣君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） このお金につきましては、当初樽井の老人集会場に充てるようにという形の水利組合からの寄附ということになるわけですが、ただ本来であれば、その金を使っておれば、老人集会場の建設費の一部に充てておれば、樽井財産区の金の持ち出しがその分が減っておるという中から、当然この分については樽井財産区の方へ戻すべき筋合いのものであるということですので、そのようにさしていただいておりますのでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） いや、それは変な話ですよ。このお金を出しておれば、財産区のお金は出さなかったはずだと。財産区からお金を出したんだから、このお金は本来——今ややこしいことを言われましたけども、だから入れるんだというようなことはね、それは入れるか入れないかは、市長が管理者としてのそこでの判断じゃなしに、そうでないところからの判断でしょう。そこをはっきりしとかなおかしいですよ。そのとき別に寄附してないわけですから、財管には入れてないわけですから、その時点では。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） この件につきまして、いろいろ御議論がございましたんで、こういう樽井地区財産区に関する調査特別委員会というのを設けましてその中で議論をさしていただきまして、この名義の預金につきまして、当時管理会の決定に基づいて会長名義で預金をされておったということで、委員会の議論の中では、やはりこれは本来の樽井財産区の会計に繰り入れすべきものであるという認識で一致いたしましたので、それをもとに我々といたしましては、今回の措置をさしていただいたということですので、よろしく御了解を願いたいと思います。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） いや、それは違いますよ、助役。それは話がテレコですよ。委員会が何かそういうふうを決めたりはしてませんよ。あなたの方から、そういうふうにするという報告があつての話なんでね。だから、このことについては、委員会の方で先に決めて、ああしたこうしたというのは、この問題についてはしてませんよ。委員会の側に権限があることと違うということで、そういう論議をしてきたんですよ。そら、委員会では

委員長もいろいろ苦勞されましたけどね。（発言する者あり）いやいや、違うよ。これはそうじゃないんです。そういうふうにして問題をすりかえてはいけないんです。ちゃんとそれはできていますよ、その話が。だから、すりかえて話をされると、このことを議題にして委員会をつくったわけではないんですよ。委員会の中で出されてきた問題なんです。違いますよ。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 決して問題をすりかえるとか、そういう問題ではございませんで、非常にこういういろいろ疑義のあった問題を委員会をつくりましてその中で御議論をいただきまして、最終結論として、理事者の方からこういう措置をさしていただきたいという報告をさしていただいた中で、委員会としてそれを御承認いただいた。その結果、今回こういう形で補正予算を組ましていただいておりますので、御了解をお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） さきの答弁と今の答弁、違うでしょう。だから、理事者の方でこのことの処理についての方針を出されて、そういう処理の仕方がいかどうかということで、理事者の側から出されたことについての検討をしたわけです。その点では、この問題については樽井区の方から、区としての了解の文書ですね、出ますかということで、私はそのことを要求してきたんですが、そのことがないと、今ここに財産区財産の会計に入れることはぐあい悪いじゃないかというふうに言ってきたんですが、そのことの措置についての御報告をお願いしたいと思います。私はこの雑入の意味が十分理解できなかったもので、ちょっとこういう質問になってるんです。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） お答え申し上げます。

98条委員会が設置されて我々が出す資料の中で、昭和52年でしたか、会議録を出しております。その中で、このポンプ場売却のお金の議事録が載っております。その中で、区民センターの建設用地に充てるということで、その間預かっておくということで議事録が残っております。実際、その残し方というのは、御承知のように管理会会長名義で残しておったわけございまして、その後、先ほど部長が答弁しましたように建物が建設さ

れ、その中からの支出はなかったということで、実際この金はどういうふうに処理するのが一番いいのかということで御審議いただきまして、我々の方から、当然管理会会長名義というのは不自然な話でありますし、当然管理者である泉南市長が財産区の管理者として正式に運用するのがいいんじゃないかというふうな答弁をさしていただきまして、皆様に御了解を願ったわけでございます。それを実際予算措置の御質問もございましたので、委員会終了後直ちに財産区会計へ歳入をいたしまして運用していきたいということで、9月議会には補正予算を上程さしていただきますということで御答弁さしていただきました。

なぜ雑入かと申しますのは、科目的に諸収入、雑入というのが通例じゃないかと、一番いいんじゃないかという我々の判断でございまして、特になぜ雑入かというもんについては、御答弁ちょっとにくいところがございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） そうすると、6月の13日に財産管理会へ雑入として繰り入れるまでと繰り入れてからとのお金の性格が変わりますから、そういう点ではそれまでの、市長の側で何というかな、強制的に繰り入れさせるということには実際上ならないんで、私は、もともと水利組合のお金であって寄附されたものですから、その処理ができてなかった間のことについては、そこでの責任の問題、いわゆる市の公金としての責任じゃなしに、樽井区の側で財管の委員長が預かっていたにしろ、そういう形で使われてきた経過については、それはそれでそのことについては別にこの時点以前は、問題——これから以後は問題になりますけど、それ以前は別に問題はないというふうに思っておるんですが、その点はいかがですか。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） 実はその委員会の中で、林議員も御承知のように、そのお金の内容につきましてさまざまな論議がございました。ただ、市の判断としまして、これは当然財産区会計のお金として運用すべきだという結論を当初から市の方で出しておりましたけども、実際委員さんの中からも、寄附があった流れ等々を考えて、どっちにしろ樽井区のお金であるんであるから、樽井区民の方々と話し合って一番いい方法を選んでどうかという意見もございました。一応総合的に判断さしていただきま

して、樽井財産区会計へ歳入して樽井地区のために運用していくのが一番いいんじゃないかということに我々も判断したわけでございますし、当然樽井区の方々もそれで結構だという返事もいただきましたので、今回の補正に至ったということでございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 質問のことに答えてもらってないんですが、ということでも今回そういう措置をした。だから、措置するまでの扱いと措置した後の扱いとは違うということでしょう。そうじゃないんですか。私は、そこを聞いてるだけです。これは予算書に出てくるということと、予算書に出てくる以前の問題とは、全然違いますからね、性格が。その点はめり張りつけとかなないと、やっぱりぐあい悪いと思うんですよ、これ入れるに当たって。私は、それを言うてるんです。今持っている私のお金もね、これは今私の金ですが、寄附したら、寄附した時点から、私が承認して寄附したら、そこから公金ですから。そうでしょう。そこを言うてるんです。そこをはっきりしときなさい。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） 何度も申しわけございません。

その管理会会長名義のお金をめぐりましていろいろ御審議いただいてきたわけございまして、その中でのそのお金というのは、我々理事者側の判断と実際樽井区民の方々の判断とは、また委員の方々それぞれの意見が全部違っております。実際の話、そこで最終的な結論として、財産区会計に繰り入れて運用すべきだということになって、6月13日に歳入を行ったわけございまして、6月13日以降は樽井財産区の公金ということになっております。（林 治君「以降はね」と呼ぶ）はい。

〔林 治君「わかりました」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第17、議案第10号 平成7年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件については議案書の朗読を省略し、初めに本件に関し監査委員の報告を求めます。監査委員、上野健二君。

監査委員（上野健二君） 議長のお許しを得ましたので、ただいまから平成7年度水道事業会計決算審査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、泉南市長より審査を託されていた水道事業会計決算について、平成8年7月4日に黒須監査委員と私が審査を行いました。それにつきましては、水道事業会計決算書を中心に、証拠書類並びに関係諸帳簿等について審査をいたしましたところ、いずれも法令に定めるところにより執行されており、その収支状況は適正に行われました。なお、審査意見書につきましては、別紙のとおりお手元に配付いたしております。

甚だ簡単でございますが、審査の報告といたします。

議長（島原正嗣君） 次に、理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 議案第10号、平成7年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定について簡単に御説明を申し上げます。

まず、会計決算書は別冊となっておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

その別冊の決算書でございますけれども、29ページでございます。業務につきまして、まず説明を申し上げます。

給水人口につきましては、本年度6万1,244名ということで前年度に比べまして378人の増ということでございます。比率といたしましては、0.6%の増ということでございます。そして、給水戸数につきましては2万161戸、前年度と比べまして255戸の増ということでございます。比率は、1.3%増でございます。総配水量としましては、本年度830万3,412立方メートルということでございまして、前年に比べますと1,954立方メートルの増でございます。総給水量でございますけれども、本

年が747万4,697立方メートルということでございまして、昨年に比べますと7万1,441立方メートルの減でございまして、減の比率といたしましては、0.9%でございまして、

取水量でございましてけれども、851万7,750立方メートルということでございまして、昨年に比べますと1,628立方メートルの増ということに相なっております。その内訳でございましてけれども、自己水量としましては、318万2,380立方メートルということでございまして、昨年に比べますと34万9,162立方メートル減ということでございまして、比率にしまして9.9%の減でございまして、府営水量としましては、533万5,370立方メートルということでございまして、昨年に比べますと35万790立方メートルの増ということでございまして、パーセントとしましては、7.0%増ということでございまして、

恐れ入りますが、5ページの方をよろしくお願いたします。予算に對しましての水道会計の報告書ということでございまして、これは、税込みということになってございまして、

まず、収益的収入の方でございましてけれども、第1款水道事業収益としまして、予算額の合計が11億7,500万円でございます。これに對しまして決算額としましては、12億8,600万1,299円ということになってございまして、

続きまして、支出の部でございましてけれども、6ページでございまして、第1款水道事業費用といたしまして、予算の額が13億4,919万円となっております。對しまして決算額が12億9,592万2,632円ということになってございまして、

7ページでございましてけれども、これは資本的収支について記載をしております。そして、その収入の部でございましてけれども、第1款資本的収入としまして、予算額の計が12億405万5,606円ということになっております。決算額としましては、7億94万5,689円ということになってございまして、

続きまして、支出の方でございましてけれども、8ページでございまして、第1款資本的支出としまして、予算額が13億7,327万8,606円ということになっております。決算額としましては、8億1,684万8,398円ということになってございまして、

それから、公営企業ということで事業の損益でございますけれども、これにつきましては、損益計算書ということで9ページと10ページに記載しております。

10ページの下から3行目でございますけれども、これが当年度の純損失額ということになっております。純損失としまして、1,749万8,237円ということでございます。前年度繰越欠損金としましては1億149万7,352円ということで、合計しますと、当年度の未処理欠損金としましては、1億1,899万5,589円となっております状況でございます。

大変簡単ではございますけれども、以上のとおりでございます。どうかよろしく御認定ちょうだいできますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり認定することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第18、議員提出議案第13号 泉南市中小商工業振興基本条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

2番（和気 豊君） ただいま上程されました議員提出議案第13号について、提案の趣旨並びに内容について説明申し上げます。

現下泉南市の中小商工業者とそこに働く皆さんは、バブル崩壊後の打ち続く不況のもと、営業と暮らしは大変な状況に追い込まれています。とりわけ中小商工業者にとって受難の時期と言われた第1次・第2次オイルショックを乗り越え、泉南の地場産業を支えてきた太糸特紡は、平成6年で30人以上の事業所は16と激減し、低迷を余儀なくされています。大手紡績の東洋レーヨンを始め十大紡のほとんどが海外進出を果たす中で、下請中小企業の仕事は大きく後退し、個人による企業努力ではもはや立ちい

かなくなってきました。

一方、小売店舗についても、規制緩和による1993年の大店法の改正以降大手スーパーの進出を受け、営業は著しく不安定になっています。ニチイの出店に続き、6月議会でも審議されました新家のイズミヤの出店が仮にもなされたならば、小売店舗中に占めるスーパーの床面積は、70%近くになるであろうと言われています。売り上げも減少の一途をたどっています。まさに死活にかかわる重要な問題が起ころうとしています。

今、全国各市では、中小商工業者を取り巻く厳しい情勢と中小商工業者の地域に果たされてきた役割の重要性を考え、積極的に振興策をとられています。とりわけ東京都を中心にした関東圏では、条例を制定し、それを受けた規則、要綱を具備して振興の実を図られています。東京都墨田区では昭和54年に制定し、その他の区や市でもそれに続いています。大阪府下では、まだまだその後塵を拝している状態ではありますが、ようやくその動きが行政内外で起こってきています。当市で制定されれば、一步先んずることになるわけであります。かかる泉南市における中小商工業者を取り巻く情勢と条例制定における諸般の状況を申し述べ、提案趣旨としてまいります。

引き続き、内容について申し述べてまいります。

第1条で、中小商工業の健全な発展と市民福祉の向上に寄与するとしての目的をうたっています。

第2条で、昭和38年に制定された中小企業基本法に言う中小商工業者の定義について述べさせていただいております。

第3条では、商工業者、市民及び市が自治と連帯のもとに一体となって振興に向かって進んでいくという基本方針を、そして4条では振興施策の大綱を、さらに5条では市長の責務を、第6条では中小商工業者自身の努力と地域社会に果たすべき貢献の内容を、第7条では中小商工業振興に対する市民の理解と協力についても述べています。

最後に8条で、施行について必要な事項は、市長において定める旨委任をしています。

以上が条例の内容であります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます、趣旨と内容の説明とさせていただきます。

以上であります。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑はありませんか。

———小山君。

8番（小山広明君） 前回も共産党さんが1つの条例を提案してきたわけなんですけど、そのときにもこのような条例の制定については、各議員間で十分論議をして理解をされた中で判断をしていくべきだという意見があって、提案者の共産党さんからも、その点は不十分であったというおわびも1回あったんですが、今回もこのことについて議員間で話し合いや呼びかけは一切なかったんですが、このことについての御説明をいただきたい。

それから、ずっと1条、2条、3条ときちっと言われたんですが、施策の大綱とか、特に大事な市長の責務については、項目だけを挙げられて中身については全く触れられなかったんですが、この辺が私は大変大事だと思うので、この辺の御説明をしていただきたい。

それから、もう1つは、こういう条例を出す場合に、市長の協力は当然必要でありますので、市の行政とのヒアリングなりすり合わせなり意見交換はどのようにされて、市はどのような御意見を言っておられたのか、その辺の御説明をいただきたい。

もう1つ大事なのは、これは中小商工業者の強い要望という背景があったなされるというのは当たり前と思うんですが、その辺の市民の中におけるこの条例制定の具体的な運動なり働きかけがあったのかどうか、その辺もひとつ御説明をいただきたい。

我々の方には、中小商工業者が大変苦しいという現状は漠然とはわかっておるわけなんですけど、具体的にこのような条例を制定して、そしてそれが中小商工業者を救済し、市民がそのことで利益を受けていくという、そういう合意形成という機は、私は熟しておらないように思いますし、聞こえてきておりません、こういう条例を制定するという形ではですよ。そういう点は、市民の盛り上がりをどういうふうにとめてこの条例を出されてきたのか。

いやしくもこういう条例をその立場のアリバイをつくるために出して、否決されてもいいから出したんだということであれば、期待をしている中小業者は大きな落胆をして、議会そのものが中小業者に理解がないということにもなるのであれば、それは重大な問題でありますので、特にこういう弱い立場の人の権利を守る条例の制定については、そういうところも

十分配慮して、できれば出した条例が市民の理解の中で通るような配慮は、最低限私はしないとイケないと思うので、その点の御答弁をいただきたいと思えます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） まず、市議会への働きかけであります。条例案文そのものは非常に簡単なものであります。趣旨も明確だというふうに考えています。議運までに従来の慣行にのっとって提出をし、そして時間をいただければ議運で皆さんのコンセンサスを図りたい、こういうふうに思っておりました。そういうことであります。事前に各会派をお訪ねしてひざを交えてお話をすればよかったわけですが、それは異存はありませんが、これについては今の時期等も考えさせていただきました。それから、冒頭申し上げましたように、中身がそう煩雑、難解なものではないと、こういう上に立ってこういう仕儀になりました。

それから、第4条、第5条については、ここに書かれているとおりであります。基本方針は、まず「中小商工業のまち宣言」、まさにこれは泉南市にふさわしいものであろう。遅きに失している嫌いがむしろあるだろうというふうに思えます。そして同時に、今求められている泉南市の非常に脆弱ないわゆる経営基盤の強化を助長していく。そして、そのことによって地域経済の健全な発展を図る。従来から地場産業の中心を担っておられました特紡繊維などの市税の中に占める割合、税収に占める割合は、非常に高いものがあります。そういうことで、中小商工業者の経営基盤の強化は、即地域経済の健全化につながるであろう、こういうふうに思っています。

それから、中小商工業振興に寄与する地域環境の整備改善、これがまさに今求められている行政の課題であり、我々も議会もその点では一致協力しなければならない重要な課題だろうというふうに思えます。同時に、まだまだそこに働く皆さんは多くございます。当然、退職金規定などもまだ設けられていない事業所もありますが、そういう事業所で安心して働けるように、これも行政が努力をしていく、こういう必要があるだろうというふうに思えます。そして、中小商工業者に関する調査、情報、今国際化が進行する中で、まさに中小商工業者は世界の情報にも飢えています。世界からいわゆる逆輸入の現象が強まってきている中で、そのことが大きく経

営を圧迫している原因になっている、これは御案内のとおりであります。そういうことで情報の収集、提供、これはとりわけ重要な点であろうということで、施策の大綱、今泉南市の現実を踏んまえて5つに絞って提案をさしていただいております。

それから、市長の責務は、そこに書かれているとおりでございます。

それから、市長への働きかけについては、前回の昨年12月のあの提案のように、直接財政的な措置を伴わない、第8条委任の項にありますように、必要な事項は別途市長にお定めいただく、こういうことで一に執行者、市長の権限の部分にゆだねている、こういうことであえて市長には働きかけをしなかった。また、議会でもこれはたびたび、この必要性については取り上げ、論議も交わしているところでもあります。十分熟知していただいているという判断でございます。

市民の要望は、先ほど冒頭に語る厳しい情勢を申し述べました。当然市民の要望は、この趣旨に沿って非常に強いものだというふうに考えていますし、私の知り得る範囲では、例えばスーパーの進出等に示されています。これは6月議会の請願にも明らかになっていまして、規制緩和によるスーパーの進出、乱立は、まさに地元商業者の皆さんにとって、小売店舗の皆さんにとっては、死活にかかわる問題だというふうに判断をしています。これは、あの請願の趣旨のとおりでございます。必ず要望に沿った、そういう提案趣旨だと考えています。

以上です。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 中小商工業の皆さんが大変苦しいことはいろんなところから述べられておりますし、市民の盛り上がりがあるのであれば、きょうは傍聴席がいっぱいになっても私はしかるべきではないかなと思うんですね。だから、議員がそういう本当に必要としておる人の声を生に聞いて、そして今この条例をつくるのが、具体的にどういう状況で救済するのかということの青写真を示さない限り、単に条例があっても、何らそれが救済の具体的なものにならないのであれば、その落胆は、今でも落胆しとるわけですから、奈落の底へ突き落とされるような状況になると私は思うんですね。

だから、こういう議会の条例というのは、今ほんとに議会から条例を出

さないということは問題になつとるわけですから、やはりこれは時間をかけて、今の提案者の説明でも、簡単だから説明をする必要はなかったとか、議運で言ったから、議運までに提案をそろえればいいという決まりを守って出したとか、それから市長には財政負担を伴わないから言わなかったというのは、私は、この条例を出そうという姿勢と、現実には中小企業の方々がほんとに困っていることの思いの中には、余りにも大きな落差があるんじゃないかなと思わざるを得ません。

再度お尋ねをいたしますが、この第5条の中に、財政その他の措置を市長は責務としてとる必要があると明確に書いてあるわけですね。この条例があれば、条例があるんですから市長は条例を守る責任があって、必要な措置をきちっととらないといけない。今までと同じようなことをとったんでは条例上も問題であるので、この1点をとっても、財政負担は伴わないというのは、私は答弁にちょっと食い違いがあるのではないかなと思います。

それから、「中小商工業のまち」ということに泉南市を規定するということは、もっと市民との間に議論が必要なんじゃないでしょうか。本当に市民が「中小商工業のまち」というような宣言をする町として、合意形成がなされるのが私は大事だと思うんですね、これは規定するわけですから。その点でこの提案者は、市民のそういう思いをこういう形で条例として出すわけなんです、どのような集約をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

この中には、「まち宣言」と書いているから、ついでに答弁していただけると思うんですが、林業、農業、漁業という大変大事な1つの産業があるわけですね。これも中小商工業に同じようにといますか、それ以上にも苦しい状況にあるんですが、この辺の位置づけは、この泉南市の町の特性からいってどういうふうにかえられたのか、なぜこれに限定をされたのかもひとつ答弁をしておいていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） できるだけ簡潔に、答弁の方も質問の方もやってください。和気君。

22番（和気 豊君） 議長の御指摘もありましたので、簡潔に御答弁をさせていただきますというふうに思います。

私どもの働きかけいかんで、きょう傍聴に皆さんがお見えにならなかつ

た。これは私どもの力不足であります。今後かかることがないように、全力を傾注して中小商工業者の皆さんの営業と暮らしを守るために頑張らしていただきたいというふうに思っております。

それから、こういう課題というのは、行政をいわゆるプロパガンダにして、我々はそれに協力をしていく。行政の責務というのは、非常に大きいものがあるというふうに思います。特に、泉南市ではこの関係の職員の数は非常に低く、研究、情報の収集、調査、そういうまず必要な施策をする条件措置そのものが不十分である、これはもう論を待たないところであります。そういう点で、市長にもこの点は強く要請をお願いしたいと思えますし、私どもはその点では議会としても協力を惜しまないものであります。

財政の問題は、今の財政危機の中で、市がこの施策を全体の施策の中で位置づけながら十分に配慮し、考えていただければいいというふうに思います。当然、他の施策をさておいて突出することは許せません。だからといって、この関係の今の実態、情勢を踏んまえたとき、これを軽視することも許されないのは当然であります。一に議会と、そして行政と市民が同じ土俵の中で、ここにもありますように、この問題で協力、努力をし合う、こういうことが今求められている。その指標になる条例であると、私は確信をしています。どうかよろしく御審議を引き続いてお願いをいたします。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 簡潔に答えていただければいいのに、答弁を外して長々としゃべったように私には受け取れました。私は、ここにある財政その他の措置をとらなければならないとはっきり書いてあるわけですから、これが通れば、市長は拘束されてそらとらないといけませんよ。あなたは、一般の財政の中でやっていただいたらいいんだと。それであれば、ほかのやり方があるわけでありましてね、それはきちっと答弁をしておいてもらいたい。

今の発言を聞いとると、単なる意見書——単なる意見書というのは訂正しますが、意見書というものであらわせる範囲ではないかなと思いますね。こういう1つの町の性格を規定づけるためには、全市民にもっと周知徹底し、合意形成がなされた中で、我々は市民からの盛り上がりの中でやらないと、いろんな産業、いろんな職業がある中でこういう規定をするわけで

すから、私はその出し方にいろいろ納得できない面があります。

最後に、そこだけちょっと答えといてください。なぜ市長と相談しなかったのか。僕は、この条例からいったら相談しないといけないと思いますよ。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） もう簡単にやります。

地方自治法112条の議員の議案提出権にのっとって、正しいやり方で提案をしていると考えています。

それから、市長に対しては、財政その他の措置、これを講ずるということであろうたっておりますが、具体的にどの施策に幾ら、こういうふうな細目については一切提案をせずに、執行権者である市長に委任し、ゆだねている、これは条例のとおりでございます。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。———小山君。

8番（小山広明君） 議員提出議案第13号、泉南市中小商工業振興基本条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

ここで言われる中小商工業者のしんどい状況は、言を待つものではありません。しかし、この町を1つの「中小商工業のまち宣言」というものをもって規定づけることには、市民との十分なコンセンサスがないと思うわけであります。市の中小商工業者に対する施策の不十分さがこのような焦りとなって、条例の制定ということに結びついたのではないかと私は考えるわけであります。

しかし、選挙を近くにして、この条例が全く通過するという見込みもない、またそのための十分な努力もしない中を出してきたことは、このような中小商工業者に対しても大変失礼な議会の対応ではないかと私は思います。やはりこのような条例を出すからには、少なくとも議員には事前に協議の場を設けていただいて、また共産党さんがよくやっておる市民集会やシンポジウムなどを開いて、市民の意見を十分聞く中でこのような町を規定づけるような作業をするのが、私は共産党の1つのスタイルであると思っております。この条例の制定に当たっては、私は、全くそのようなことがなされておらないのは、選挙を前にしたパフォーマンスにすぎないと思いますし、この採決の中で、もしこれが否決という形になれ

ば、ただ否決したという状況だけが市民の中に広がり、議会は中小商工業者に冷たいという思いだけが伝わり、なお一層中小商工業者に落胆をさせることに結果的になるのではないかと思います。それは、単に反対をした議員に責任があるのではなしに、このような状況の中で無謀にも十分な詰めもないまま出してきた提出者にあることを申し添えて、反対の討論にさせていただきます。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって議員提出議案第13号は、否決されました。

次に、日程第19、議員提出議案第14号 平成8年度市予算で削減されたくらしのための予算復活を求める決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦君。

21番（成田政彦君） 議員提出議案第14号、平成8年度市予算で削減されたくらしのための予算復活を求める決議について、案文を読んで提案にかえたいと思います。

平成8年度市予算で削減されたくらしのための予算復活を求める決議（案）

平成8年度市予算で大幅に削減された生活関連予算は市民の生活に少なからず影響を与えている。

福祉見舞金、病院建設のための基金の積み立て、図書館の図書購入費、小中学校備品及び需用費、道路維持管理費、中小企業融資利子補給金など枚挙にいとまがない状況である。

よって市におかれては、緊急かつ早急に削減された生活関連予算を復活されることを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成8年9月3日

泉南市議会

よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

—————質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。—————討論なしと認めます。

これより議員提出議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって議員提出議案第14号は、否決されました。

次に、日程第20、議員提出議案第15号 関西国際空港株式会社並びに航空運送事業者への固定資産税及び都市計画税減免措置の撤廃を求める決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して林 治君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。林 治君。

23番（林 治君） 議員提出議案第15号、関西国際空港株式会社並びに航空運送事業者への固定資産税及び都市計画税減免措置の撤廃を求める決議について、案文を朗読して提案にかえさせていただきますので、どうか議員の皆さんにはよろしく御賛同をお願い申し上げます。

関西国際空港株式会社並びに航空運送事業者への固定資産税及び都市計画税減免措置の撤廃を求める決議（案）

政府は、関西国際空港の建設に関連して地方税法の「改定」で市の固有財源である固定資産税及び都市計画税の減免措置を一方的に行ってきた。

もともと政府の政策的減免は政府の責任でおこなうべきであり地元自治体に転嫁すべきことではない。

関西国際空港の地元市として本市は、これまでおぐれてきた都市施設の整備や空港関連事業など膨大な公共事業の急速な推進が余儀なくされ、そ

のため脆弱な市財政を圧迫、今日危機的状況を呈している。

このような現状に鑑み、むしろ政府においてこそ関西国際空港の関連地域整備事業へ財政の特別措置を行うべきである。

よって政府におかれては、地方税法の「改定」による減免措置をすみやかに撤廃されることを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成8年9月3日

泉南市議会

どうかよろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———小山君。

8番（小山広明君） 私は、自然破壊と住民の声を無視して強引に進めて既成事実をつくる中で、今日の関西新空港の状況があることを問題にしております。当然こういう地元の固定資産税を政府が一方的に減免をしていくということは、許されないことでもありますけれども、そういう空港をつくることによってお金が入るということで、とってかわれるものでないことは当然であります。地元が一番いろんな悪い影響を受けるわけでありまして、そういう点では安易にこういう減免措置を復活せよと言うだけでは、私は不十分ではないかなと思います。

もう1つは、下から4行目ぐらいに、「関西国際空港の関連地域整備事業へ財政の特別措置を行うべきである」というような表現があるんですが、これは一体何を意味しておるのかをお答えをいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 自然破壊の問題だとかに関連して、関西国際空港ができたからといって、その固定資産税を求めることではいけないというような趣旨のこと、そういうふうに最初言われたように思うんですが、今そのことの論議ではなしに、本来法のもとで平等でありますし、固定資産税というのは、地方税法の中で市の固有の財源として定められておるものでありますから、市内で今、きのうきょうの論議の中でも我が党の和気議員からもありましたように、市内の地場産業である繊維産業も激減してきているわけですね。そういう中でも、固定資産税、都市計画税はきちっと取られているわけです。取られてると言ったらおかしいけど、市としては課

税してるわけですね。

今、言っております空港関係ですね、民間空港で、しかもここには日航、全日空など航空輸送業者も来てるわけですが、これらについての固定資産税を泉南で同じように取るのが当然のことなんです。当然のことをしてないから、それは当然取るべきだということであって、課税権は本来市にあるわけですから、それを国の方で一方的に税法の改定を行って、2分の1、5年間減免したりとか、そういうことをやってきたから、特に最初の分は、市等にも相談もなく一方的にやったわけですから、それは余りにもひどいのではないかという点があります。それが1点です。

それから、下から4行目から3行目にかけての財政の特別措置というのは、ちょっと正確な言葉は申し上げられないですが、成田空港の場合は、周辺整備についての財政上の特別措置法がつくられまして、昨年でしたか、それがさらに5年間延長されて、特別な財政措置をしている。泉南市も急速な公共事業で財政的な厳しい面を1つ今持ってますから、例えば下水道事業とかいろいろなことがあります、それらがもっと市民のために、その他の公共施設も——例えば市民にとって一番アンケートをとると出てきます市民病院の建設にしても、それすら財政上、一方ではできないということもあるわけですから、そういうことも心配なく、市長が積極的に市民のためのそういう施策をやっていけるように、財政的な保障を本来政府がこういう事業をやる場合においては持つべきだと。そういう趣旨で、同じように泉南にも——どういうものかということは、またいろいろありますけれども、急速に都市施設の整備を図っていくという上では、財政的な保障を政府に求めていく。このことは、ずっと以前からいろいろと議論があったところです、泉南の議会の中でも。そういうことですので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議員提出議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がございませんので、

本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって議員提出議案第15号は、否決されました。

次に、日程第21、議員提出議案第16号 消費税の五パーセントへの増税中止と消費税の廃止を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

20番（松本雪美君） 議員提出議案第16号、消費税の五パーセントへの増税中止と消費税の廃止を求める意見書について、案文を読み上げまして提案にかえさせていただきます。

消費税の五パーセントへの増税中止と消費税
の廃止を求める意見書（案）

政府は消費税率を1997年4月から五パーセントに引き上げることを閣議決定した。これに対し最近の新聞の世論調査では、八割を越える国民が反対の意思表示をしている。

このように国民の圧倒的多数が反対し、しかも明確な公約違反である消費税の税率引き上げをやめることは国民的急務である。

消費税は所得の低い人ほど負担が重い不公平な税金で、税率三パーセントでも年間一世帯あたり十万九千円、五パーセントになれば十八万三千円になる。これは、不況のもとでの国民生活の悪化に深刻な追いつちをかけるものである。

しかも、今回の五パーセントへの税率引き上げを許せば、今後の引き上げの突破口になるだけでなく、消費税があるかぎり、税率引き上げはさけられない。

政府は増税の理由を「高齢化社会のため」といっているが、年金や医療などを次々と改悪し、高齢者対策には国庫に入った消費税の六・六パーセントしか使っていない。

住専処理への巨額な税金投入、沖縄の基地移設費用に一兆円、首都機能移転に十四兆円、軍事費には今後五年間で二十五兆円などのむだづかいを

やめ、大企業を優遇している税財政制度を是正すれば消費税の増税の中止どころか廃止すら可能である。

よって、本市議会は下記の項目の実現を図られるよう強く要望する。

記

1、消費税の五パーセントへの増税は中止すること。

2、当面食料品非課税をただちに実施すること。

3、消費税は廃止すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年9月3日

泉南市議会

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

—————質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。—————討論なしと認めます。

これより議員提出議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がございますので、

本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって議員提出議案第16号は、

否決されました。

次に、日程第22、議員提出議案第17号 「りんくうタウン」に府民に役立つ福祉・文化・スポーツ施設の建設を求める決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

22番（和気 豊君） 案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

「りんくうタウン」に府民に役立つ福祉・文化・スポーツ施設の建設を求める決議（案）

「りんくうタウン」の造成が完工して早や2年余を経過するものの、①内陸部の環境改善、②空港支援基地の「夢の島」として鳴物入りで出発した当初の計画とは程遠く、とりわけ泉南市「りんくう南浜」には、進出企業がいまもって4社しか予定されていない。そのため予想されていた税収約35億円も歳入されず、府道堺・阪南線から「りんくうタウン」に到る進入道路の建設に寄与してきたことが、逆に市財政圧迫の大きな要因ともなっている。

過去に於て、府は堺・泉北臨海埋立時には、地元関係市には造成地の無償提供をはじめ府民が求めるスポーツ施設を建設し、地元市民へ埋立造成の代償を提供してきた。

これらの経緯を踏まえて、府は「りんくうタウン」の分譲予定に大きな見込み違いをきたしていまこそ、府民に役立つ福祉・文化・スポーツ施設の建設に取り組まれるよう用地確保をはじめ必要な手だてを早急にとられることを求めるものである。

以上、決議する。

平成8年9月3日

泉南市議会

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。
———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって議員提出議案第17号は、否決されました。

次に、日程第23、議員提出議案第18号 関西国際空港の「陸上飛行ルート」反対に関する決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田君。

21番（成田政彦君） 議員提出議案第18号、関西国際空港の「陸上飛行ルート」反対に関する決議について、案文を読んで提案にかえたいと思います。

関西国際空港の「陸上飛行ルート」反対に関する決議（案）

去る7月23日、運輸省は関係府県に説明したところによると「関西国際空港の乗り入れ便数が増加し三点セット時には、想定し得なかった」などとして「海上飛行ルート」の限界を理由に「陸上飛行ルート」必要論を展開した。

関西国際空港は、もともと大阪国際空港の航空公害をなくすための抜本的な対策として進められたものである。しかも、関西国際空港建設にあたって地元を示された「三点セット」では、三本の滑走路をもつ海上空港を泉州五キロ沖合いに建設し「海上飛行ルート」をとることで、年間二十六万回離発着可能な「公害のない空港」「地元と共存共栄できる空港」がつけられるとした。これが地元で合意を求めた計画であった。

よって本市議会は、過去の経緯を踏まえるとともに、何よりも市民のくらしと環境を守る立場から運輸省に対し「陸上飛行ルート」への動きを直ちに中止するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成8年9月3日

泉南市議会

よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———小山君。

8番（小山広明君） この問題は、大変ゆゆしき問題で、何回も運輸省がちょろちょろと出してきた、またこれ既成事実をつくって押し切っていくんだらうと、今の方向では思いますね。そのことに最後、市民や住民の信頼を得るためのキーポイントであるのは、私はやっぱり行政、議会だと思わね。

そういう点では、この問題は住民の中にあきらかに立った、もう押し切られると違ふかというような思ひは、そのまま素直に私は聞くべきでないと思うんですね。本当に約束を守らすために、我々が選んだ一番近くの議会や行政が頑張れるかどうか、むしろこれは市民から負託を受けた我々の方にあると、私はそういう認識をしとるんですが、提案者においてもその辺の御認識はどのように持っておられるか、ひとつ基本的に聞いておきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 小山議員の全くおっしゃるとおりで、私も同意するところであります。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 一般に、政党とか組織というのが大きな信頼を失うとるわけなんですね。その大きな信頼の失うところは、市民の声を聞いて動くというよりも、そういう組織の都合でいつ変わるかわからんという、そういう不安が1つあるわけなんです。この関西新空港が今日ここにある1つの原因は、大阪府政においても革新知事と言われる方が1つの道を開いたと、私は思うんですね。というのは、革新知事がついたために、運動団体がある意味で運動しなくても自分たちの気持ちをかなえてくれるのではないかなというようなこともあったんだろうと思うんですが、そういう点で、今の提案者が属している政党の皆さんの当初の空港に対してのスタンスが、少し変わってきておるなということを僕なりに感じておるんですが、そういう点でこの問題について、提案者として陸上飛行ルート問題にどのような決意で今後当たっていかれるのか、一応聞いておきたいと思ひます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 先ほど提案した中身には、私どもは住民の皆さんと一緒にになってこの陸上飛行ルート反対のために頑張りたいと思ひます。

以上であります。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 住民の皆さんという場合に、住民というのはいろんな人がおるわけですから、僕が今住民団体に所属しておるのは、空港に反対しとる団体なんですね。私も一緒にやっとなるわけなんです。共産党さん

がそういう人に対して一緒に手を組んでやろうというのではなしに、排除して、むしろ1つの偏見で位置づけて、運動団体を分断をしとるとまでは言いませんが、そういう革新と言われる側が大同団結しない中では、自分とこだけが正しいというようなことを余りにも前面に押し出して、そういう力の弱い者が力を合わしていかないといけないときに、そういう自己主張を強くするということが、大きく運動なり市民の信頼を運動団体に対して失っと思うんですが、そういう点ではその辺はもう一度、力の弱い者がお互いに自己主張をするだけではなしに、力を合わしながら自然なり本当の意味での市民生活を守っていくことをやっていただきたいという、そういう思いを込めて、この決議の提案には私は賛成をしていきたいと思っております。

議長（島原正嗣君） ほかにございませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって議員提出議案第18号は、否決されました。

次に、日程第24、議員提出議案第19号 同和行政終結宣言についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して林 治君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。林 治君。

23番（林 治君） 議員提出議案第19号、同和行政終結宣言について、案文を朗読して提案にかえさしていただきますので、どうか議員の皆さんにおかれましては、御賛同をよろしくお願いいたします。

同和行政終結宣言（案）

部落差別は、封建的身分差別の残りものであり、部落問題の解決とは旧身分のいかんを問わず、すべての人間の平等・同権を確立し、部落内外の住民が社会生活においてわだかまりなく人間として連帯を広げ、差別を受け入れない圧倒的な社会的世論を築くことである。

本市における同和行政は国の「同和対策特別措置法」に先がけて進められ、すでに32年におよぶ同和対策事業によって、一般地域との格差が大きく解消し社会的交流も進展している。

部落問題のすみやかな解決をはかるためにも、今、必要なことは一日も早く、行政上の垣根をとりはらい市民の自由な社会的交流と連帯を促進することによって、真の部落問題解決への明るい展望を切り開くことである。

よって、泉南市議会はここに同和行政を終結することを宣言する。

平成8年9月3日

泉南市議会

以上であります。どうかよろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。
———小山君。

8番（小山広明君） 前回にも同じような議論が1つあったんですが、同和事業というのは、どういう形で行政ができるのかということを再度お尋ねをしておきたいと思います。

それから、提案者の皆さんが民主的な手続ということは必ず言われることなんですが、この被差別部落の人たちの民主的な手続なり民主的な合意、討論というのはどのようになされておるのか、その辺もお尋ねをしておきたいと思います。

それから、まだ全国に同和地域指定を行政的に受けておらない未指定の被差別部落があるということがありますが、そういう問題については一体どういう評価、どういう問題点として考えておられるのか。3点についてお尋ねをしておきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） ちょっと御質問の趣旨がわかりにくい点がございました。同和事業は一般行政の補完として行われてきたものでありますから、そういう点では国でここに書いてありますように特別措置法に基づいて、

またそれを受けて大阪府、大阪市、それぞれがその補完として行われてきたと、それは制度上そういうことになっています。

それから、ちょっとこの案文の中で特別にそういうふうには何も書いていないんですが、何か民主的手続云々のことで御質問があったようですが、それはどういう趣旨のことについての御質問なのか。行政上のことは行政上で、我々一般的にやっていること、私がやってるんじゃなしに、市長を初め行政当局の方でやっておられる手続があるわけです。ただ、その場合にできるだけ市民全般の御意見、御要望をいろんな形で組み入れてやっていくというのが、そういう社会的世論を踏まえてやるという点が基本的には大事だと。同時に、それが法律上も保障される内容でやるということになると思います。

それから3点目、ちょっと恐れ入りますが、もう一度お願いいたします。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） わずか3つ質問しただけですが、ほとんど質問の趣旨を踏まえずに答弁したような感じがいたします。

同和事業というのはどういう形で行政がなし得るのか、どうしてできてきたのかということを知りたいわけなんです。

2つ目は、民主的な手続ということをおなた方はよく言われるわけですが、当然この対象は被差別部落の人たちですね。そういう人たちの民主的な手続の中で、同和行政というのはもう終結してほしいということが少なくとも手続上は合意されるべきでしょう。そういう人たちを抜きに、外からも同和施策はやめるよということとは言えないでしょう。そういう点で、どういうふうに民主的な討論なり合意をしたんですかと。

それから最後は、まだ同和地域の指定を受けておらない被差別部落がたくさんあるわけですが、そういうことの評価はどうされるのか。3点ですが、わかりましたか。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 御質問の内容が私の今提案している内容とのかかわりで、おっしゃってる意味が、簡潔に御質問いただいているわけですが、その趣旨がよくわからないという点でお答えできないという問題がありました。

2点目の、民主的手続論のことでおっしゃってるんだと思いますが、行

政は——泉南市の場合ですね、これは今現在6万3,000足らずですが、全体の市民がおるわけです。ここでの行政上の課題ですから、もちろん今の場合、地区内外を問わずその市民の意見を聞いてやっていくということが大事だと思うんです。

もう1つは、これまで政府の——この案文の中にありますように、泉南では32年に及ぶ同和事業をやってます。政府が行ってから28年だと思うんですよね、取り組むようになってから。そういう中で全国的には、もう同和事業を今日の段階では終結することによってこそ新たな段階へと発展させることができるという点なんです。行政上、同和行政をやっていく上で、特に個人給付等含めて、同和地区と一般地区というふうに垣根をつくっておりますから、行政上。そのことを今はもう取り去る段階ではないかと。そのことを速やかに取り去ることが、同和事業を終結することが、さらに今願っている差別の解消につながっていくもんだというふうに、そういうことによって自由な交流を深めていくことができるんじゃないかということで、提案をさせていただきます。

それから、残された云々のことですが、全国的にこうして同和事業をやってきた中で、残されていたとしても、これらはこれからの一般行政をさらに豊かにすることによって進めていくという点でできるんじゃないかというふうに思います。

以上、そういう点で、こういう差別をなくすために、特に21世紀まで残さないために早く同和行政を終結することが大事だというふうに思います。今、全国各地でも終結宣言が次々に行われているという事例も、これは既に御紹介をしましたので、そういう点も含めて御検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（島原正嗣君） 小山君。もう簡潔にやってください。

8番（小山広明君） 私は簡潔にやっとなんなんですが、答弁をはぐらかしているように私には受けとめられるんでね。

あのね、同和行政というのは、一方的に行政が指定することはできないというのは、提案者もよくわかってるでしょう。だから一方的に、ここは同和地区ですよということを行政ができるものではないでしょう、これは。ここは被差別部落だということで、差別をしてきたわけですから、ここが

部落だということを行政がその了解もなしに指定することはできない。そこにこの部落問題の大変な問題があるわけですね。その人たちは、あなた方も認める、まだ差別がいっぱいある中で、ここは部落なんだと、我々は部落民だという、部落民を宣言するというハードな状況の中で行政が初めて進められたわけでしょう。いまだにそのことが言えないという状況の中で、まだここは同和地域であるということを宣言しない部落がいっぱいあるわけですよ。

それだけ部落だということをみずから名乗ることができない社会状況であるということは、私はあると思って、今ね。あなた方は、もうそれはなくなっただけから、とっただけいいんじゃないかということなんですが、大阪に被差別部落に住む方が行って、どこに住んでおるのかと言われて、私も本会議場でも言いましたけども、泉南だと。泉南のどこだと。樽井だと。樽井のどこだと。いや……と濁しとると、樽井からこう行ったら部落があるだろうと、その本人に言われたという話を紹介したことあるでしょう。全然部落ということ、あなた交流が始まらんと言うけども、交流がない中で、部落は怖いところやでとか、部落は行ったらあかんでとか、何かそういうことだけが教えられとる社会は、まだいっぱいあるでしょう。知らないわけですか、部落が。（発言する者あり）いや、あなたの問題を言っとるんじゃない。そういう部落差別を受けない人たちがおるわけでしょう。一方には部落差別を受けとる人がおるわけでしょう。部落差別を受けない人は、部落差別を受けないわけですから、私は部落差別をしたことがないと言ったって、交流もしてないし、そういうことをきちっと勉強する機会も我々の学校教育の中にはないですよ、それは。

あなた方の言い方は、もう同和事業というのがなければ、そこには部落問題はないんだということイコールになるような危険性はないですか。そんなもんおのずから部落差別がなくなれば、たとえ同和事業があったって、部落に対する偏見はなくなるじゃないですか。そんなもの自然になくなる。こっちから強制的に同和事業というものをなくせば、泉南市には同和事業がないんだから部落はないんだらうと、こうなってしまうじゃないですか。だから自然に部落に対する偏見がなくなれば、何ぼ部落に対して事業があったところで、何で部落だけようなるねんと、そんな表現が出ますか。例えば、どこかほかのところがよくなって、何であそこだけがよくなるねんて、

そんなことは普通言わないでしょう。

だから、そういう形で、部落問題というのは、その地域の名前をもって差別していく差別のあり方ですわ。個人を言わないですよ。そこの人だったら、やっぱり部落の人だと、こういう形で差別を受けてきた問題が、そう簡単にそういう偏見がなくなるというようなことは、どういうプロセスでなくならしていこうとあんたはしとるんですか。あんたは垣根を取る、部落内外の垣根を取ると。垣根をつくってきたのは、歴史的には部落外が垣根をつくったんでしょ。部落から垣根をつくりますか。しかし、ここは同和事業だとか同和地域だと言ったのは、確かに部落の人は垣根つくったよ。それはハードに差別を受けることを覚悟しながら、名乗らなければそういう施策が受けられなかったんじゃないですか。全然垣根のつくり方のレベルが違うでしょう、質が。

だから、あなた方が一方的に、政党の選挙対策か何か知りませんが、本当に一番現実的に弱い立場にある部落を選挙のときに、下水道事業もひっくるめて同和事業にこんだけ使っとる、こんだけ使っとる。下水道事業なんかどこでもやるじゃないですか。国の制度として同和地域に下水道事業をやれば、同和事業として多くの補助がおりの制度があるんでしょ。そういうことを全然説明せずに何百億使ってきたと、同和予算に使い過ぎだと、そういうようなことを一方的に市民に宣伝すれば、市民はどう思いますか。あなた方も政党の責任として、部落に対しての偏見を持たないようにする努力をする必要があるのに、むしろそういう何も部落に対しての知識がほとんどない中へ、部落は金を取り過ぎとるとか、同和事業は使い過ぎとるとか、下水道も道路工事も全部ひっくるめて、あなた方は同和予算だ、同和予算だと。あなた方の苦しいのは、同和予算に金を使い過ぎとるからだ。それは部落をつくってきた構造と全く同じじゃないですか、あなたの言い分は。老人の手当でもそうじゃないですか。何で部落の人に、老人だけたくさんやるんだと言わずに、なぜ同じだけを一般の人にやらないんだと、なぜそれを言わないんですか。

義務教育の本の無償配布にしても、部落の人たちの運動によってそれが全国に広がったと。こういう形にしていくのが当たり前のやり方でしょう。部落に対しての、市民が思っている意識に何の反省も促さないまま、いや同和事業にお金を使い過ぎとるんだ、使い過ぎるんだ。あなた方のだれか

が出しとる紙の中にも、部落に金を使い過ぎとるから我々の生活が苦しいんだ、そういうような思いを持っとるじゃないですか。そういうあなた方の一方的な宣伝によってそういう偏見を持って、部落と部落でないところの垣根をつくってきとるのは、あなた方の責任です、政党として。そういうことについてどう思われるのか、もう最後にしときますけど。

議長（島原正嗣君） 林君。

〔成田政彦君「きちっと教えたらええ」と呼ぶ〕

〔小山広明君「そういう態度がおかしいんだよ、教えたらええというような」と呼ぶ。他に発言する者あり〕

23番（林 治君） ちょっと恐れ入りますが、私答弁中なのでお静かに。

今、御質問があった点で、御意見を織りまぜていろいろおっしゃいましたので、ただ、気になる点で先に名誉のためにも言っておきたいんですが、何も選挙対策でおっしゃるようにやっているわけではありません。日ごろからこの問題については取り上げて、一日も早く部落問題の解決をしたいという立場から、この泉南市で私が初めてこの同和行政——今で言う同和行政ですね——を具体化させるために取り上げた者の一人であります。その点は、まず言っておきたいと思うんです。

そして、全国にこの同和地区としての行政がやられてないところがあるが、それはどうするかという問題については、そういう問題は、我々もできる限り一緒にこの問題の解決のために努力はいたしますが、私が今この泉南の議会でやれるということは、これ泉南市議会での話なんでね。全国各地で今それぞれの町や村や市で、また県段階も含めてですが、そういう同和行政の終結を、例えば最近でも京都の市議会が決議をしたとか、白浜町でも宣言をしたとか、議会の決議をしたり、いろんな形でその市がみずからの努力でそういうことをやっていく、このことはやっぱり基本だと思っんです。決してほかの地域のことについては知らないという意味じゃないんです。しかし、主体的な努力というのは必要でありますから、我々は我々で泉南での責任を果たしていく。

それから、行政上のことについては、我が党は早くからこの問題について、今日の段階でさらに必要なものについては、それは行政上の問題ですからよく行政の側とも協議をする必要がありますが、個人給付等で必要なものについては話し合いをして、一般行政を引き上げることによって、市

民全体に必要な給付金とかそういうものは上げていくと。例えば、寝たきり老人の見舞金だとかいろいろありますが、障害者の問題だとかいろいろ含めて、一般行政を引き上げて、そこへ図っていくという方向で解決を図れということは、私も先ほど小山議員が言われたとおり、そういうことはこれまでも議会質問の中でも取り上げて言ってますし、この中の趣旨はそういう趣旨のことです。そういう点での御理解をお願いをしたいと思います。大体そういうところです。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 林 治議員の提案されております同和行政終結宣言に反対の立場で討論をさせていただきます。

提案書の中にも、「垣根をとりはらい」という表現があるわけでありま
す。垣根をつくってきたのは行政であり、また部落外の人たちであることは、言うまでもありません。そういう中で、みずからが部落民宣言をし、差別をハードに受ける覚悟をしながら政策を勝ち取ってきたこの流れの中で、行政が一方的に同和行政の終結をやれる性格でないことは当然であります。少なくともあなた方が一般市民という広い視野ではなしに、地域住民とよく話し合いをして、そういう中で少なくとも過半数以上の合意を得た中で、こういうような提案をするべきではないかと思えます。

差別を受けた者は、ときには荒い言葉も出ますし、行き過ぎた面もあることは、その性格上当然であります。金持ちけんかせず……（成田政彦君「そんなことはない。それはだめや」と呼ぶ）やかましい。金持ちけんかせずということもあります。あなた方もある意味では大きな政党になっておりますから、紳士的な態度をとっておるようでありますけれども、あなた方の過去をさかのぼれば、（成田政彦君「そんなことはやめろよ」と呼ぶ）苦しい立場の中で、激しい運動の中で今日のあなた方の立場があることは、当然認めていただかなければならないと思えます。常に弱い立場にあるところに立つというその覚悟がない限り、私は政治の問題や社会問題の解決はないと思うわけでありま

す。どうか控えめな発言の中で、選挙に利用すると誤解されるような発言はぜひやめていただいて、一日も早く部落問題の解決のために努力をしていただくことを提案者をお願いをして、この提案には反対をさせていただきます。

ます。詳しいことは前回の議会できちっと述べておりますので、よくお読みをいただきたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって議員提出議案第19号は、否決されました。

次に、日程第25、議員提出議案第20号 道路財源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して片岡滝雄君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。片岡君。

25番（片岡滝雄君） 議会運営委員会の申し合わせに基づきまして、議員提出議案第20号、道路財源の確保に関する意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

道路財源の確保に関する意見書（案）

道路は、我が国が21世紀に向けて、豊かな生活の実現と国土の均衡ある発展を図るための最も重要な役割を果たす施設であり、大都市、地方圏、国内外を問わず、その整備に強い期待が寄せられているところである。

しかるに、道路予算の現状は、こうした道路整備を推進する上で極めて不十分であり、今後、大幅に道路予算の重点配分が図られなければ、公共投資基本計画の達成に支障が生じるとともに、国民生活や地域経済への悪影響も強く懸念される状況にある。

とりわけ本市は、来たるべき21世紀に向けた街づくりの社会基盤整備の一環として、広域的幹線道路の整備を促進するとともに、市域内幹線道路網の整備を推進し、道路緑化など魅力ある生活道路の整備をすすめているところである。しかしながら、自動車利用が年々増加し、道路交通への依存度が高くなってきており、増大する自動車交通量に道路としての役割・機能を十分に果たせていない状況にある。

そのため、都市間・地域間を結ぶ都市計画道路事業の促進、点在する旧集落地や新興団地及びそれらと主要施設・鉄道駅等とのアクセス道路の整

備、生活に密着した狭隘道路の安全確保等を図り、機能的な道路ネットワークの体系的な整備促進が急務となっている。

よって政府は、道路整備の重要性を深く認識され、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1、第11次道路整備5箇年計画の完全達成を図るため、道路整備費の大幅な拡大確保を図ること。

2、ガソリン税、軽油引取税、自動車取得税等の道路特定財源制度を堅持するとともに、一般財源を大幅に投入する等、道路整備財源を大幅に拡大すること。

3、震災対策、防災対策、良好な沿道環境づくり、交通安全対策等、安全で快適な道路環境づくりを一層推進すること。

4、地方公共団体の道路整備財源の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年9月3日

泉南市議会

以上であります。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第20号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第26、議員提出議案第21号 第9次治水事業5箇年計画の投資規模の拡大に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して嶋本五男君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。嶋本五男君。

17番（嶋本五男君） ただいま議長よりお許しが出ましたので、本任期中最後の議員提案をさせていただきます。よろしく御賛同のほどをお願い申

し上げます。

議員提出議案第21号、第9次治水事業5箇年計画の投資規模の拡大に関する意見書について、案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

第9次治水事業5箇年計画の投資規模の拡大に関する意見書（案）

治水事業は、国土を保全し、水害や土砂災害から国民の生命と財産を守り活力ある経済社会及び安全かつ快適な国民生活を実現するため、国土基盤の中で最も優先すべき根幹的事業である。

特に大阪府は、淀川・大和川の氾濫原に発達した大阪平野を中心として、北に北摂山系、東に金剛生駒山系、南に和泉葛城山系と三方を急峻で脆弱な山系に囲まれているため、従来から幾度となく洪水・高潮・土砂災害に見舞われてきた。

近年は、河川流域の開発に伴い、山麓付近まで宅地化が進行するなど都市化が進展する反面、治水施設の整備の立ち遅れにより、わずかな降雨によっても浸水被害・土砂災害が頻発し、市民の期待に充分応えることが出来ない状況にある。

特に、本市を流れる二級河川金熊寺川他においては、改修率が未だ低く、平成7年7月4日の集中豪雨により、床上・床下浸水の他、道路・河川・農業施設等に200箇所ちかくの被害を出すなど、大規模な被害を被ったことから、治水施設の早急な整備が望まれているところである。

また、関西国際空港の開港という社会情勢の急激な変化の中で、住環境に対する市民意識は、緑の多い快適な居住空間を求めるとともに、安全性と利便性を兼ね備えた個性と魅力あるまちへの期待が高まっている。そこで本市の恵まれた自然を生かし、アメニティ豊かな住環境の整備を図るためには、都市基盤整備事業のなかでも特に治水事業の強力かつ着実な推進が必要である。

よって、政府におかれては、これら治水事業の重要性に鑑み、平成9年度から始まる「第9次治水事業5箇年計画」において、現行計画を大幅に上回る事業費の確保、安全で活力ある国土基盤の形成、潤いとふれあいのある水辺環境の形成、超過洪水や異常渇水等に備える危機管理施策の展開等の治水事業を強力に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年9月3日

皆さんの御賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。
—————質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。—————討論なしと認めます。

これより議員提出議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第21号は、原案のとおり可とすることに決しました。

ただいま可決されました意見書決議につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては、議長に御一任を願いたいと思います。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

これをもちまして平成8年第3回泉南市議会定例会を閉会いたします。

なお、本定例会は任期最後の議会でありますので、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日、9月2日から本日まで、議員各位におかましては残暑厳しい折、また時節柄何かと御多忙にもかかわりませず熱心なる御審議を賜り、議長として厚くお礼を申し上げる次第であります。また、議会を通じて議事進行に各位の御協力を賜りましたことを重ねてお礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、本年度予算を初めとし、成立を見た各議案につきましては、これが執行に当たっては適切なる運用をもって進められ、市政の発展のために一層の御努力をいたされんことを切にお願い申し上げます。

さて、議場において皆様方とお顔を合わせることも本日をもって最後となるものと思いますが、過去4年間泉南市議会の運営が円満に今日までまいりましたことを皆さんとともに喜びたいと存じます。来る10月27日をもって任期が満了するのでありますが、この機会をもって、市議選に再

出馬をされない議員におかれましては、今後ますます健康に御留意をなされまして、泉南市発展のため御指導、御協力を賜らんことを切にお願い申し上げます。

また、今回の市議選に際し、再出馬を予定されておられます各位におかれましては、来る10月6日の選挙において全員が当選の栄誉を得られ、再びこの議場で全員が顔を合わせられますよう格段の御努力、御奮闘をお祈り申し上げます。

以上、甚だ簡単粗辞でございますが、私のお礼のあいさつといたします。ありがとうございました。

午後6時54分 閉会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 島 原 正 嗣

大阪府泉南市議会議員 和 気 豊

大阪府泉南市議会議員 林 治